

平成14年12月5日広陵町議会
第4回定例会会議録（1日目）

平成14年12月5日広陵町議会第4回定例会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山恵俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
健康福祉部次長	池田誠夫	住民生活部長	野村完治
新清掃センター建設室長	山村吉由	都市整備部長	吉村正勝
水道局長	森田久雄	教育委員会事務局長	笹井由明

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長	西辻眞治
書記	野村克也 上田勝代

議 長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。
これより平成14年広陵町議会第4回定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:09開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	諸報告
4	平成14年度定期監査報告
5 議案第66号	広陵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
6 議案第67号	町道の路線認定について
7 議案第68号	町道の路線廃止について
8 議案第69号	町道の路線変更について
9 議案第70号	平成14年度広陵町一般会計補正予算(第3号)
10 議案第71号	平成14年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)
11 議案第72号	地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約(広陵真美ヶ丘南郵便局)について
12 議案第73号	地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約(香芝真美ヶ丘郵便局)について

議 長 まず日程1番、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は過日の議会運営委員会で本日から20日までの16日間とすることにか
らかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から20日までの16日間と決定いた
しました。

なお、議案第66号につきましては、委員会の審査を省略して本日議決願いたいと存じま

すので、よろしくお願いいたします。

議長 次に日程２番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第１１０条の規定により

１５番 吉岡君

１６番 出張君

に指名いたします。

議長 次に日程３番、諸報告に入ります。

先般、常任委員会とごみ問題特別委員会が先進地の視察研修をされましたので、その報告をお願いいたします。

まず、総務文教委員長小原君、お願いいたします。

総務文教委員長 それでは、研修報告をさせていただきます。

総務文教委員会は、産業建設委員会と合同で去る１月６日に千葉縣市川市、翌７日に埼玉県宮代町を訪れ、視察研修を行いましたので、その概要をご報告いたします。

市川市は千葉県の西部を流れる江戸川を境に東京都と接している面積５６．３９平方キロメートル、人口４４万９，１１３人の市であります。市川市では、１９９７年から市役所の情報化、ＩＴ化に特に力を入れており、全国で初めてコンビニと連携して住民票取り次ぎサービスを実現するなど、先端的な事業展開をしています。

今回視察しましたいちかわ情報プラザは、ＪＲ本八幡駅南口前にあり、市川市が土地を提供し、地域振興整備公団が建設した公設の施設で、平成１４年５月に開館されました。この施設は地上６階、地下１階の最新技術を備えたインテリジェントビルで、市川市情報関連企業、ベンチャー企業などを入居し、地域の活性化や電子行政サービスなど、数々取り組んでおられ、その事業内容などを研修をいたしました。電子行政サービスなどについて説明をいただいたのは、市川市情報システム課の井堀課長でした。井堀課長はいちかわ情報プラザ建設の責任者でもあり、詳細にわたって建設の経緯、オープン後の現状などを聞くことができました。

まず、この施設は市川中心市街地活性化基本計画の中の制度を活用して、約１０億円の建設費で国が建設してくれたこと、施設の管理運営はＮＰＯ法人に委託していること、２階に電子市役所と５階と６階に市の情報システム課が入居していることを伺いました。

次に、２階の電子行政窓口については、市民の利用が当初の見込みに比べ少ないこと、その理由として、今はまだ直接市役所へ出向いて申請などの処理をする方が多く、今後の課題

としては十分な周知をして認知度を上げていくことが必要であること、データベースの中身が未熟である点などを伺いまして、また準備が整えばパスポート申請や運転免許証の更新を始めていく予定であることも伺いました。

次に、これらのIT化、情報化を積極的に進めるメリットについては、全国的に注目を集めることによって、国からの支援や周りの理解を受けやすいこと、市の情報部門が市民のための情報処理部門として発展していく可能性があること、また行政としては住民のニーズを整え、まちづくりのコーディネーターとしての役割があるので、このことにIT化を意識して考えていく必要があるとのお話をお伺いすることができました。

終わりに、今回の研修事項については、本町においても今後の課題の一つであり、町当局におかれても十分に研究調査をされていかれることがあろうかと思われまます。この研修の成果につきましては、十分に行政に反映できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、埼玉県宮代町の報告については、産業建設委員会の山本委員長から報告がありますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で総務文教委員会の視察研修の報告といたします。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

次に、厚生委員長片岡君、お願いいたします。

厚生委員長 厚生委員会の視察研修報告をいたします。

厚生委員会は、去る11月11日東京都狛江市、翌12日東京都武蔵野市を訪れ、視察研修を行いましたので、その報告をいたします。

狛江市は、超高層ビルが林立する都心新宿までわずか14キロ、約20分の距離に位置し、東は世田谷区、西及び北が調布市、南は多摩川を挟んで神奈川県川崎市と接しています。面積は6.39平方キロメートルで、全国でも3番目に小さい市ですが、人口は7万4,132人の市でございます。多摩川などの自然に恵まれた快適な住環境と都心接近という利便性から、住宅都市として発展してきた市でございます。現在の矢野市長はお年寄りに優しい町、子供たちがのびのび育つ町、汗して働く人たちが報われる町、この3つが私のやりたいことですと言われていました。

視察をしたあいとびあセンターは、休日救急診療所を含む保健センター、障害者福祉センター、老人福祉センター、高齢者在宅サービスセンターで構成されている総合福祉センターです。休日救急診療所は市内の慈恵医大病院でも救急医療がされておりますが、あいとびあセンターの休日応急診療所には年間1,543人が受診されており、特に小児科は779人

が利用されています。次いでお年寄りの利用が多いとのことでした。休日診療をしている医療機関を探し回らなくても、あいとぴあセンターに行けば見てもらえるという安心があり、利用者から喜ばれているとのことでした。

また、休日救急歯科診療所は、年間283人が利用されておられました。

また、基本健康診査は3月を除く11カ月間ずっと行い、13年度は4,800人の方が受診しておられます。また、各種がん検診も年間8カ月実施し、年1回は無料で受診できているが、今後は都の補助金との関係から財政上の問題で、定員を希望者がふえても受け入れられなくなるとの説明も伺いました。13年度は4,979名でした。

また、健康増進室では60歳以上の方を対象に、健康回復のため運動を必要としている方にトレーナーの方二、三名でトレーニング指導を、6カ月単位で教室を開くなど、予防医療も進めておられました。

また、精神障害者、心身障害者の方の社会参加のため、仕事探しに職員の方も大変苦労しておられました。1階の喫茶コーナーを障害者の方も参加するなど、自立支援への取り組みも頑張っておられました。

次に、武蔵野市は東京23区の西部に接し、都心から20キロメートルで、面積10.73平方キロメートル、13万1,968人の市であります。

武蔵野市が全国に先駆けて進めているテンミリオンハウスは、介護保険制度導入を機に高齢者の生活全般を地域において支援する共助の取り組みであり、年間1,000万円を限度として運営費を補助しておられます。この1,000万円がテンミリオンハウスの名前の由来となっております。近所に施設があれば気軽に利用ができ、家族とのつながりも保てます。小さな施設なら介護サービスや施設の管理などを住民の常識で運営できます。軽快なネットワークを生かし、サービスを受ける側に立って、緊急ショートステイ等さまざまなサービスを柔軟に提供できる、このように考えられて進められている制度でございます。

テンミリオンハウスは、言ってみれば大きな家のようなものです。アットホームな雰囲気で見たり、おしゃべりをしたり、また散歩をしたり、できるだけニーズにこたえるように頑張っておられました。要介護認定の得られない高齢者への対応や身体的な障害の対応に偏っている介護保険の認定など、介護保険制度の限界を乗り越えるための基盤整備もあります。運営は公募とし、応募したボランティア団体、NPOなどが出した事業提案を評価委員会が決定するものです。

また、施設の整備費はほとんどが国庫補助金が支給されています。現在は4施設ですが、

今後は町会ごとに約50施設ぐらいにして、二、三百メートルごとに歩いていける範囲に設置したいとの計画でございました。

もう一つユニークな取り組みがレモンキャブという外出支援サービスの事業です。高齢者や体に障害を持つ方が対象ですが、介護認定や療育手帳、障害等級などにとらわれずに利用することができます。運転手は町の商店主の方です。利用料は30分ごと800円です。車いすのまま乗れるタイプ、座席が自由に移動するタイプなどの改造は市が負担し、各お店に置いておきます。ボックスタイプの小型自動車ですので、路地裏、家の前まで迎えに行くことができます。

また、一番のネックであった白ナンバーでの運用も、粘り強い交渉の結果、認めさせることに成功したとのことでした。これらの新しい事業は、いずれも地域社会との密接にかかわり合い、住民の力を活用して行っていくという発想を基本にしており、上からの押しつけではない、ぬくもりのある社会福祉施策の原点を見る思いがしました。

終わりに、今回の研修の成果につきましては、本町の福祉施策に十分反映できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上で厚生委員会の視察研修の報告といたします。

議長 ありがとうございます。

次に、産業建設委員長山本悦雄君、お願いいたします。

産業建設委員長 産業建設委員会研修視察報告をさせていただきます。

産業建設委員会は総務文教委員会と合同で視察研修を行いました。11月6日の市川市の研修につきましては、総務文教委員会委員長小原昇さんから報告がございましたので、私は11月7日の埼玉県宮代町での研修につきまして、その概要を報告いたします。

宮代町は関東平野の中央部、埼玉県の東北部にあり、面積15.95平方キロメートル、人口3万4,454人の町であります。宮代町は東武伊勢崎線が町を縦断している好条件から、都心へ通勤するベッドタウンとして昭和40年代以降人口が急増した町で、面積、人口規模など、本町と共通する点が多い町であります。

まず、宮代町の農業の現状は、昭和45年から平成7年までの25年間に町内の経営耕作面積が883ヘクタールから610ヘクタールへと約31%減少しており、農家戸数は23%減少しています。農業従事者の減少と高齢化によって、担い手不足は深刻で、農業経営は極めて厳しい環境にあります。平成10年2月に宮代町では、農村社会が今までまちづくりで担ってきた役割に着目し、まちづくりと豊かな田園風景の保全を組み合わせた農のあるま

ちづくりを提案され、その中心的な事業として、平成13年に宮代町の原風景の残る山崎地区に環境共生型エリア、新しい村を整備され、今回はその現地において視察研修することができました。

事業の概要といたしましては、事業の名称が山崎山周辺環境整備事業、公園面積が113ヘクタール、事業費が22億1,000万円、国の補助事業の名称が農村総合整備統合補助事業19億3,000万円と経営構造対策事業2億8,000万円であります。

なお、この事業の農水省の許可に当たっては、米の生産調整の達成が不可欠であることが担当者から説明されております。それに対する担当者のご苦勞も推察できたわけでございます。

この新しい村は、地域内自給の拠点となる農の息づく快適で自然豊かな空間として整備することが目的で、園内には農産物直売施設、農産物加工施設、市民農園、ハーブ園、市民農園ハウスクラブなどが整備されています。

なお、担当者からの説明の中で特に印象に残った点は、この公園は都市部からの流入を期待した観光農園のようなものではなく、住民の参加と交流の場であること、この事業は地域住民の理解と役場担当者の熱意があったために何とかここまで実施することができたこと、住民参加のまちづくりの成功例であることなどであります。

終わりに、今回の研修事項については、本町において課題となっている耕作放棄地の問題や農産物直売所の要望、集落営農の取り組みなどに参考になる現地研修であり、町当局におかれましても十分に調査研究はされておられることであろうと思われまします。今回の研修の成果につきましては、十分に行政に反映できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

以上で産業建設委員会の視察報告といたします。ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。

次に、ごみ問題特別委員長吉岡君、お願いいたします。

ごみ問題特別委員長 それでは、ごみ問題特別委員会視察研修報告をさせていただきます。

ごみ問題特別委員会は、去る11月26日に恵南クリーンセンター、翌27日に恵那市新清掃センターを視察研修をいたしましたので、ご報告をさせていただきます。

恵南クリーンセンターは、明智町など4町1村で設立された福祉保健衛生施設組合の処理施設で、ごみ処理施設、リサイクルプラザ、管理事務所などの施設があり、その処理計画人口は2万2,000人、1日25トンのごみを処理することができる施設であります。

平成8年、ごみ処理施設の老朽化、ごみの多種多様化、不法投棄の問題、ダイオキシン類

の削減対策などから、環境負荷の低減、ごみの再資源化など、循環型社会を目指してごみの適正処理と再資源化を図るために、流動床式ガス化溶融炉を導入されたとのことです。また、平成9年3月、4地域住民への説明会をされましたが、4カ月後には地域の同意を得て、10月には造成にかかられました。

施設は、日本ガイシのガス化溶融炉が実証炉として建設され、ダイオキシン類などの基準値がクリアしていたため、建設費の5分の1以内で施設組合が購入されたとのことです。このガス化溶融炉では、一般ごみを初め下水汚泥、破碎残渣、廃タイヤなどが処理されていますが、1年に1回のダイオキシンなどの調査では、すべて基準値以内におさまっているとのことでした。

また、当初の予想よりもごみの量が少なかったために、1カ月のうち18日運転を行い、1炉で対応をしているとのことでした。

溶融スラグ及び形を変えずに回収される鉄、アルミは再生資源として利用されます。この施設の運転管理費は高くつきますが、狭い場所にも向いており、公害のない自然環境に優しい施設とのことでありました。

リサイクルプラザは1日、資源の選別6トン、破碎選別6トン、紙類圧縮梱包2トン、廃タイヤ切断200本の処理能力があり、リサイクル工房、ガラス工房、研修室を備えた施設となっております。

次に、翌日に訪ねました恵那市新清掃センターは、現清掃センターが供用開始以来25年を経過し、施設の老朽化、処理能力の低下、ダイオキシン対策などのことから、今回建設されているものです。工場と管理棟などの施設があり、処理計画人口は4万6,000人、1日42トンのごみを処理することができる施設で、現在建設中であります。工場棟にはごみ固形燃料化施設及び炭化施設があり、この施設でできた炭化物は、1～2年この施設の施工業者の栗本鉄工所に引き取っていただくとのことです。

また、RDF及び炭化物の利用については、今後も地域内での利用なども含め研究していくとのことでした。

ごみ燃料化施設を決めるに当たっては、燃やすことに対する住民感情が厳しいこと、溶融炉にするにはごみ量が少ないこと、補助金の関係などのことについて、協議会で1年間検討して決められたとのことです。

機種選定に当たっては、学識経験者5名からなるごみ燃料化施設機種選定委員会を設置し、12社の中から4社を選び、この4社で入札をされました。恵那市新清掃センターはごみを

資源として再生するために、来年4月から本格稼働されます。

以上、簡単ではございますが、ごみ問題特別委員会の研修報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 ありがとうございました。

議 長 次に日程4番、平成14年度定期監査の結果について報告を願うことにいたします。吉田監査委員、お願いいたします。

監査委員 平成14年度における定期監査結果等の報告をいたします。

監査の期間といたしまして、平成14年10月4日から同月29日まで行いましたが、一部の課で書類不備が見受けられましたので、今現在継続中であります。

監査の対象といたしまして、各課を対象に、平成14年度事務事業における執行状況及び関係書類、帳票等の処理方法並びに物品等の管理状況についてを監査を行いました。

結果等につきましては、次のとおり報告いたします。

21世紀を迎え、世界規模での構造的変化が進む中、我が国においても少子・高齢化、経済構造全般にわたる長期不況、消費型社会から循環型社会への転換、さらに自然災害、人的災害等に対する危機管理システムの構築等の難問が山積している。このような社会情勢の中で、地方公共団体においても新たな視点からの根本的な構造改革、意識改革が急務となっている。

地方公共団体は、住民の付託にこたえるべく、この厳しい状況をしっかりと受けとめ、活力ある豊かな地域社会づくりのための創意工夫をし、個性豊かな地方行政を担い、自治体相互の差別化を図る時期に来ている。そのためには、新世紀にふさわしい行政体制の整備を進めることが必要不可欠である。

このような状況の中で、本町は機構改革並びに事務改善に積極的に取り組んできた結果、随所にその成果が見受けられるところであります。しかしながら、財政面にあつては地方債残高が約150億円、債務負担行為額が約41億円となっており、年々公債費比率の経常収支率が上昇し、厳しい状況下にあります。職員各位にはこの状況を充分認識し、事業等の計画的執行を図られ、財政構造改革に即応した財政の健全化を推進されることが最重要課題と考えられます。

今後とも最少の経費で最大の効果という地方自治の本旨に基づき、職員一人一人が責任ある行政マンとしての自覚を持ち、徹底した行財政改革に取り組むことが必要であります。また、財政計画の策定に当たっては、現在執行されている事務事業に係る費用と事業効果を十

分に分析した上で、限られた財源の配分を行うことが望まれます。

平成14年度の各事務事業の執行において、まず予算の執行に関してはおおむね初期の成果を達成されている。また、経費節減については、特に物品等の購入に当たり、競争入札等の競争原理を制度化し、厳格な執行に努められたことにより成果を見ており、旅費を始めとする各課執行予算科目においても、各員の努力が実を結んでいると思われま

す。また、各課における事務執行に当たっては、事務の適正な執行、事務改善について、各員が真摯に受けとめ、着実に実行した結果が随所に見受けられました。しかし、これに甘んじることなく、さらに一層の改善を図りたい。特に、入札制度に伴う参加資格の申請に際しては、審査内容の充実を図り、住民に不信感を抱かれることのないよう取り組まなければならない。

これは管理課が現在担当している指名願いの中で添付資料の不足があり、監査実施に当たり、未提出となっています。その内容は、例えば法人であれば社会保険の写し、個人であれば賃金台帳等の写し、そして車両等にあつては1年1回の法定点検の点検済証の写し、車検証の写し等であり、私は議会選出の監査委員として、提出がなければ今回一般質問を予定しておりますので、その方を理事者の方でご検討をお願いしたいと思います。つきましては、後日行われます産業建設委員会等で提示を求めていく所存であります。

なお、今回提示を求めている業者につきましては、町内建設業者のみといたしており、また他の各課における監査の結果は、報告書のとおりであります。具体的な文面が入っていないので、質問のある議員の方はご質問を委員会等で申し出ください。

以上、簡単であります。定期監査中間報告といたします。終わります。

議長 ありがとうございます。

議長 次に日程5番、議案第66号、広陵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 町長！

町長 議案第66号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案趣旨のご説明をさせていただきます。

平成5年12月から平成14年12月まで3期9年間にわたりお務めをいただきました塚井氏が、健康上の都合により退任の申し出をされましたので、後任として大西才司氏を選任

させていただきました。

大西才司氏は昭和6年12月30日生まれの満70歳で、現在馬見北6丁目にお住まいになり、広陵町役場職員として37年間の長きにわたり今日の広陵町の基礎となる行政の根幹を担っていただきました。行政経験の中でも税務関係は、税務課長、総務部長として12年間の実務経験をお持ちであり、本町の税に関するエキスパートとしてご活躍をいただき、固定資産に対する専門的知識や経験は非常に豊富であります。

特に昨今は、土地の下落状況が続く中、税負担に対する不満や家屋評価基準の大幅な改正による家屋評価の複雑化など、多くの課題が課せられています。さらに、来年度は評価替えの年でもあるとともに、評価額の公開制度が実施される中で、審査申し出人の意見にも適正かつ公平な判断を預ける最適者として固定資産評価審査委員に選任するものでございます。

任期は3年でございます。どうかよろしくご同意賜りますようお願いをいたしまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第66号を同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第66号は同意されました。

ただいま広陵町固定資産評価審査委員会委員に選任されました大西才司氏が来られておりますので、紹介をさせていただきます。

町長、よろしくお願ひします、紹介お願ひします。

町 長 このたびご同意をいただきまして誠にありがとうございます。広陵町固定資産評価審査委員会の委員に大西才司氏が皆さんにごあいさつにお見えをいただきました。どうぞよろしくお願ひをいたします。

固定資産評価審査委員 ただいま平岡町長から議案を提出していただきまして、いずれも皆さんの同意をいただきました、広陵町馬見北6丁目の大西才司でございます。

役場にお勤めさせていただいて、かなりの経験はあるつもりでございますが、与えられま

した固定資産評価の審査につきましては、これからも努力しながら、自分なりに勉強し、皆さんのご期待にこたえていきたい、勉強することをここにお伝えいたしまして、就任させていただくことについてのごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

大西様にはご健康に気をつけて頑張ってくださいますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長 次に日程6番、議案第67号、町道の路線認定についてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、議案第67号の町道認定についてご説明申し上げます。

今回認定をお願いする件数が数多くございますので、皆様のお手元に配付しております第4回定例議会の町道認定関係資料、この資料からもってご説明申し上げます。

この資料のめくっていただきますと、第1ページでございますが、これにつきましては在来地区の大塚、在来地区の関係いたします認定の関係の資料でございます、大塚の42号線から寺戸の20号線までの位置図等を添付しております。

内容につきましては、在来地区で隣接いたしております認定済みの道路と今回新たに認定をお願いする道路の区分が非常にわかりにくいということで、このような資料を添付させていただきましたので、よろしくご参照願いたいと思います。これにつきましては、在来地区の今回お願いいたします新規の認定する箇所、既に認定済みの道路等を明示しておりますので、よろしくご参照願えたら結構かと思えます。

それで、次で今回お願いしております路線の認定でございますが、ご承知のように真美ヶ丘の公団の開発に伴います、それに伴いまして引き継ぎを受ける8路線、馬見北129から131号線、馬見中44から48号線、この位置図につきましては議案の4ページから6ページに位置図が添付しております。

続きまして、同じく真美ヶ丘の公団の中で近鉄不動産が開発をいたしまして、その路線を引き継ぐ路線が10路線ございます。馬見中34号から43号線でございます。この位置図等につきましては、議案の5ページに添付をいたしております。

先ほど申し上げましたように、在来地区の認定につきましては先ほどの資料をご参照願えたら結構かと思えます。以上でございます。

議長 次に日程7番、議案第68号、町道の路線廃止についてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、議案第68号についてご説明申し上げます。

第68号につきましては、町道の路線の廃止ということでお願いいたすわけでございます。

議案書の22ページをお願いいたします。廃止路線でございます。

この道路につきましては、県道へ移管するという事で、町道の2路線を廃止したいということでの廃止路線でございまして、場所的に申し上げますと、葛城川の奥坪橋の東の堤防から高田市までの分と、同じく西側の堤防で水道局から高田市までの2路線でございます。

この2路線につきましては今まで町道となっておりますが、県道に移管するという内容のものでございまして、位置図で示しておりますように、この分につきましては県道に移管されるという内容のものでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 次に日程8番、議案第69号、町道の路線変更についてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 議案第69号についてご説明申し上げます。

議案書の29ページをお願いいたします。変更路線が示しておりますように、まず初めに路線の変更で県道への引き継ぎによります延長の減1路線がございます。百済南郷線で、路線延長のうち葛城川の左岸部分について県道に引き継ぐため448.52メートルが減になるわけでございます。

続いての安部の27号線につきましては、道路の拡幅によりまして2路線がふえると。安部27号線で56.37メートル、南郷36号線で90メートルの増ということで、拡幅工事によりますものでございます。

続いて、ちょっと一番下段で南郷の40号線でございますが、これにつきましては敷地の所有権の移転が完了いたしましたので、延長増の1路線で、55.45メートルの増でございます。

続きまして、大塚橋と安部大橋と、この前11月30日に渡り初めを済ました大塚安部の橋梁の部分の大塚につきましては34.3メートル、安部につきましては34メートル

の延長増でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたしますと思います。

議 長 次に日程9番、議案第70号、平成14年度広陵町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 それでは議案第70号、平成14年度広陵町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回補正をいたしますのは、歳入歳出それぞれ6,496万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億8,325万4,000円とするものでございます。

まず初めに、歳出の方からご説明させていただきますので、議案書の36ページをごらんいただきたいと存じます。

一般管理費のセキュリティポリシー策定委託料500万円につきましては、LGWAN、LGWANと申しますのはローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワーク、この略称でございます。日本語で言いますと、総合行政ネットワークと、こういうふうに言ってます。この接続におきます必須条件として、平成15年7月までに情報セキュリティの基本方針の確立を目指すということが条件になっております。このため職員用のマニュアルを作成委託するものでございます。今後は職員研修を通して徹底を図ってまいりたいと、かように考えております。

その下に総合文書管理システムコンサルティング委託料500万円については、電子自治体の構築に向けて平成15年度中にLGWANへの接続を義務づけられております。このため文書情報管理体制を確立するため、文書ライフサイクル体制の構築あるいはワークフロー体制の構築及びシステムの構築を委託するもので、あわせて現在やっております文書決済に伴います事務改善を目指していきたいと考えております。

次に、退職手当組合特別負担金2,316万4,000円につきましては、清掃センターの職員3名の退職に対します負担金及び保育園長1名の勸奨退職に係ります負担金の合計2,454万4,000円の増額と、平成14年度末をもって退職予定の職員に係りますいわゆる人勧給与の引き下げに伴いまして給与改定されますので、これによります退職手当金3名分の減額分、この138万円との差額を2,316万4,000円ということで計上させて

いただいております。

次に、コミュニティー助成事業補助金170万円につきましては、地域コミュニティー事業に対する補助制度を活用いたしまして、区長、自治会長会においてごみ捨て禁止、不法投棄禁止、町をきれいに、犬のふん禁止あるいは野焼き禁止、駐車禁止等の看板を作成し、及びコミュニティーキャンペーンステッカー等の作成に全額補助をいたすものでございます。

その次に、戸籍住民基本台帳費の備品購入費126万8,000円につきましては、今回議案も出ておりますが、郵政官署法によります証明書交付事務を平成15年3月から広陵真美ヶ丘南郵便局及びジョイフルアサヒにあります香芝真美ヶ丘郵便局において開設するための認証機あるいはファクスの購入費を計上いたしております。

37ページの道路橋梁維持費の工事請負費1,500万円につきましては、当初予算におきまして各大字及び自治会等の要望に基づきまして、緊急性の高い箇所を厳選し予算計上しておりましたが、即時対応を必要とする側溝の修繕あるいは事故防止のための舗装の修繕、水路の修繕、池、堤防、道路の修繕等、工事着手することを余儀なくされ、予算に不足が生じることとなりましたので、今回補正をお願いするものでございます。

次に、非常備消防費、消耗品の111万5,000円につきましては、消防団員等公務災害補償等共済組合の補助制度を活用いたしまして、冬季の予防活動に活用するため消防団員の防寒着を購入するもので、全額補助金で対応をできるということで計上をいたしておりますが、執行につきましてはさらに検討を加えて調整をしてみたいと、かように考えております。

次に、学校給食特別会計に繰り出します給食調理員日々雇用賃金の不足額65万6,000円を計上いたしております。

次に、38ページの小学校費、備品購入費の79万2,000円につきましては、重度障害児の新入学に対処するため、環境整備の必要性が生じることとなり、休憩台、立位台、勉強机、トイレ内脱衣台及びトイレ用座位保持クッション等を購入し、受け入れ態勢の充実を図るものでございます。

次に、中学校費の講師賃金につきましては、実質勤務時間数及び通勤手当支給額の変更等について調整したもので、56万4,000円の減額となります。一方、日々雇用職員賃金につきましては、4月1日付職員異動及び退職に伴いますパート用務員の雇用賃金を日額800円を基準に年間の経費として広陵中学校及び真美ヶ丘中学校の2校について307万2,000円が必要となると、この差し引きとして250万8,000円を計上しているという

状況でございます。

最後に、公民館費、負担金補助及び交付金の875万7,000円につきましては、大字南が建設されております公民館に対する補助金でございます。当初予定されておりました計画面積が区民等の要望をいろいろと満たすため検討されました結果、全体建築面積の増加によりまして、既定の補助金を増額するものでございます。当初予算計上時には時間的に間に合わなかったということで、今回補正をさせていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

続いて、歳入予算でございますが、議案書の35ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の補正に対します財源として、地方特例交付金の減額につきましては、これは確定によります金額を減額させていただいております。

次に、普通交付税につきましても確定によります7,456万8,000円の増額補正となっております。特別交付税につきましては、現在のところまだ確定ではございません。

次に、財政調整基金の繰入金につきましては、633万4,000円の減額をしております。

その次に、諸収入として自治総合センターコミュニティー助成金の170万円と消防団員の安全装備品の助成金として111万5,000円の合計額281万5,000円を計上しております。

以上の結果、歳入合計額6,496万円の補正額となります。

以上で平成14年度広陵町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

議 長 次に日程10番、議案第71号、平成14年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 それでは、議案第71号、平成14年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回歳入歳出それぞれ320万9,000円を追加し、予算総額を2億1,144万9,000円といたすものでございます。

歳出の方からご説明を申し上げたいと思います。43ページをお開きいただきたいと思

ます。

学校給食費、賃金65万6,000円につきましてですが、今回年度内で3名の病体による正規の給食調理員が発生をいたした関係で、どうしても学校間の応援体制が整わないために、代替給食調理員を必要としたものでございます。代替給食調理員として今回108日、7時間で単価850円及び通勤手当といたしまして65万6,000円を計上さしていただいたものでございます。

それから、需用費につきましてですが、賄材料費として255万3,000円を計上さしていただきました。これは平成13年度の繰越金が255万3,000円を発生いたしましたために、今回今後の給食の賄材料費として調達をいたしたいと思うものでございます。

続きまして、歳入につきましてですが、42ページでございます。代替給食婦のパート賃金につきましての65万6,000円につきましては、一般会計からの繰入金により財源を調達いたしたいと考えております。

それから、繰越金につきましては平成13年度の会計剰余金として計上をさしていただき、賄材料費に充てるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長 次に日程11番、議案第72号、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約（広陵真美ヶ丘南郵便局）についてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 45ページをお願いしたいと思います。

議案第72号につきましてご説明を申し上げます。

この法律の目的とまたこの規約の内容につきましては、今年6月議会におきまして、当初町長から話もございましたように、近畿地区で初めて広陵真美ヶ丘北郵便局で同年9月2日から実施するに当たりまして、ご提出を申し上げました際に、この規約の内容等につきましてご説明を申しております。その内容と同じでございますので、省かせていただきたいと存じます。

今回、協議が調いましたのはここに上げております広陵真美ヶ丘南郵便局で、議決をいただきますれば告示をいたしまして、来年3月1日の実施を予定いたしておるところでございます。

なお、実施するに当たりましては、住民のプライバシー、正確な事務処理の確保の必要性等から、住民を幅広く代表して、団体の意思を深くできる議会の議決が必要となりますので、お願いをするものでございます。以上で終わります。

議 長 次に日程12番、議案第73号、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約（香芝真美ヶ丘郵便局）についてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 48ページをお願いしたいと思います。議案第73号につきましてご説明を申し上げます。

内容等につきましては、さきの議案第72号と同様でございます。これも来年3月1日からエコール真美の香芝市の領域にあります香芝真美ヶ丘郵便局で実施を予定いたしております。これによりまして、元気で優しいまちづくりの一環といたしまして、住民の皆様の住まいの近くに役場窓口として気軽に便利にご利用いただけます施設、今年5月1日から実施しておりますサービスカウンター5カ所と、郵便局では今年9月2日から実施の広陵真美ヶ丘北郵便局並びに来年3月1日実施予定の広陵真美ヶ丘南郵便局及び香芝真美ヶ丘郵便局のこの8カ所での取り扱いとなるものでございます。以上で終わります。

議 長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案熟読のため12月6日から10日までの5日間を休会といたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって12月6日から10日までの5日間は休会といたします。

12月11日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

（A.M. 11：10散会）

平成14年12月11日広陵町議会

第4回定例会会議録（2日目）

平成14年12月11日広陵町議会第4回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山恵俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
健康福祉部次長	池田誠夫	住民生活部長	野村完治
新清掃センター建設室長	山村吉由	都市整備部長	吉村正勝
水道局長	森田久雄	教育委員会事務局長	笹井由明

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長	西辻眞治
書記	野村克也 上田勝代

議 長 ただいまより定例会を始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:35開議)

初めに、12月5日吉田監査委員から平成14年度定期監査結果の報告がありましたが、この件に関しまして吉田監査委員の発言を許します。吉田監査委員、説明をお願いします。そこで結構です。自席で結構です。

監査委員 平成14年度定期監査結果報告をいたしました内容で削除を議長に対して申し出たものでございます。

内容といたしまして、平成14年12月5日第4回定例会初日において、定期監査報告をさせていただいた中で、監理課が担当とする内容について指摘を行いました。このことについて継続及び中間報告との報告を行いました。定期監査については完了したものとし、私は議会選出の監査委員でもあり、今後議会で提示を求めていく所存でございます。よって、継続及び中間報告の発言は削除いたします。以上です。

議 長 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第67号 町道の路線認定について
2	議案第68号 町道の路線廃止について
3	議案第69号 町道の路線変更について
4	議案第70号 平成14年度広陵町一般会計補正予算（第3号）
5	議案第71号 平成14年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1号）
6	議案第72号 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約（広陵真美ヶ丘南郵便局）について
7	議案第73号 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約（香芝真美ヶ丘郵便局）について
8	議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて
9	議案第75号 平成14年度広陵町一般会計補正予算（第4号）
10	議案第76号 平成14年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
11	一 般 質 問

議 長 まず日程1番、議案第67号、町道の路線認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 3番議員！

3番議員 今回の町道認定のなっているところなんですけれども、町道として4メートルという幅につきましては、一応確保されているということではあるわけなんですけれども、実際上袋小路になっていたりとか、非常にほかの方々が使えるという形ではないわけです。要するにその住民の方々だけが使われるという形になってるし、またそういう袋小路ということになりますと、消防の問題とかということになってきた場合のこれがもともと認可されたときの状況というのか、袋小路だということによって認可をもともとされるということになってるわけですか、その指導というふうな形はどのようなふうなことで指導をされてるわけですか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたします。

袋小路いわゆる開発当時に事前の協議で回転路があるか、あるいは道路付近の状態等もいろいろ条件をつけまして、袋小路であるが消防自動車等緊急時の道路として十分、袋小路でも非常に長くあれば消防等が無理ですけども、距離が短ければ消火栓等からの消火もいけるというような柔軟性に一応対応もしております。

しかし、そこに住んでおられる住民の方々が生活道路というんですか、非常に自分の持っている車もガレージに入れられる道路の幅員があるというような条件もそろっておれば、一応認定ということで上げさせていただいております。

議 長 5番議員！

5番議員 まず1つは、この道路の旧在来地域の方はいろいろな複雑な経過もあって、道路ができてから町道認定に至るまでの期間というものはさまざまであろうということは理解するわけなんですけれども、ニュータウンの方におきまして道路認定が非常に、前回も言いましたが、すぐに道路、入居がそれほどなくても事前に認定しておく場合と、それをかなりたってから認定する場合とあるんですけれども、その基準ですね、どのような基準で認定に持っていくのかということ1つです。

といいますのは、北6丁目のミサワホームの方で販売したところの町道認定がまだなされてないと思うんですけれども、それはかなり5年以上前に開発されていると思うんですけれども、その道路につきましては、整備されてから1年もたっていない間にトラブルがあり

まして、一部やり直しをミサワホームの方にさせたという経緯があるわけですがけれども、そういう点から見ましても、やはり一定期間を置いて認定していくということが必要なのではないかということでお聞きしたいんです。

とりわけ今回北3丁目の池の、真美ヶ丘池の埋め立てした跡がちょうど認定に上がっているわけですね。あそこは前回も指摘しましたように、本当に深いところでは10メートル近くも埋め立てをしている中で、公団の方も販売の形式が従来の宅地とは違う形で販売してるんです、条件が。家を建てるのは5年まで土地を放置してもいいんだということを前提にして売り出ししているんです。それは地盤沈下の懸念を持っているからであるわけですから、この町道につきましても、地盤沈下をする可能性は十分見ておかなきゃいけない、その据え置き期間は見なきゃいけないということなんです。

とりわけ町道の下には水道管とか下水道管とか、またあるいはガス管も埋まっているわけですから、大変トラブルが発生する懸念も強いわけですね。ですから、町道認定に至るまでの期間をどのようにとらえられているのかということが1点です。

それから、認定した後でやはりトラブルがあることは十分に先ほどの例でも考えられるわけで、そのときに何年間そういうトラブルが起きたときにその業者が責任を持つということになっているのか。文書で明確になっているのであれば、参考資料としてその契約の資料もいただきたいと思います。

それから、もう一つは、交通安全の問題なんですけれども、公団など特にカーブミラーだとかそういう点については事前に取りつけるとか、いろいろな約束をさせていただいていると思うんですけれども、やはり町道認定に当たっては、そういう交通安全施設の十分な整備をされてから、あるいはすぐにしなくてもその経費については負担をさせていただくということが前提になって、きちっとそれが十分になされているのかどうか、2点お聞きしたいと思うんです。

それから、この前開通しました、祝典しました橋のところの道路の認定出たと思うんですけれども、あそこが至近距離で大きい橋が3つかかったということになるわけなんですけれども、新しく橋がかかって地元の皆さん大変喜んでいただいて、結構なことだとは思いますが、その経緯ですね、至近距離で2つ橋がかかるというのは大変異例なことだと私の方は認識するわけですが、経緯だけご説明いただきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 まず初めに、公団の中の認定の道路につきましてお答えいたします。

公団との申し合わせによりまして、公共施設に関する完了検査を行った後、速やかに道路法に基づく手続を行うとともに、供用を開始するというので、それぞれ道路認定を行っているものでございます。

また、北の池の埋め立ての件につきましては、昨年の12月議会でもある議員から条件というんですか、ございました。それにつきましては、いわゆる瑕疵担保というような内容で条件をつけております。沈下するとか、そういうことにつきましては、業者の責任によって修繕を行うとか、そのような内容の瑕疵担保、約束をとっておりますので、そういう面については心配する必要はないかと、こう思っております。

それと、交通安全の標識、交通安全の対策のそういう内容につきましても、それは約束というか、覚書できちっととっておりますので、はい。

議 長 5番議員！

5番議員 だから、何年間の瑕疵担保になっているのか、そして特殊な事情で懸念される場合、とりわけ独自に上乘せした、年月を上乘せして契約ですか、しなきゃいけないと思うんですけれども、そういう配慮を検討していただいたのかどうかです。

それと、その際の手書類、どういう書類がちょっとわかりませんので、どういう条件になっているのか、資料として提出していただきたいと思います。

それから、交通安全施設についても同じく、どの程度の施設を見ていただいているのかということをはっきりしていただいていたら、いろいろなトラブルがあったときでも速やかに要望して実現していただけるという見通しで、大変住民の方も取り組みをしやすいと思うんです。自治会単位でいろいろな形でやっていただいていると思うんですけれども、そういう点についても状況は附属して説明いただけたら、ここの地図にこういうカーブミラーだとか一たん停止線だとか、そういうのもあわせて記載していただけたら、予定としてでも記載していただけたら大変理解しやすいんですけれども。

それから、先ほどのもう一つ説明抜けていたと思いますので、橋の経過説明。

それと、北6丁目の方ではじゃあなぜ認定になっていかないのか、その辺のバランス。私は北3丁目はまだ認定するには早過ぎるんじゃないか、認定するんであれば一般の道路よりもさらに3年なり5年なりの上乘せが必要じゃないかという視点で質問しておりますので、そういう形でお答えいただきたいと思います。

橋の方も答弁してください。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、橋につきましてお答えいたします。

この特に安部、大塚の橋につきましては、各大塚、安部等の大字の一応田んぼへ行く重要な橋でございます。そういう意味におきましても、各大字等で強力にというんですか、非常に熱意を持って高田土木へも陳情されたという経緯がございまして、この橋の完成によりまして田んぼが全部東にあるということから、非常に利便をあるという意味の橋でございます、大字の方々、区長等をはじめ非常に熱心に陳情等要望を出されたというような経緯でございます。

それと、池の跡の埋立地の件でございますが、一応私は5年までというような考えは持っております。そのうち一年一年現地で町の職員が参りまして、そういう陥没等があるかどうかという検査というんですか、調査をやらなければならないなど。しかし、そういう内容で調査した結果、どここの場所で沈没している、舗装がどうだというような結果を業者にまた報告いたしまして、その一応5年間のうちにそういうものを修繕さすというような内容の瑕疵担保というんですか、そういう約束をしていかなければならない、しているということでございます。

それと、交通安全の設置につきましては、一応大まかには、おっしゃっているように、真美ヶ丘の今の路線の中では信号等は全然予定はございませんが、一旦停止とか、とまれとかというような白線を引くそういうものにつきましては、一応交渉中で、その道路、道路におきましては、いろんな交通状態の違う場所がございますので、全部がカーブミラーが必要であるかならうかということも判断いたしまして、それは一応町の方で交通安全対策の方でも協議しなければならないと。一応基本的には道路の白線等のことは協議を進めているということでございます。

議 長 13番議員！

13番議員 産業建設委員長としてちょっと質問というか、お願いをしておきたいと。

と申しますのは、町道認定が昔は議会のたびにあったんですけど、1年に1回になったと。ほんでこれ毎年12月議会で町道認定されていると。今回見ますと、これ35路線あるわけなんです。それを一括で出してこられるということになりましたら、非常にこれこちらの方の処理も大変でございますので、やはりそのときによって、年に1回というのは都合上されてるんだと思いますのやけど、場合によっては別に年に2回あってもいいんじゃないかと、私そういうように思いますねんけど、ちょっとその点についてどうお考えか、ちょっとお考えをお聞きしておきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたします。

今回のように多数にわたります路線の認定あるいは廃止等がございまして、議員のおっしゃっているように、非常に集中したような内容になっております。しかしながら、各大字からの認定の要望等がございましたならば、おっしゃるように、ある4回の議会のうちの2期、2期に分けてまして認定に上げていく必要もあろうかと。たまたま今回にお願いいたしておりますような多数の路線がございましたので、議員がおっしゃってますように、今後はそういう大字の要望等も、件数等も見分けまして、また考えていきたいと、このように思います。

議 長 ほかにありませんか。 4番議員！

4番議員 1点だけ、開発地域内の交通安全等については委員会で議論するとして、1つはいわゆる開発地域の申請が上がった後の広陵町での、いわゆる庁舎内での協議を強めていただきたいというの、1つは教育委員会やあるいはまた先ほどの交通安全施設というのは総務になるわけですけれども、そういうところでのルールづくりというのをおくれているというふうに思うんで、その点についてきちんとしたルールづくりのもとに、開発申請が上がった時点での全関係機関での一致、あるいはまた注意事項についてどう行っているのかということを含めて1点だけご答弁をお願いしておきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたします。

開発申請が上がりますと、議員おっしゃっておりますように、担当関係課ずっと回覧で回しております、例えば通学路の問題どうするんだと、またごみの集積所はどのようにするんだとかというような内容で、一応開発申請の段階で書類等を関係課には回しておるのが現状でございます。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 日程2番、議案第68号、町道の路線廃止についてを議題とします。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程3番、議案第69号、町道の路線変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程4番、議案第70号、平成14年度広陵町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。 12番議員!

12番議員 今回ちょっと1点だけお聞かせ願います。

36ページ、そこにセキュリティーポリシー策定委託料。説明を聞きますと、行政ネットワーク関係と、こういうふうなことを聞いております。私前からちょっと住基ネットとかそういうことについて非常に興味を持っているところがございまして、今回これですね、行政関係のネットワークちゅうから、行政関係のいろんな連絡事かなということを考えてるんですが、こういう関連についてもいわゆる安全対策あるいは条例の保護対策、あるいはいろいろな外からの侵入対策といろいろあるんですが、その辺の安全対策あるいはこういうのにはそういう個人的な情報もあるのかどうかちょっと詳しいことわかりませんが、その辺の保護条例とかというのはどういうふうにかえられて対策をとられているのかということでございます。ちょっとその辺お聞かせ願いたいと思います。

議 長 総務部長!

総務部長 電算関連に伴います安全対策につきましては、まず電算室の入退室管理につきましては、平成15年度の当初予算で指紋認証による入退室管理システムを導入する予定でございます。そして、入退室のログをパソコンで管理をするということでございます。

それから、データのバックアップにつきましては、電算室内のサーバーのデータは毎月末にデータを吸い上げて大阪のある委託業者で保存をしております。また、日々のバックアップは業務停止後の夜間に行い、電算室内で保管をいたしております。現在保管の方法につきまして検討をいたしておるところでございます。

それから、磁気テープの保管につきましては、現在の電算室の拡張を検討しておりますので、拡張後の電算室内に設置する予定でございます。

それから、耐火耐震性につきましては、現在の電算室は耐震耐火構造でないため、電算室拡張にあわせて火災に対しての措置を講じることができるかどうかを検討していきます。

また、震災につきましては、建築物そのものの構造上の問題がありますので、今後の検討課題とし、万一備えているスムーズなバックアップができるように、バックアップの対応を考慮してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長 12番議員!

12番議員 今聞かせていただきました。こういう関連の問題は内部から漏れちゃうということが、これ各企業でもそうなんですけど、これ現実はい多いです。未然に食いとめるとかいろいろ対策がとるところがあるんですが、内から対策が1つ、次は外部からの対策、いわゆるファイアウォールとかいろいろあるんですが、その対策が1つということで、今ちょっと聞かせていただいて、なかなか細かいとこまで指紋でだれが入るかとか出るとか、また業者入れるとしたら、その辺の業者の管理です、その辺もちょっとひとつしっかりして、自信を持って安全ですと、こういう、いずれにしろもうネットワークを築いていかなあかんことは、時の流れにはもう変わりはないんですが、その辺ちょっと住基ネットあたりからちょっと心配するようなどこがありますので、ひとつ力を入れてやっていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

議 長 5番議員!

5番議員 38ページの公民館集会所整備補助金の件なんですけれども、これは前の議会でも委員会の方で議論させていただいた経緯があるわけなんですけれども、在来地域とニュータウンの方との集会所の補助金が大分格差がついてしまった現状があるわけなんですけれども、去年でしたか、在来地域の方の集会所の補助金の規則を変えられたのは、その変えられた経緯となぜ変えなきゃいけないのかと。どういう趣旨のもとにどういう見通しを持って変えられたのかということについてご説明いただきたいのと、それから格差についてなくしていく方向での検討を言っていたらと思うんですけれども、どのようにご検討いただい

ているのかお聞かせいただきたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 公民館の補助の基準それから真美ヶ丘の集会所の基準、そういった点について、そしてまた、今回単価の改正による補助要綱といった点についての流れ、そういったご質問でよろしいでしょうか。

従来真美ヶ丘につきましては、集会所という形で呼んでおりまして、これは町施行でもって事業をとり行なってきたものでございます。在来地につきましては、以前より補助要綱に従って一旦補助要綱の改正に従いまして補助金を交付してたわけですがけれども、在来の公民館の補助要綱につきましては、一旦真美ヶ丘北7丁目の実施事業費に対してその時点の単価で見直すということで、公民館の方の補助要綱につきましても単価改正を行った経緯がございます。その当時は平米当たりは3万7,000円程度で、平米18万5,000円で補助要綱でたしか16万7,000円という補助金だったというふうに認識しております。

しかし、本来の補助金のあり方というふうな点から、現在木造、鉄筋につきましては、平米15万円、そして鉄骨そして鉄筋コンクリートですね、いわゆる鉄筋コンクリートで平米18万円というふうな実例価格をもちまして補助要綱を見直したということでございます。

この安部及び南の公民館については、真美ヶ丘のそうした実例価格でもって単価を積算した16万7,000円を適用したものでございます。そして、その後の見直しによりまして、現在は15万円の木造、そして鉄筋の18万円の単価でもって補助要綱を改めて見直した要綱ということで、現在はその15万円の適用と18万円の適用、そして補助金の交付の制度上の問題としては、やはり全額補助という観点よりも、70%以内という制限を持ちましての要綱の改正を行っておるものでございます。現在は木造で10万5,000円の補助金、そして鉄骨及び鉄筋コンクリートは12万6,000円の補助金で補助要綱を持っておるものでございます。したがって、安部及び南の公民館については、旧補助要綱に従っての補助金の交付対象施設であるという状況でございます。

今回の南の公民館の建設補助金の補正のお願いをしておりますのは、いわゆる16万7,000円の単価でもっての面積の建築増ということでの補助金の追加要望として計上させていただいたということでございます。

議 長 5番議員！

5番議員 安部の方と南の方について、北7丁目の集会所の建設価格でということなんですけれども、去年まだ北7丁目はごく最近自治会ができたばかりで、ことしからですか、発足し

たの。だから、その当時には7丁目全く関係なかったわけですから、その経緯について大変おかしい。

そしたら、再度どういう経緯で上げられたのか、そしてまたすぐにそれを7割に下げているということについては、そこに該当したわずか1年か2年の間に建てられたところだけが大変に有利であって、その前後のところが大変不利になるということが鮮明になってしまうわけですが、この点についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 取り消しをさせていただきたいと思います。

北7丁目につきましての集会所の単価を参考にして先ほどの要綱を変えられるということではございません。その直近の集会所の建設したある町の……。北7丁目ではございません。その改正をした最近のときの実例価格をもって改正をしたのが16万7,000円という補助要綱でございます。北7丁目ではございません。

そして、今回は70%以内というふうな状況にしたという中では、やはり補助金という性格上の問題があります。改めて補助という考え方の中で、やはり100%補助というふうな観点は許されるべきではないなというふうな観点でそういう70%以内というふうな制限を設けたわけでございます。

ただ、当然その16万7,000円にした経緯と申しますのは、過去5年ないし6年ほどは、その古い要綱につきましては改正をしておらなかったというのも事実でありまして、やはりその間の実施単価につきましては高騰をできておったという状況の中で、5年、6年を経過のことを踏まえましての改正をしたという時点の16万7,000円ということでございます。今回改めまして、先ほど申しましたように、木造は15万円の70%以内と、鉄筋は18万円の70%以内というふうな要綱を定めたものでございます。

議 長 7番議員！

7番議員 37ページです。道路橋梁維持費という項目の中で、1,500万円の舗装、擁壁、水路修繕工事を計上されておりますけれども、場所と内容についてお願いいたします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 場所等につきましては、私この席では場所等のあれは持っておりませんので、必要であればまた担当課で見ていただいたら結構かと思えます。委員会でも、この内容につきましては議員もよくご存じだと思いますが、いわゆる当初予算から出発いたしまして、緊急性の高いものより予算計上しておりまして、現在予算に不足が来してきた状態で補正をお

願いましたものでございまして、道路の側溝あるいは破損箇所の音鳴り、音が鳴るとか、また池の堤体の漏水等、こういう内容のものが今現在補正予算に上げさせていただいておりますので、場所が今申し上げますか、ちょっと今資料いただきましたので。

萱野で2カ所ございます。的場の側溝の修繕、疋相の住宅の配水管の工事、古寺地内の舗装の修繕、百済地内での側溝の修繕、同じく百済地内での水路の修繕等がございます。

議 長 7番議員！

7番議員 舗装の修繕の中で、柳板大谷線で現消防署、広陵消防署のやや西の方で最近舗装、オーバーレーンですか、オーバーレーンというか、削除してかけられたというふうなことがあるわけですが、それと逆に、消防署から東へ下る、役場の方へ向かってちょっと下る途中ぐらいに、下水の工事をされて舗装を復旧された部分、それと逆に2車線ありますので、その西小学校側の車線ですね、いわゆる南側の車線についてかなり傷んでいるという状況もございますので、その辺も検討を願いたい。今補正には入っておりませんのやけども、かなり傷んでますので。と申しますのは、消防署の西の方においてよりもやや東の方が民家等も隣接しておりますので、そういう判断をした中で質問したわけです。以上です。

議 長 答え。 都市整備部長！

都市整備部長 今ご指摘の柳板大谷線の路線につきましては、大字疋相の区長からも要望が出ておりますので、今年度の予算計上にはございませんが、また新しい新年度につきまして検討していきたいと、このように大字にも答えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 4番議員！

4番議員 1つは、先ほどの36ページの委託料の部分であります。最近コンピューター関連についての委託料というのが、これは全国的にも非常に大きくなって、広陵町でも非常に委託料がかさんでいます。

そういう中であって、この委託料に対する各業者間での実態の問題等がどこまで検討されているのかというのがあろうと思うんです。その点について、いわゆる委託料の委託先業者名の一覧、それと13、14年度の委託料の部分はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

というのも、いわゆる値段の決め方というのは、全国的に例えば当初については、いわゆる請負委託料1円とか、そういう形で落札をさせるというようなこともありましたし、あるいはその後の経過が見えないという問題があります。例えば、いわゆる奈良県下での電算が委託している委託料というのは一体どう決められているのかという点について、市段階でも

非常にその根拠がわかりにくいというようなことが上げられているわけですがけれども、そういう点でこのコンピューター関連での委託に対する専門家が広陵町にいないという状況からいって、どのような判断に基づく委託をやっているのかということが問われる時期に来ているというふうに思いますので、先ほどの現実、実態をまず把握させていただきたいというふうに思いますので、その点についてまず一つ質問です。

それから、先ほどの公民館の問題ですがけれども、私は安部や南の大字がそれにのっかって補助を受けたということについてどうのこうのという問題は当然ないわけですがけれども、町のこの要綱に従う問題点というのは、非常に深刻だというふうに思うんです。例えば、これは具体的な例を出していただきたいんですけども、この議会でも百済での公民館について工事をこの間進めました。あるいはまた、その他の修繕についてもあったわけですがけれども、実際その前後の方々にとっては、これは各大字の方々にとっては深刻な問題を及ぼすことになろうと思うんです。そして、今後上がってくるところについても同様に問題を生じさせることとなります。

これは各この問題をどういう形で処理されてきたのかというのが一番問題であって、例えば区長・自治会長会でこの経緯について説明をされた中で実行してきたのか、それとも秘密裏にこの問題が処理されて事務方だけで行われてきたのかと、こういうところは非常に深刻です。そういう点でお聞きしているわけなので、まず最初にこの間の公民館や公民館その他建設、修繕をした大字の一覧表とその補助単価、そして今後予定されているところの問題、例えば六道山については公民館の改修があがっています。それに対してどのような補助をするのかという点についても、影響があるのかないのかという点について答弁を願いたいと思います。

それから、この経過については、5、6年間補助金の要綱が変わってこなかったもので、いわゆる直近のある町の公民館なり集会所ですか、いわゆる建設単価を参考にしたということですがけれども、そうなってくれば、以前から補助金については、例えば公民館は国、県の補助金があったころですよ、現在はない状況ですがけれども、いわゆる安い単価で甘んじてこられたわけなんです。実態に見合っていない補助基準単価が適用されてきた。それが本来補助金として運用されてきたわけなんですけれども、なぜそれが5年、6年のいわゆる値上がりによる補助金のアップにつながったのか、これは非常に不明確であります。

そしてもう一つは、五、六年の間に値上がったのかという問題についても、そしたらその辺の資料をきちんと出して説明をしていただきたいということになるわけですから、その点

もきちっと答弁をしていただきたいというふうに思います。

いわゆるこういう町が補助金やその他をやる場合については、当然公開を原則にしながら各自治会大字が不利益をこうむらないというのが大前提であります。もちろんそういう点で言えば、公民館などの補助金が上がってきた経過があります。それは当然そのときの事情によって上がっていくわけですから、議会やその他に説明あってこそ本来の姿勢なんです。そういうことも一回もない。こういう中で行われた補助金の改定、またもとに戻るということ自体がいわゆる不明朗さをつくっている原因にもなっているわけなんですから、そういう点についてのこの経過については厳しく実態を把握して、議会として取り組む必要がある問題ではないかというように思うんです。秘密裏に行われてきた問題という私たちは初めて知った中においてあったものですから、そういう点について説明を具体的に行っていただきたいと思います。

それから、学校給食の繰出金、これは給食のところでも関連するわけなんですけれども、いわゆる私自身も一般質問している内容とも関連するわけですが、まず教えていただきたいのは、賄費に対しての購入先の業者数です。

9月議会では、学校給食会で米の購入について議論させていただきました。そして、そういう中であって、地元業者を育成する、あるいは地元業者を発展させる、あるいは地元業者を大切にする、こういうような姿勢の問題がそういう中で出てきたわけですから、その購入先の問題を出していただきたいということと、そしてそれは町内業者にかかわることのできな
いいわゆる食材なのかどうかという点もあわせてお聞きしたいというふうに思います。

議 長 助役！お願いします。

助 役 まず、36ページのセキュリティーポリシー策定委託料と総合文書管理システムコンサルティング委託料等の考え方、これは当然この2つともかなり高度な専門的知識を要するということでの委託でございます。

それから、電算関係をどのように把握し、また検討しているか、値段等についてのというご質問でございますが、13年末で電算委託をしているものを総合的に見ますと、1億6,490万円と、こういう金額になっております。メーカーとしては7メーカーに委託しているところでございます。

それから、町職員では単価的なもの、いろんなことを検討に、しかし至難であるというご指摘でございますが、確かにおっしゃるとおり、大変専門的なところでございます。現在の件分には、システムアドバイザーいわゆる近畿マルチメディア推進協議会というところが

ございまして、元通商産業省の外郭団体でございますが、そこからアドバイザーとしてボランティアで助言をいただいております。これは年数回というふうに決まっておりますので、今後の位置づけとしては、もう少し密度高くこの方々にお願いせねばならないかなと、このように考えております。終わります。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 公民館の補助要綱の経緯でございます。もちろん長い歴史の中で公民館の建設事業というものにつきましては、当初国の補助金あるいは県の補助金、そういったことで地元の公民館を建設していただく際には、その補助要綱でもって建設をしていただく、そしてそれに見合う町の補助金を出さしていただくというふうな歴史的な経緯もありました。

しかしながら、その補助制度も国、県でなくなったというところ辺で町のその単価というものが統一化あるいはもう凍結になってきておったのは事実でございます。その凍結になってきた事実の単価でもって建築をそれぞれの大字、そのタイミングによって大字が建設をなされてきたときには、その補助要綱、その年、年の補助要綱によって補助をさせていただいたものでございます。したがって、財力のある大字の公民館を建設についての大字につきましては、補助金以上、補助要綱に基づく基準額以上の立派な公民館も建設を進めていただいておりますし、ただ大字ごとには均一した公民館でも建設はできないということで、一定の補助金に基づく補助をさせてきていただきました。

折から真美ヶ丘につきましてはの集会所は、土地及び建物は町施行でやった関係で、それぞれやはり在来地の公民館の建設についても、大字の財源がかなり高額になるというふうなこともありまして、そのやはり是正をしなければいけないということで、在来地の公民館についてもある程度の補助金の改正をしなければいけないのではないかとという時点で5、6年の凍結した補助金を要綱によって増額したという経緯がございます。

そして、そのタイミングに合致したやはり大字の公民館が2館あったわけでございますけれども、それはその時代のタイミングでその補助要綱に乗った建設をせしめた大字の公民館でございます。今後先ほど申しました単価の要綱で建設をされた場合には補助金を出すというふうな流れになろうかと思っております。

もちろん公開につきましては、ただいまご指摘いただきましたように、現在の補助要綱たるものは、そのもちろん公民館の建設せしめる大字の区長さんが来られましたら、詳細に説明をさせていただくとともに、区長・自治会長会、そういったところで現在の要綱をお示しし、公民館建設事業につきましてはの町の補助金の要綱はこういう形ですと、今後これでお

取り込みをくださいというふうな観点でご説明を申し上げていきたいというふうに思います。したがって、何ら非公開でその要綱を事務者レベルで改正したものでもないというふうに自負しております。今後そうした要綱につきましては、十分大字の要望に対してご説明なりをさせていただきたいと、かように思います。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長 学校給食の。

教育委員会事務局長 申し遅れました。学校給食につきましては、現在は資料請求をいただいております。賄材料費の仕入れ先の町内の業者のリスト、そういったものを資料でお渡しさせていただきます。

議 長 4番議員！

4番議員 委託料の問題ですけれども、私たちが埼玉県の大井町に視察に行ったときに、非常に、これは保守系の町長ですけれども、感銘したことがありました。それは何かといえば、いわゆる通産省基準での補助金という問題について、これは焼却場の炉建設に当たっての問題ですけれども、信頼性を置いていなかった、そして置いていなかったというよりも、いわゆる民間の純粹のアドバイザーの方の力によって大井町に見合った炉の建設設計計画を立てられたと。これは職員も含めて非常にレベルの高い内容だったというように聞いていますけれども、そういうときに大手業者が入札当初参加を指名したわけですけれども、そのアドバイザーの方の設計基準に合わない、何回やっても合わなかったんで、それはもうやめて、中小企業の方に委託したと。そして、同じ炉が建設されたという経過があるんです。

今ここに私はなぜ例を出したかという、コンピューター関連について今現在国は非常に積極的な姿勢を示しています。その中身については不明な部分が多いわけです。これは官民一体となって補助金の問題に、いわゆる機械の更新や機械の状況について研究課題されています。そういう意味からいうと、私はこの問題については、埼玉県のその炉と同じように、国の補助金や国の施策ではなく、独自に民間の方々がこの原価計算あるいは原価計算まではいかなくても、その費用についてどれだけ精査できるのかというアドバイスをもらった上で取り組みであれば意義があるんですけれども、ボランティアで元通産省の方のいわゆる団体が全国市町村すべてがこういうアドバイザーのもとに行っていくということになると、結局一律の問題になってくると。先ほど言ったように、業者の一つ電算は、市で例えば生駒ではこれだけだと、桜井市ではこれだけと。人口規模によってただ単に割り振りするだけのような実態があるというようなことも聞いております。

このような実態を変えていくためには、やはり町独自で研究課題を持ちながら、専門家がいないわけですから、そのアドバイザーというのは本来自由に意見の言える方の意見を聞くというのにも必要だというふうに思うんです。もちろん元通産省の方のアドバイザーを無視するという意味では全くありません。当然それは聞くことは当然であります。

しかし、さらにその実態に迫る認識があれば、私はこれは町独自にもその研究課題として取り組む必要があるというように思います。今後この問題は非常に大きな問題として上がってくるわけですから、いわゆるその委託料に対する姿勢についても、やはり研究課題としてぜひ取り組んでいただきたいというのがまず一点であります。

それから、公民館の問題ですけれども、先ほどの答弁からいいますと、区長会、自治会長会にこの値上げのときについては説明していないという意味に受け取っていいわけですか。改定したときにですね、その辺がちょっと先ほど言った現在の要綱を示して、今後これを申し上げていきたいという答弁だったので、そういうふうに認識したんですけれども、私は少なくとも補助金に対する考え方について、いわゆる原価に近いところでの補助金というのは、町のいわゆる補助金の要綱なり理念の問題について、建設についてはですよ、その他については実費補助というのは当然やられる場合もあるし、いろんな補助金の中ではあります。しかし、建設については、そういう考え方をとってこなかったわけなんです。また、それはそんな考え方なかったんです、建設については。なぜこの2件について5、6年前からの、この値上がりも実際値上がっているのかちゅうの私らにわからないわけですから、それについても説明をしていただく必要があるんですけれども、なぜ突如それが上がってきたのか、こういう問題が消えないんです。

だから、1点は、以前の補助金要綱については、議会でも上がったときの部分については議会に全員協議会で説明を受けました。そして、それ以降については全く議会で受けてないわけですか。そういう点でまず第1点、議会についても説明のないままに値上げし、また値下げしたと。

さらに重要なことは、区長・自治会長会の当事者に対する説明がどのように行われてきたのかちゅう問題が不透明なんです。これは二重にその公開に至る重要な問題ですから、があったのかなかったのか念を入れていただいて、どんな説明をされたのかということも踏まえてご答弁願いたいと思います。

そして、なぜ今回さらに値下げにされたのか。私たちは公民館の先ほど言った歴史については、やはり地元負担を軽減していくという立場から、その補助金を値上げについては積極

的な意見を述べてきました。そして、それはそのように流れに沿った形で行ってこられたわけです。その頂点に立っているのが、いわゆる萱野公民館の地区区民センターができたときには、あれは町がやりましょうという形で、いわゆる北校区コミュニティーという形の建設に至ったんです。これは公民館建設のいわゆる社会施設としての最終的な段階に到達したというふうに私は認識しています。これは東校区もその他の校区についても、各自治会が課題として持っていく問題やと思うんですけども、なぜ今回それがさらに値下げになったのかという内容は、ここ2年の話でしょう。値下げをしたのは最近、上がったのはね。だから、そんな状況の中でなぜこうなったのかというのは不透明をめぐり切れないうことから、詳細な説明をしていただきたい。

それから、これは教育委員会の仕事であって教育委員会の仕事でないんです。財政畑の仕事なんです。これは補助金要綱の改定というのは、いわゆる町長部局との相談なくしてこれはできないんです。それ自体も要綱について値上げされたときと値下げされたときの町長部局についての検討はどのようにされたのか。そして、今回値下げされたところについて補助要綱というのは町長部局はどのように検討されたのか、そういう問題についても詳しく説明をしていただきたいと思います。

それと、資料については、先ほど言ったように、補助要綱の前と後の変わった問題、今回変わった問題、3通については、委員会で結構ですから提出していただきたいと思います。

議 長 助役！

助 役 電算に絡むシステムアドバイザー等の課題については、大いに研究すべきであると考えます。これから研究検討を続けてまいります。終わります。

議 長 どうですか、どちらが。公民館の要綱の見直し等の含めてだれが。 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 補助要綱の見直しにつきましての6年経過の増額、そして数年たって値下げというふうな観点でのご質問だというふうに思っております。当然補助金の性格上、町の姿勢というところも絡んでくることも事実でございます。当然その時点で住民の皆さん方の利便を図るべく真美ヶ丘地域の集会所そして在来地区の公民館といったものについては是正を図るために、一旦補助金の増額をして要綱を改正するという姿勢のもとでの手だても、それはその時点では当然だというふうに認識しておりますし、その後いろんな町の財源的問題もございます。他の分野の財源投資もございます。そうした関係で補助金という性格を見直すという観点でした場合、やはり見直す時期も単年度であっても町財政逼迫というふう

な観点ではやはりその時期を見直さざるを得ない状況にもなるかというふうに思います。

したがって、当然町施策、町姿勢の問題の絡みもございませぬけれども、私どもの方としましても、教育委員会サイドの公民館補助要綱というものを短期間ではありましたがものでございませぬ、見直さざるを得ない状況になったということでございませぬ。

ただ、その時点での各大字の公民館の建設については、大字、大字の建設計画というものがございませぬし、その時点、タイミングというものは町の補助要綱に従って建築をされる全くうまくタイミングが合ったそういう公民館につきましては、それはやはり多少の不均衡という点につきましては是正をいたしかねるところもあるわけではございませぬが、その時点の要綱に基づく公民館建設のそのタイミングというものはしかるべき時点での各大字の公民館建設事業の年度というふうなものに合致したというふうに認識しておりますので、理解をお願いしたいというふうに思います。（4番議員「6年経過後の値上げのその物価の上昇のその根拠。」）それにつきましては、その当時の集会所の建設実例価格をもって算出した単価でございませぬので、今記憶の中でその集会所の実例価格は資料として持ち合わせておりませぬ。委員会の方でその資料を確認してお答えを申し上げます。（4番議員「それと、建設についての実勢価格に補助した経過がない。新たな考え方の根拠。」）

議 長 それもすべて委員会の方で報告させていただきます。

ほかに質疑ありませんか。 町長！

町 長 公民館の補助金についてご質問をいただいておりますが、実は私就任をさせていただいて、いろんな補助金を見させていただきますと、公民館補助につきましては、近隣町村と比べますと、随分多額の補助をしているという実態がわかったんです。広陵町は特異な町でございませぬ、真美ヶ丘については、土地を住宅公団から買わしていただく、そして地元には全額で負担を町で集会所を建てさせていただいているわけです。用地もお貸しをしてるんですが、一般会計でその取得費につきましては負担をしているわけです。少なくとも6,000万円、7,000万円というのは1自治会に負担をしているわけです。これが今日まで15カ所も6カ所もやらしていただいた。こうしたことが果たして隣の町の香芝市では真美ヶ丘の住宅地をどうとらえているかといいますと、全く1つの地域としてとらえているだけで、1自治会ということでございませぬ。いまだ集会所は香芝市域にはありません。1カ所2,000万円程度の負担をする、用地は負担しないと、それだけ厳しい取り扱いをなさってるんです。私どもは十数カ所も全額でさせていただいている。で、このさせていただいたところがしかもこの修繕でもう老朽化している、建て直しをせないかん、こういうところに

対しても全額でこちらがしなければいかんという事態になってるんです。

こういう状況を踏まえてまいりますと、既設といいますか、旧集落地の公民館については、大字で頑張ってください、土地も大字でお出しをいただいている、建物については一部補助をしているというのが実態で、同じ町であっても非常に大きな格差が出ているわけでございます。これには今までにはいろんな形で取り組みをいただいておりますが……。

（４番議員「経過はわかる。」）はい、経過がありますので、これはいいとして、果たしてこの１８万円とか１６万７，０００円というのは実勢価格に合ってるのかどうか。この卑近な例であります、百済で公民館を建てさせていただいた経過を見てまいりますと、補助をしているのが、実際にお受けいただいている金額よりも補助金の方が高くなっているんです。実勢価格は、平米１５万円いいますと５０万円ぐらい、坪当たり５０万円です。５０万円では大方の公民館は坪当たりはできるんです。補助ということですから、大字の事業をなさっていただいているところに幾らかお出ししましょうと、大字も頑張ってくださいという願いをする以上は、丸抱えではだめですよということで、これをなるべく抑えさせていただこうということで私は係に提案をしているんです。

今日までに大字で事前協議をしている大字もありますので、もうこれでええと、この補助の要綱はこのとおりで補助金を出しているという経過もありましたので、大字も取り進めをいただいていたので、年を追いながらマイナスの補助金を今経過措置としてしているところでございます。ご承知のように、１５万円とか、鉄筋についてはもう少し上がるような……。上がったときは私はおらないときでございます、それでは私は下げる方で今やらしていただいておりますので、そういう方でご理解をいただきたい。地域につきましては、下がるのは非常に不公平なところもあるわけですが、ひとつこれでは町がもたないということでご理解をいただきたいと思っております。

議 長 もう委員会でやらしてもらったら結構かと思いますが、はい。どうする、答えられる。

じゃあ委員会でお答えさせていただきます。

では、１３番議員！（４番議員「公開の問題。」）（１３番議員「もうええやない、人質問するのに。」）

もう寺前君終わりました。

１３番議員 先ほど坂口議員から質問のありましたコンピューターの件、セキュリティーの件でございます。ここに５００万円上がっているのは、これはソフト面のハッカー対策等のソ

フト面のセキュリティーの予算であると聞いております。

先ほど坂口議員がおっしゃいましたように、私はコンピューター室並びにそのデータ、MT関係のデータの保管の状況を見せていただいておりますと、非常にお寒い限りであると。これは非常にこの前に市川市へ研修に行つてまいりましたときに、あこの5階建てやつか6階建ての建物の最上階がコンピューター室になっております。通常の方は5階のそのコンピューター室まではエレベーターが行かないようになっております。その6階へ行く人はパスワードを持った人しか行けないと。そのパスワードを押して最上階のボタンを押したら初めて6階へエレベーターが行くと、こういうふうなセキュリティーのことになってる。もちろん入退室の履歴等はもう当然とられておるということでございます。

これのようなことで、非常にデータが膨大になってきて、コンピューターの使用量がふえてきておりますので、やはり先ほど答弁で来年度予算でやるということでございますが、これは町長ぜひともやはり僕も非常に危険を感じますので、防火性についても危険を感じますし、通常はその部屋自身が防火性のある部屋になっておまして、そしてその中のかつ防火性の金庫、防火盗難防止用の金庫の中に大体データというのは保管するというようなのは普通でございます。ここのは表に出たままになっていると。非常に怖い状況でございますので、ひとつこれは町長ぜひとも来年はそれをお願いいたしたいと思っておりますので、ひとつその点についてはよろしく願いしておきます。

その次に、補正予算についての考え方というものでございますのやけど、今回これ7,000万円余り地方交付税が予算よりようけ来たということで、それが歳入の財源になって歳出の予算を組まれておるということでございますが、この歳出予算というのは非常に緊急性があつてぜひとも組まなきゃならんというところへたまたまこの交付金が来たから、その交付金を利用してこの予算を組んだのか。もしこの交付金が来なくてもほかの財源を利用してこの補正予算を組まなくてはならなかったのか。その辺についてのことをどういふふうにかこれ我々がとらえたらいいのかなと、そう感じておりますので、ちょっと財政の方からその辺につきまして考えがありましたらお願いします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 今回補正予算を組まさせていただきましたのは、来年度の4月までにまずなくちゃならない事業ということで繰り越しをさしてもらつと。今年度でぜひ必要な事業であるということで、いわゆる歳出で必要性を総括した中で補正予算の歳出総額を出さしていただいて、それに見合う歳入の財源を充てさせていただいていると、こういう組み方ございま

す。

議 長 ほかにありませんか。 町長！

町 長 今山本議員がおっしゃったことですが、議員は非常にコンピューターに詳しい議員でございまして、職員にもいろいろ知恵をいただいていることに感謝をしているところでございます。何としてもセキュリティーといいますか、安全対策が大事でございまして、職員みずから律して頑張ってもらいたいと思います。

コンピューター室の改善等についても、せんだってから会議を進めているところでございまして、庁舎にさらに耐震性の、また安全性のどれだけこの部屋に元を入れるかということも課題でございますし、大変なときに大変な支出が必要なわけでございますが、これから議員各位と協議を進めながら来年度の対策に力をおかしをいただきたいと、そんな状況でございまして。

議 長 3番議員！

3番議員 36ページの退職手当金の負担金のとこなんですけども、この中で清掃センターの職員の方が3名退職されたということでお聞きしているわけなんですけども、その理由ですね、どういう業務についておられて、一遍に3人というのは何か業務的な変更があったのかというふうに思うわけなんですけれども、今後その業務についてはどういうふうにされていく予定なのか、あわせてお聞かせください。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 清掃センターの3名の職員につきましては、いわゆる広陵町の職員の定年等に関する条例というのがございます。これで定年は60歳というふうに規定されてるわけですが、特にその職員が当たっていた業務が、その人がやめることによって不都合を生じる場合は、この職員を1年を期限に雇い入れることができると、こういう条例があるわけです。この条例の中で雇い入れておりました1人は3年目、もうあと2人は、あと3人ですね、そやから合計4人になるわけですが、当初から3年目の方はもう3年を期限ということでやめてもらうということですので、清掃センター全体としては4名の方がやめられるということになります。その一人が3年目でやめられる方と、それからあとの3名は2年間継続をしていただいと。3月31日をもって2年ということになります。この方を退職していただくということに今なるわけです。

この辺でいわゆる一般職でこういう措置がとれるかと申しますと、かなり難しいわけです。いわゆる再任用制度というのも条例で設けさせていただいておりますが、大勢の方がいっと

きにやめられた場合に、そのうちの何人かを再任用するとか継続して雇っていくとかというのはかなり難しい判断が必要だと思います。ですから、こういうことにつきましては、やはり60歳定年というものを守っていきたいという考えを持っておりまして、今回おやめになるということで、この方たちはプラットホームあるいは庭園の管理に1名の方、それからいわゆる炉の機械を見ていただいている方が1名、それからクレーンで従事しておいていただく方が1名、それからもう一人はプラットホームだけの方1名と、こういう内容でございます。以上です。

議 長 3番議員！

3番議員 そしたら、今の当たっておられた方の補充はどういうふうな形でされてるわけですか。新規採用になってるわけですか。予定です。お願いします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 おっしゃるとおり、4名の方抜けますと業務は滞りますんで、この後の職員の採用は、正規の職員の採用は考えておりません。ただし、委託あるいは臨時的な職員の採用を考えていきたいと、ほんで現在検討中でございますので、よろしくお願いします。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程5番、議案第71号、平成14年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程6番、議案第72号、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約（広陵真美ヶ丘南郵便局）についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程7番、議案第73号、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約（香芝真美ヶ丘郵便局）についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 しばらく休憩いたします。

（A.M. 11：53 休憩）

（P.M. 2：02 再開）

議 長 休憩を解き再開します。

次に、議案第74号から議案第76号までは本日追加議案として提出されたもので、この際よろしくご審議お願い申し上げます。なお、議案の朗読を省略します。

議 長 それでは、日程8番、議案第74号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について説明願います。企画財政部長！

企画財政部長 それでは、本日追加議案で提案させていただきました74号、75号、76号についてご説明をさせていただきます。

議案第74号の一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正することについてで

ございますが、公務員給与の改定につきましては、引き続き厳しい経済情勢のもと、民間企業においてはペアの中止、定期昇給の中止、ボーナス支給額の減額あるいは支給中止、賃金カット等、極めて厳しい民間給与の実態を反映して、公務員給与が初めて民間給与を上回るという状況にあります。

今回の引き下げ改正であります、引き上げ改定の場合と同様、官民給与の正確な比較により公務員給与の適正な水準を確保することが情勢適用の原則にかなうものとの判断から、別紙の給与勧告の骨子の内容について勧告された状況でございます。本町におきましても、人事院勧告に基づきまして給与の改定を実施するものでございます。

今回提案しております給与条例の改正の構成につきましては、第1条につきましては、扶養手当及び3月支給の期末手当の支給率の改正を行っております。二段構えで第2条以降につきましては、3月の期末手当の廃止に伴いまして、6月あるいは12月の期末に支給いたします支給率の改正としてお願いしておるわけでございます。

それでは、条例の方から説明をいたします。

15条の2ページでございますが、7条第3項につきましては、扶養手当額の改正を行っております。配偶者におきます扶養手当が1万6,000円から1万4,000円に減額されるという内容でございます。それから、3人目以降の扶養等につきましては、3,000円が5,000円に引き上げられるという改正の内容でございます。

15条の第2項につきましては、3月支給されます期末手当額の改正ということで、100分の55が100分の50と、0.05カ月分が下がるという内容でございます。その後第3項につきましては、再任用の職員の3月支給の期末手当額を改正いたしております。

次に、別表1につきましては、1月から適用いたします新給料表でございます。給料表の改正によりました内容でございます。

それから、3ページの第2条でございますが、第2条中の第15条第1項及び第2項の改正につきましては、3月期末手当の廃止に伴う改正でございます。3月の期末手当が廃止されますにつきまして、6月と12月に配分されるということで、6月に支給する場合は100分の155に、12月に支給する場合は100分の170に改正するものでございます。なお、基準日以前の在職期間を3カ月以内から6カ月以内に改め、支給割合をそれぞれ(1)から(4)で表示しております内容について応じて支給することとなるという改正でございます。

次に、15条の第3項については、再任用職員に適用する場合の条例の改正でございます。

16条の第2項第1号につきましては、勤勉手当の支給割合の改正で、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の70と、この規定を100分の70ということで、それぞれ6月と12月に支給されるというふうに改正するものでございます。同条の第2については、再任用職員に適用するものでございます。

3ページが一番下の第3条では技能労務職員、それからその次の裏でございしますが、第4条につきましては、広陵町の水道事業に従事します企業職員の給与の改定でございします。これもただいま申し上げました一般職員と同様の改正になるということでございます。

それから、附則の方でございしますが、基準日以前育児休業中の職員に対しましては、今までは3カ月以内の勤務内容ということで、それぞれの率に応じて支給しておりました部分を6カ月以内ということに改めたものでございます。

次に、改正内容について申し上げますので、給与の勧告の骨子というのを別紙でお渡ししておりますが、これをご覧いただきたいと思ひます。

月例の給与につきましては、官民の逆格差いわゆる公務員が上回っているということで是正するために、俸給表を新たに制定したものでございます。これは一応の考え方といたしましては、初任給の付近の引き下げを緩和して、管理職層についてはやや平均を上回ります改定率を行ったということでございます。

それから次に、配偶者に係る支給額は、1万6,000円から1万4,000円に改定され、2,000円の減額となります。それから、子供等のうちの3人目以降の扶養者につきましては、3,000円から5,000円に引き上げられたということで、期末勤勉手当につきましては、民間の支給状況とあわせるために、支給割合については4.7カ月分、年間でございしますが、この支給を4.65カ月分ということで、0.05カ月分が減額になったと。支給の回数につきましては、15年度以降は3月期の期末手当を廃止いたしまして、6月期と12月期に配分されることとなったということで、6月の場合におきましては、期末手当1.55、勤勉手当0.7の合計2.25カ月分、それから12月におきましては、期末手当1.7、勤勉手当0.7の合計2.4ということで、合計年間では4.65ということになります。

この施行日でございしますが、15年4月1日から施行、いわゆる適用をするものでございします。4月から12月までの給料の減額分、それから期末手当の減額分、扶養手当の増減分、それで時間外勤務手当の減額分等については、3月に支給いたします期末手当の中で調整をいたします。

次に、昨年度官民給与格差及び俸給表や手当の改定等の措置をとることを前提に、暫定的な措置として支給されました特例一時金年間3,756円でございますが、これについては全額廃止されるということになっております。1月以降の月例給につきましては、お手元に配付しております給料表を適用するということでございます。

人事院におきましては、職員の職務、職責を基本に、その能力、実績等が十分反映される給与制度を構築する必要があるとの認識でございます。現行の労働基本権制約が維持される限り、今後とも給与勧告、人事院規則の改廃等を通じてその責務を万全に果たす所存であるとの見解が示されております。

本町の職員への影響額については、モデル例を示しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。この給与モデルというB5の用紙でございますが、骨子のところについていると思うんですが、例えば26歳の独身、あるいは次に30歳の独身、37歳で子供3人の扶養、それから40歳、配偶者それで子供2人というように、6つのケースと、平均的に44歳、配偶者、子供2人というこのケースを出しております。そして、右の端にマイナスで表示しておりますのが、今回の人事院給与の改定によります減額分の金額をあらわしております。

例えば3段目のケースで、37歳で配偶者はとれないわけですが、子供3人の場合のケースでございますが、給料につきましては、この方の場合は7月昇給ということで、4月から6月までの給料の差が新しい給料表によりますと、いわゆる1カ月が6,000円下がるということで、7月までの分として1万8,000円、残り9カ月の給料月額が新しい給料表の差額を計算しますと、5万4,900円ということで、合計7万2,000円が減額となると。それから、扶養手当については、3人目が3,000円から5,000円になりますので、この分2,000円の増額となって、年間としては2万4,000円の増額になると。それから、期末勤勉手当につきましては、0.05カ月分の引き下げとなりますので、金額にいたしますと3万8,599円の減額となると。そして、最後に廃止となります一時金につきましては、3,756円が減額となりますので、この表に表示しておりますように、合計を足しますと9万2,722円の減額となると、こういうことで、各年齢別のこの表示でございますが、それぞれの昇給月が違いますので、内容等については説明は省略させていただきますが、詳しい説明が必要であれば説明をさせていただくというふうに思っております。

技能労務職員あるいは水道に従事します企業職員の改定等についても、一般職と同様の改定になりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、全員協議会で資料提出の要望のありました平成6年以降の人事院勧告によります給料等の実施率についてご報告を申し上げます。

平成6年では1.18%の増です。それから、平成7年は同じく0.90%の増、平成8年では0.95、平成9年では1.02、平成10年では0.76、平成11年では0.28、平成12年、平成13年はゼロでございます。それから、今回の勧告において初めて2.03の引き下げということに職員の給与は変わってきております。

なお、平成6年から平成13年までの引き上げあるいは今回の引き下げについても、いわゆる民間給与との公務員給与の格差をなくすると、是正をするということで、引き下げという表現はしておりますが、これは是正されていると、是正措置であると私は感じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で議案説明とさせていただきます。

議長 本案について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 非常に厳しい内容の条例案が提出されているわけです。これについて、理事者においてこの問題をどのように考えて対応するのかということが問われていると思います。

1つは、昨今の経済事情についてのいわゆる責任の所在はどこにあるのかという問題であります。民間企業でも労働者に対するリストラ、首切り、そして賃金カット、事実行われています。しかし、そういう中であって、この公務員の給与というのはその逆に、民間の給与水準の維持にも役割を果たしてきたわけでありまして。そして、根本的に考えなければならないのは、働く者の生活を維持する、このことが最大限尊重されなければならないものだというように思います。

そして、それが民間給与の引き下げが続く中で、リストラが続く中で違法な労働行為が行われる状況が作り出されている中での到達点として公務員の基本給を引き下げる。あるいは、ボーナスは以前から引き下げていったわけですがけれども、この基本給与の引き下げというのはあらゆるところに影響を与えるものだというように思います。つまり、生活保護基準の算定やまた日本のいわゆる労働賃金についての基礎的な数値にも使われているわけですから、こういう影響は働く者にとって許しがたい問題だと思うわけですが、この責任の所在がまずどこにあるのかという点について明確な意識が必要だというように思います。

私たちは当然国の財政危機を招いたのは、歴代の政府の財政運営のあり方であり、そのいわゆる地方自治体の破壊につながった問題であります。こういうところの責任があいまいになっている。そのあいまいになっている点というのは、天下りに対する規制を強めると言い

ながら、実質上その問題についても具体的な手だてが打たれていない。あるいはまた、特権的な官僚のいわゆる就職先、これはその他天下りにも含まれる部分がありますけれども、これについても当然支持されるような実態がまだ続いている。こういうものが温存されたままになっています。こういうところについての責任とそして解決策は、まずそこから始めるべきだというように考えるわけですけれども、その点の理解はどのようにされているかご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 もっと簡単にやってくれ、国会答弁違うねんやからよ。

4 番議員 基本給与の切り下げの遡及ですけれども、法律的には不利益の不遡及の原則、これは当然刑事にもあるし民事にもあるわけです。こういうような状況をあえて基本給与の4月にさかのぼっての切り下げを実行する、こういう点については、生活の基本給をそういう形で不利益を与えるという点は、これは法律的に、法的にもまた実態の生活権についても侵すことになるのではないかと。そういう点ではこの問題についても認められないと思うわけですけれども、その点の理解はどのようにされているのか。

また、今度は3月の一時金を廃止する。その配分を勤勉手当に重きを置くというような状態をつくり出しています。勤勉手当に対する配分の多さというのは、一体どのような影響を与えるのかと。職員にどのような影響を与えるのかという点についてご答弁をお願いしたいと思います。

こういうような厳しい状況の中にあって、議員の報酬については、議員会運営委員会等で話をしてきたわけですけれども、議員の一時金については0.4のプラスアルファがついています。これは勤勉手当の部分として、この成立当初期末手当に上乗せをした条例をつくったという経緯があるわけですけれども、このような経緯について、いわゆる勤勉手当の上乗せという点は、論理的に違法性の高いものだ。これはその当時私たち共産党が反対した理由の一つにそういう点を上げていたわけですけれども、その点についての理解をどのようにされているのかと、あわせてその点についてもお答えを願いたいと思います。以上です。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 今回の給与改正に伴いまして、いわゆるこの責任の所在というような質問でございますが、私国会の答弁はできませんので、やはりその辺の所在というものはいろいろ原因はあるだろうと思います。

まさに経済情勢というものを現在のところで考えたときに、いわゆる民間の方々からの税金というものが上がってこないというような状況で、我々税金によって生活をさしていただ

いている部分もございます。やはり公務員の給与の体制というものが、それを示さなくてはならない状況であるんだろうというふうに認識しております。だから、今回のおっしゃいましたそれぞれの生活の基本となります給与の引き下げについても、民間ではもっと厳しい状況ではないんだろうかと。我々はまだ恵まれているのではないだろうかと私自身は認識はしておるわけですが、だれしも下がることについては嫌なわけでございますが、これもやはり世の中の状況で判断をしていくべきものであるというふうに思います。

それから、勤勉手当についての影響というふうに、職員に対しての割り振りによっての影響というふうにおっしゃっておるわけですが、この支給額総額については変わりございませんので、影響というものは考えられません。

ただ、勤勉手当に重きを置いたという方針の中には、先ほど議案説明で申し上げましたように、職員の職責の能力、これを重きに置いた給料体制の構築を図るべきだというような方針の中で勤勉手当に割り振りを多くされたというふうに考えております。

それから、議員の40%の上増しと申しますか、この辺の調整につきましては、寺前議員さんがおっしゃいますように、当時勤勉手当がなくなると、議員さんには支給しないというような国の方針の中から、その分の一般職との是正を図るために、いわゆる広陵町の場合は100分の40という一つで一括して条例改正を行っておりますが、他町村におきましては、その勤勉手当に見合う分の是正ということで100分の25、それから傾斜配分という考え方で100分の15ですか、いわゆる足して40という考え方で来ておられる市町村もあります。

このそれすべてが勤勉手当というような解釈は私はしておりませんが、その当時の改正の状況を見てみますと、そういう考え方があったということ認めざるを得ないような状況であるというふうに認識はしております。

働く者の給与というものは、やはり最低生活を維持するための必要な部分という認識は我々皆持っておりますが、それぞれこの経済情勢の中で考えたときに、やはり公務員給与の引き下げということもやむなしというふうな判断をしております。以上です。

議 長 4番議員！

4番議員 民間給与の引き下げのところが唯一の理由になっているわけですがけれども、あえて比較する場合、民間給与、民間の処遇のとり方、責任のとり方というのは、例えば民間の場合でしたら、まず給与引き下げやリストラをする場合についてのいわゆる社長以下役員の体制は、報酬ですか、報酬のカット、大幅なカット、あるいはまた役員の数のカットなどを実

行されるわけなんです。さらに、それ以上の問題になってくる場合については、株式会社のいわゆる株主への配当の引き下げや停止などがとられます。そういう中であって、その会社で働く職員の待遇の問題というのが浮かび上がってくるわけですから、そういう全体の事情からいっても、公務員と同じように当てはまらない、それが違うところだということになります。

現実には私は先ほど言ったように、公務員の場合、税金でいみじくも生活していると。これは議員も税金で報酬をいただいていると。そういう点についての厳しさを見る場合について、責任のとり方というのは、明らかに税金のむだ遣いを省くと、この1点に尽きるのではないのでしょうか。

そういうことが努力された中で、税金全体の枠の中での問題が生じた場合、これはやむを得ない場合があります。共産党の支持しているところの地方自治体においても、給与の引き下げ、カットが行われたところあります。それは労働者と徹底的な住民サービスを図っていくという議論の中でその引き下げについて実行したところもあります。そういうようなことが行われて初めてその労働基本権の保障、生活の保障が行われるわけですから、今現在税金のむだ遣いのところで昨今新聞にも載っていた道路公団のいわゆる税金のむだ遣い、これについての議論はされていますけども、具体的な内容がないままに公務員の基本給までカットする、こんな事態が生じているわけです。あるいは、天下りもしかり、そのとおりであります。

こういうようなことに対してやはり理事者として厳しくどのような見方でもってこの条例案を提出するのかというのは、これは問われる問題だと思うんです。横へ並べの状況がある中であって、私は少なくとも広陵町に働く公務員労働の方々に対して、この説明に対する問題と厳しいその世情、あるいはまた国の今述べた不十分な取り組みに対してやはり説明責任があろうというふうに思うんです。そういう中であって、職員が本当は労働組合がある中において同意をする性質の問題です。それすらがない状況の中であっては、私は互助会と職員の集まりがあるわけですから、職員に対しての理解を求める、このような理事者の姿勢が必要ではないかというように思いますが、そういうような問題についても再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それと、そういう職員の基本給引き下げにまで言及し、また実行していくというときに、議員の報酬はどのように考えていいのかという問題についても、理事者は理事者なりの考え方を持つべきだということに思いますけども、その点についてもご答弁をお願いしたいと思います。

ます。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 基本的に申し上げますが、給与の勧告につきましては、ただいまおっしゃいました役員等の報酬等は加味されておりません。これはここに骨子の中にも書いておりますように……。はい、それはわかりました。7, 900民間事業所の約40万人の個別の給与の実態を調べたと。これと公務員の給与の実態との差の格差を計算した中でこういう勧告が出されているというもので、寺前議員さんがおっしゃってる不況に対する議員報酬とか、町長以下3役の報酬とかという問題は別問題だと私は考えております。これについては、いわゆる報酬審議会あるいは予算の中において町の方針としての考え方をこれから打ち出すべきものであると。ただいま提案させていただいておりますのは、この給与に関する条例だけでございますので、その辺を一緒にされて討論したくはございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、議員さんの報酬については、私は議員活動の上から決して高いとは認識しておりませんので、よろしくお願ひします。

議 長 12番議員！

12番議員 それでは、これは広陵町の職員の今回の給料決定をするんですが、広く町民の立場に立ってこのような質問をしたいと思ひます。

広陵町の中にも多くの会社がありまして、また広陵の中に住んでる方、多くのサラリーマンの方おられます。具体的に数字が出ております。45歳、配偶者、2人、これで年間給与、議員の皆さんはちょっと見てほしいと思ひます。給与モデル、45歳で現在年収700万円を684万円、45歳をこのように下げる。50歳だと、888万円年間もらってるんでしよう、職員。これを866万円に下げたい。このような案。55歳の本町の職員、年間983万円もらっとる人を957万円に下げたい。これが今回の提案の実際具体的な数字で示してもらったところでございます。

きょうはたくさん傍聴の方もおられますが、果たしてこのように年間、広陵の中にもたくさん会社があると思ひます。働く場もあります、また団地ではサラリーマンや民間の企業の方いっぱいおられます。このような心情的に今回当局が英断をもって、やはりこれはこのぐらいの引き下げも万やむを得ないのじゃないだろうかと、こういうようなこと出されたと思ひます。

そこで、ちょっと住民感情からして、今回初めて引き下げということになるんですけど、

今までない決心をしたと思うんです。当然広陵の中の企業の状態なり、またいろんな諸労働者の給料の平均なり、いろいろやっぱり見聞き、ご近所の方も聞かれると思います。役場の職員で給料何ぼもろてんねん、私もよう聞かれるんです、議員してますから。給料100万円ぐらいもろてんかと、こういうふうな話も聞きます。いやいや議員は給料30万円ですよ。そんな安い給料では議員さんがかわいそうだ、このような意見がニュータウンでは出るところもあるんです。やはりこれは住民の感情からも、このような給料の議論するというのは非常に大切かと私は思っているところでございます。

今回初めてこのような具体的な年間どのぐらいもらっているんだという、私もこれ初めて見たんです。こういうような何歳で何ぼて、ええこんなたくさんもらってるのと。私52歳ですが、これ何ですか、37歳でもこれは安いと、こういうことになるんで、いかにもこれやっぱり議員は迫力がないな、こういうようなことを言われるかもしれません。これが住民の皆さん知ったとしたら……。何というこれは迫力のない議員かな。香芝では、きのう議員さんのボーナス115万円、こういうふうな現状でございまして、真美ヶ丘ニュータウン、香芝と広陵とひっついてるんです。割と香芝の人も、広陵多いんですけど、すごいボーナス出てんだってねと、こういうふうな人々の意識はそうなんです。議員さんもすごい給料もらってるだろうなと、こういうふうな意識なんです。

私は、そこで、今現在のこの今回初めてこのように減らすという英断に至ったちゅう町長のやはり考えもあると思います。私はこれ問題はあるとしつつも、今日の広陵の中の財政あるいは町民税の入ってる状態とか、これからどっと町民税入るんやちゅうたら私こんな反対するんです。しかし、広陵の中は法人税、もう3分の1、4分の1、こう減ってるのはこれは現実。サラリーマンの町民税、サラリーマン所得はだんだん減ってきている、これも現実、実態です。奥さんがもうパートに出なくてはいけない、お父さんがリストラやと。従業員100人いた30人をリストラする、これ民間企業の方針なんでしょうね。ここはリストラしないです、私反対してますから、役場の職員は人減らすな、こういうふうな私もちょっと温かいところ持ってますので、そういう目も持っておるところでございまして。

これに至ったやはりそれなりの広陵町内の財政のしんどさ、あるいは町内の各産業の衰退の程度、そういうところもやはり考えつつこういうこと出されたかなと思っておりますので、その辺についてちょっと、今回非常に英断ですので、その辺のほどをお聞かせ願いたいというのと、ここに一番下に、議員さんの今言われている議員さんの月給と年間給与、平均年齢ですが、これどのぐらいになるか、ちょっと比較入れてもろたら非常にわかりやすいんで

すが、その辺の数字わかってたらちょっとお聞かせ願いたい。

以上、質問終わりでございます。

議 長 質問わかった。わかったようなわからんようなけど。 企画財政部長！

企画財政部長 いろいろと状況、民間の方のお話とか交えておっしゃっていただいた。今回この給与改定を行うについては英断やといういい言い方をされておったわけですが、これを決して英断とは思っておりませんので、一応人勧に基づく給与改定ということで、現在の町内の産業の状況、いわゆる地場産業の不景気な状況との、勤めておられる方との月給の比較というのは、とてもできません。これはちょっと資料としては出していただけませんので、これはできないわけですが、状況から見て、やっぱり税金も落ち込んでいってる、あるいは坂口議員さんもおっしゃったように、議員活動の中でいろんな方とのお会いした中で月給こんだけやと、我々はもうボーナスもないんねやというような話をお聞きになった上でのそういうことやと思うんですが、今回につきまして一応こういう形をとらしていただくということで、町長とも一応お話をさしていただいて、これはやはり人勧に基づいた給与改定だけでええやないかということで、これ以上の下げるといところまでは考えておりませんでした。そういうことで今回条例改正をお願いするということでございます。議員さんについては、報酬30万円ですんで、その分と、それからいわゆる期末手当分の分ということで、総額というのはまた計算して出しますんで、委員会でも提出、報告さしてもらいます。

議 長 5番議員！

5番議員 総務委員会の方でまた議論しますので、基本的な部分でお聞きをしておきたいと思えます。

先ほど部長の説明の中で、広陵町の住民からも公務員はうらやましがられているというふうにおっしゃられましたけれども、やはり大変地場産業も不況の中で、また大企業でも大変な不況の中で、そういう実感をお持ちの方もおられるだろうというふうには認識します。

しかし、この広陵町にとって、今回、前回引き続きなんですけれども、人勧の言うままに引き下げていくというやり方については、大変大きな問題があると思うんです。先ほど寺前議員も指摘しましたけれども、広陵町の財政にとって、何%を引き下げなければ財政が立ち行かないというそういう説明は全くないわけです。そういうところも検討されていないというふうに思うんです。これは給与の一般会計に対する比率を見ましても、ここ10年ほど14%、15%で大体横滑りの状態なんですけれども、それと一番ピークするとき15%以上ありましたから、今回ここ近年は若干下がっているなというふうな認識持っているわけです。

そういう中で、一般の企業でしたら自分とこの会社の会計を精査しまして、本当に立ち行かないと、どうにもならないから給料下げたいんだと、そういう判断になってくるわけですが、この広陵町、行政の場合に、そういうような財政面からの審査、審議を全くなさっておられないというところが一つ大きな問題だと思うんです。

住民の皆さんの不公平感は、職員さんの給料を引き下げたらそれですっとするかというと、そういうことじゃないんです。住民の皆さんはやはり行政サービスを充実してほしいわけですから、今回全協で出されましたように、水道料金の値上げだとか、竹取公園の有料化だとか、こんなに世間がデフレになっているにもかかわらず、公共料金はどんどん負担が重くなってきている、そしてそれにさらに上乘せをしていく、こういうことに対して大変不公平感をお持ちになるんじゃないでしょうか。

ですから、そういう根本的な施策の問題として、公務員としてやらなければならない、何をやらなければならないのかという立場から検討をすべきではないかと思うわけです。この点についてどのようにお考えいただいているか。

とりわけ新しい清掃センターが建設という運びになりますと、本当に大きな財政支出が要るわけですから、この清掃センターについての長期の財政計画等もなかなか出てこない中で、国言いなりに人勧に基づいてということだけで一律にこのような対応することについては大きな問題がある。

そして、それによって職員さんのやる気が喪失するのではないかと私は懸念をするところです。といいますのは、そういうような基本的な行政の姿勢が見えてこない中で、また一方でこの間町民体育祭だとか、それからかぐや姫祭等においても、職員さんがボランティアという形で出席をして仕事をしていただくと、こういうことについても、これは基本的に、原則的に見ますと条例違反とも受け取りかねないようなそういう状況でありますし、そういう中でやはり職員さんが意欲を持って仕事をしていただく、質のいい仕事をしていただくためにも、十分職員さんにも納得のいくような広陵町独自の観点を提示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 町長言いますか。後で言うか、どっちぞ。 町長！

町 長 私からお答えを申し上げたいと思います。

頑張る職員を大きく評価をいただいて、やる気をなくするのではないかというようにご質問でございます。私どものこの職員の給与につきましては、国家公務員にすべて準じて給与があるわけございまして、それに従っているわけでございます。今回皆さんの骨子の中に

も書いてございますように、公務員の給与の適正な水準を確保する、情勢適用の原則にかなうということになってございますので、職員もよくこの厳しい状況を理解してくれていると思います。また、理解を願いたいのでございます。心を切りかえて、やっぱり失業のない働く場というものを与えられているということでございまして、また社会のために本当に汗を流す場を与えられている、こういうことに対して感謝をするという心を切りかえていただければ、きっとさらなる行政努力をしていただけるものと私は確信をしているものでございます。どうぞよろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程9番、議案第75号、平成14年度広陵町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 それでは、議案第75号、平成14年度広陵町一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

今回補正をいたしますのは、歳入歳出それぞれ5,668万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億2,656万6,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、人事院勧告実施によります給与関係の予算額を補正するもので、減額内容等については、先ほど説明申し上げたとおりでございます。

議案書の11ページ以降につきまして、それぞれ歳出科目ごとに人事院勧告の実施に伴います期末勤勉手当の減額、配偶者等扶養手当の増減調整、特例一時金の廃止によります減額、10月の人事異動によります増減及び昇格に伴う給料月額の変更等の調整並びに新給料表の適用による給料月額の減額等に係ります予算額について所要の措置を講じております。

議案書の20ページの下水道事業特別会計繰出金につきましては、人事異動によります職員1名の増によります不足額及び人勧実施に伴います不足額の合計681万9,000円を

下水道会計に繰り出すものでございます。

次に、25ページの給与費の明細書をごらんいただきたいと存じます。特別職につきましては、議員で1名の方が減によります給与費の減額となっております。人事院勧告によります期末手当の減額並びに町3役に係ります期末手当の減額等について補正前との比較をしております。一般職につきましては、先ほどご説明申し上げました内容について総括をしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。職員数の4名の減については、退職によるものでございます。

(2)では、給料及び職員手当の増減額の明細、(3)では給料及び職員手当の状況等、詳細に明記しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。なお、歳入につきましては、減額補正ということでございますので、財政調整基金繰入金の減額で対応しております。よろしくお願ひ申し上げまして議案説明とさせていただきます。

議 長 本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程10番、議案第76号、平成14年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について説明願います。企画財政部長！

企画財政部長 議案第76号、平成14年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回補正をいたしますのは、歳入歳出それぞれ681万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,184万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、さきの議案第75号でご説明させていただきました人事院勧告実施によります給与関係の補正をするもので、人事異動によります増減の調整をしたものでございます。先ほど一般会計から繰り出された681万円を下水道会計で受けたものでございます。

内容等につきましては、議案第74号の人勧の内容でご説明申し上げたとおりですので、

よろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単でございますが、議案説明とさせていただきます。

議 長 本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 3番議員！

3番議員 これ今人事の下水道のことなんですけれども、特に特別職の方の人事の町としての責任のとり方として報酬審議会の方でこれから議員の内容についてとか、特別職の人の内容については、先ほど報酬審議会の方で責任のとり方の問題としては、全体的な問題ということでお聞きしたいわけなんですけれども、報酬審議会の方にそれを提案をされるのかどうかということをお聞かせ願ひたいというふうに思います。町としての責任のとり方ということかどうかというふうに考えておられるのかということをお聞かせ願ひます。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 近隣の状況等も参考にしていきたいと思いますが、町長からの諮問がありましたら、初めて審議会を開かせていただくと。議員さん8名を選ばせていただいて、そこで審議をいただくというふうな経過になりますので、今後の内容等をいろいろと検討していったら、結果を判断を下したいと、かように考えています。

議 長 質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程11番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これにより発言していただきます。なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確に願ひいたします。質問の回数は、会議規則により3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにいたします。なお、次の質問事項に移った場合は、前の事項に戻ることはできないので、よろしく願ひいたします。

まず、青木君の発言を許します。

10番議員 最初に初めての一番最初の質問で緊張しております。議長のお許しを得ましたの

で、一般質問をさせていただきます。

平成14年も押し迫り、平成15年の新春が目前となっております。私自身は過ぎ去りし日々のとうとさ、大きさを心に刻み、それなりに白みつつ反省をしているきょうこのごろでございます。また新たなる決意で新春を迎えたいと思っております。

来年4月には本町にとっても大切な県議会選挙があり、その1年後には我々には避けたいが絶対に避けて通れない町議会選挙が控えております。町住民にとってはそれよりもっともっと大切な新ごみ処理場の建設問題の解決、この件はよい方向のように進捗しているように聞いておりますが、周辺対策、処理方法の選定等、問題は山積をしているわけでございます。もう一つの好むと好まざるにかかわらず、国の一方的とも思われる現在の本町にとっては少し迷惑だなど思う施策、いわゆる避けて通れそうもない市町村合併問題があります。きょうはこの件に絞りご質問をさせていただきます。

それでは、合併に対しての取り組みの現況はでございますが、平成17年3月31日までの合併特例法の適用を視野に入れば、一般的に合併に至るまで約22カ月を要するため、本年度中に意思を示さねばならないと思っております。以前には町長がこの件に少し触れられたと思っておりますが、現時点でのお考えを再確認のためにお聞きをいたします。

私自身は3市3町の葛城市構想は、国等のお仕着せの合併と受け取り、なぜこのような組み合わせになったのか、根拠の説明はいろいろお聞きしておりますが、いまだ私自身は理解できませんので、反対であります。

首長会議等での葛城市構想の関係自治体のおのおのの考え方、取り組み方の現況とそれに対する本町の現時点での考え、ご認識をお聞きをいたします。

また、本町において合併問題50人会議を設置し、意見を拝聴されておりますが、第1回の会議資料を拝見いたしました。各委員さんの合併問題に対する見識の高さにびっくりをして驚いております。意外に我々行政にかかわる者以上に合併問題とその是非についても関心度が高いなと感じております。私の商売柄、店のお客様にもそのような方々が大勢おられます。この要因の一つは、政府の上手なというのか、一方的である特例法というアメとムチを使い、合併不可欠論をあらゆるマスコミを上手に使ってPRの効果があらわれているのかなど、こう思っております。

合併反対及び消極論者は、今はやりの抵抗勢力は首長と議員だとちまたでは言われているように思いますが、これもまた一方的論議としてであります。合併そのものについては反対ではなく、地域の独自性を無視した強制またはお仕着せと思われるような国の手段について

は反対であり、微力で小さい一地方議員の我々でございますが、町住民の視点で真剣に合併問題に取り組んでいるのに大変失礼かと思えます。余計なことで話はそれでしたが、50人会議の現況と感想そして感触をお聞かせ願いたいと思えます。

1回目の質問を終わります。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま青木議員からご質問がございましたこととお答えをいたします。

合併に対しての取り組みの現状でございますが、合併特例法の期限は迫っていきます。将来広陵町が地方分権の成果を上げ、法律的に効果的な行政の展開を図るためには、行財政基盤の強化が特に必要であり、合併も一つの選択肢としての検討や議論は不可欠であり、避けて通ることはできない問題であると認識しております。

10月から始まった住民公募による合併問題50人会議は、まさに国のお仕着せの合併に対するものではなく、県下でも珍しい本町独自の住民参加による町民主体の論議の場でございます。町からは各種詳細情報を提供しておりますが、委員からは、合併に賛成から反対までさまざまな意見をいただき、中には外国の自治制度の紹介や合併に関する各種データの分析などの資料などもあり、改めて50人会議を開催したことの大きな意義を実感しております。このように、市町村合併は住民のためのものであり、合併の論議は住民に開かれたものとして、住民参加のもとに進めていきたいと考えております。

さて、3市3町葛城市構想であります。これについては、県から自主的な市町村合併の議論を進めるに当たっての県内の合併の基本的パターンの一例として枠組みが示されているほか、葛城青年会議所からも合併推進のための各種の運動をされているところであります。現在はその枠組みの中で新庄町と當麻町がまず先行して市を目指して合併の協議を進められているところですが、それ以外の葛城市構想の構成自治体である大和高田市、香芝市、御所市は、あくまでもこの構想を支持しております。さまざまな意見の中には、将来のもっと広範囲の大同合併を訴える意見もありますが、本町としては、それらの動きや今回の50人会議など、あらゆる多種多様な考えや声に耳を傾け、今後の参考にしていきたいと思っている次第でございます。

以上でございます。

議 長 10番議員！

10番議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ただいま町長の答弁にありましたように、既に葛城市構想という平成17年3月31日の

特例法については、葛城市同時誕生ちゅうことは非常に消えたと、現実味がなくなったと、こうってよろしいですか。平成17年3月31日には間に合いそうもない、同時合併ですよ、私が言ってるのは。そうってよろしいですね。

そういうことであれば、現実にはいわゆる當麻町と新庄町が合併協議会を立ち上げられて、この協議会が双方で同時にやっておられますその中で、広陵町の方も事務方の方が傍聴に行っておられると、こう聞いておりましたので、非常に身近なところで、まして葛城市という構想の中での先の先行した當麻、新庄の合併ということでございますので、非常にリアルでまさにそういうことでは非常にまた参考になるかなと、こう思うわけで、後でそのことはちょっとご答弁は願いたいと思いますが、そういうことでございます。

ただ、私が先ほど最初の質問に言わしていただいたように、3市3町、それは同時は消えたようでございますが、そうすると現実に香芝市の考え方ということもあると思います。ただ、我々は議会としての立場でいろいろ個々、個人的またいろんな機関的にも接触させていただいた中においても、香芝市も同時の葛城市には非常に消極的であるということに感触は、そういう感触は得ておりますし、ということは、残るのは現実的には今現在葛城市構想という枠組みの中においては、広陵町と大和高田市と御所市ということになるんじゃないかなと。この葛城市の一つの枠にこだわれば、そういうことが青年会議所なりとの発案であり、そのことも含めて出てきているんじゃないかなと、こう思うわけでございますが、私個人としては、果たしてそのようないわゆる3市3町のプランが崩れた中においては、3市3町という大きないわゆる最終的には到達点になるかもわかりません。これ勝手に決めておる話ですが、そういう意味では、その一つの大きな枠が外れたところで残りのもんがどうしようということでもだえることは、私は広陵町の今現在のいろんな多面的な状況から見ても、踏み切ることの必要性はないんじゃないかなと。これは私自身はいつも言っていることであり、そういうことでございます。この辺のことも町長の考え方後でちょっと触れていただきたいなど、こう思うわけでございます。

合併論議というのは、本当は果たして住民から見て適正規模がどうであるのかとか、地域の特性またいろんな意味で果たして20万都市を超えるのが果たしてベターな方法なのか、住民から見てですよ、国家的な次元で考えれば、いろんな意味で国というものは国家を守る、日本国家ということをもまず考えるわけでございますので、それはちょっと言葉語弊あるかしりませんが、個々個人、個人のことに視点を置いて物は考えてないというのが私自身いつも思っているわけでございますから、国家を守るための一つの施策であることも事実でござい

ますし、地域の特性なり、いろんな歴史的背景ということも踏まえまして、果たして強制的にというのか、お仕着せの合併ちゅうことに対しては、広陵町がそれに今現在乗らなくてはならない非情なる現況があるのであればそれは別ですが、私自身はそこまでの至ってないんじゃないかなと、こう思っているわけでございます。

ただ、それであれば、広陵町が単独町政をもちましてどこまで住民の付託に、またサービスに耐えていけるということがどこまでいけるのかなと、これもまた大事なことでございます。

そこで、今私自身が個人的にもいろいろな、田原本町も含めましていろいろな人たちとのお話し合いの中でいろいろな形も聞きますが、おかげさまをもちまして、広陵町と一緒に合併して嫌やとか、いやそれはだめですよということは一回も、外交辞令があるかどうかは知りませんが、そういうような反応は受けたことはございませんので、非常に私自身も一町民としても非常に喜んでいてというのか、ある意味ではにんまりしているわけでございます。

ただ、今の状態が果たして、今広陵町は引く手あまたの美人であり、非常に健康的に近いいわゆる女性と言うたら怒られるかしらんけど、そういう例えば婚約者としてする魅力のあるものであると思いますが、果たしてこれが何年までそのような魅力のあるものが続くのかなと、これもまた考えていかざるを得ない場合が出てくると思います。その意味をもちまして、合併ということが国家的施策で動かされた場合において、いわゆる財政の問題、交付金の問題いろいろ出てくると思います。また、そのことについて広陵町がある意味で魅力がすっかり衰えた中で選択していかなければいかんということになってしまえば、何のためにやっていくのかということではいわゆる手おくれというのか、というのは、周辺がある意味ではもう決まってきた中で、広陵町は単独で非常にいけるということでのずっと未来永劫にその施策が変わらずしていければよろしいけど、国が何とかえらい厳しいような、何か合併を推進しない場合でのムチの方が何かきつなるようなこともちょっと聞いておりますし、それはだめだということになれば、これは国家的な議論になるわけでございますので、一地方としてはそこまで大きな問題に闘うわけにもいかんと、こう思うわけでございますので、その辺の流れを追って、そこでいつかはどの時点でか、また一番主導権というのか、主体性のとれる合併に対しての主導権というの、今現在當麻町と新庄町での合併協議会の中でのすり合わせと、いろんな意味の現実論がなっております。きのうの新聞ですか、名称の問題とかいろいろ出ておったわけでございます。その一つ一つのすり合わせなりの議論の中において、やっぱりこれは広陵町としての基本計画は絶対ここは譲れない、合併しようがこれはやりた

いとか、また他の相手の市であり町であってもいろいろ出てくる。最終的にそこでいわゆるきちっとした協議をして、どっちかが折れる場合も出てくるわけでございますので、そのことも含めまして、そのこともらんで、いわゆるそのようなことがある場合には、ある意味では力の、いわゆる規模は小さくても内容がしっかりできてる資質の高いものがある程度事が言えるんじゃないかなと、私はこう解釈しておりますので、微妙な流れであると思いますが、ここから後の判断ちゅうのは、我々議会も当然ですが、理事者また町長本当に一つの戦争がもう行われていると、自治体同士のいい意味ですよ、どんぱちじゃなしで、そこまでのしのぎの削り合いが出てくるというように、私はこう解釈をするわけでございますので、そのことに関しましてもどういふご意見を持っておられるのかちょっとお聞きしたいと思います。

それと、50人会議という立ち上げをされまして、なかなか県下にも少ない非常になかなか先進的なもんだなというようなお声も聞いております反面、いやちょっとガス抜きと違うんかいなとかというような、ちょっといろいろな話を聞いて、実はこういうことですかちゅうことでちょっと時間が稼げるんかなというように感じるような、これは邪推でございますが、そのような考えもなきにしもあらずかなと、こう思うわけでございます。

そこで、50人会議のこのいわゆる資料を議会の方で見せていただきましたところ、なかなかすばらしく見識も持った委員さんたちもおられて、大変な内容もあるなど、こう思っておるわけでございます。その中で、私の知ってる範囲でいろいろ耳に入る委員さんの中で、広陵町の担当職員さんの勉強の鋭さというのか、深さに対しては、かなり褒めておられましたし、広陵町この職員のレベルというのか、資質が高いんじゃないかなというてえらい褒めていただいてまして、私もそうか言うて喜んでいただいております。それに引きかえ議員はもう一つかなと思ったりもしているわけで、反省はしておりますが、そういう流れでございますが、いわゆる50人会議の中でも、いわゆる是非論ということも含めまして、資料もかなり出しておられますし、そのたった50人という流れであるけど、そこがまたいろいろ宣伝もしていただくと思っておりますので、合併に対する是非は別として、機運、ここにやっぱり集約をして、最終的に広陵町でよかった、広陵町で決断したことが非常にプラスになったということであれば一番いい結果になるわけでございますので、50人会議はただ形骸的に置いたものであるということじゃなしに、これも大いに活用もしていただきまして、最終的に合併という避けて通れないということであれば何も避ける必要ないねんから、思い切って自分とこで自分とこなりの、広陵町は広陵町のまさに生きていく、また住民に対して責任の

持てる合併ということを頭にたたき込んで、我々議員もそうですが、情報の公開なりを大いにしていただきましてやっていただけたらなと、こう思うわけでございますので、ちょっと詳しく説明のほどをお願いいたします。

2回目の質問を終わります。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 葛城市構想等についてのことについては、町長から直接答弁いただきますので、私の方から50人会議の状況等についてご報告を申し上げたいと思います。

第1回の会議を10月25日に開催させていただきました。それまでに応募いただくについて、合併に対する考え方、青木議員さんからもおっしゃっていただいたように、資料の中にお渡しさせていただいたように、いろんな意見をいただきました。

そして、第1回目のときについては、資料をこちら側から全部提供をさせていただいて、その資料説明をさせていただきました。そして、時間が来ましたので、その次に今度は委員さんから足りない資料あるいは必要な情報等を要求された状況です。そして、それを第2回目に提供させていただいて、皆さん方に説明をさせていただいたと。そして、前回の11月21日には、11人の方、時間的に11人しかご発表をいただけなかったわけですが、今回今度第3回の12月24日最終回にも意見発表を残りの方にお願ひするという状況で現在進んでおるわけですが、この中でやはり厳しい意見がございます。

現在の状況の中では、相手方がわからない合併パターンをいろいろと示させていただいて、このパターンであればどうなりますよ、財政状況はどうですよ、住民サービスは広陵町と比べてどうですよというような状況の中で説明をさせていただいているわけですが、まず町がそういう方針を示さないかやないかと。また、議員さんも交えてそういうことを討論して、どこと合併するねんけどもどうやという意見を聞くのも会議ちゃうかと、こういう厳しい意見もいただいております。

そしてまた、広陵町の現状をいろいろと情報を提供させていただいて初めて私は知りましたと。これほど広陵町のサービスというのは行き届いてるんかと。ほかとは見劣りしないやないかと。ほんで、何も合併する必要ないのちゃうかという意見。ほんで、今の情報の中で、いろいろな情報を得て専門的に仕事に対応するためには専門職を置かんといかんと。置かんといかとなれば、財政的にも人件費がかさんでくる、そうすれば規模をある程度規模を大きくして、そういう職員を配置して住民サービスの向上を図るべきやと。だから、ある人口規模の合併を考えたらどうかというやないわゆる合併をすべきや、いや合併をせんでもい

けるんちゃうか、いや合併はもうすること要らんと、考えること要らんとというような意見の中がさまざま出ております。

現在はそういう意見を集約をさせていただきます。そして、第3回目も集約をさせていただいて、その結果、最終的にアンケートをお願いするという状況で、きょう前回の議事録とそれからアンケートの内容を送付させていただきました。次の第3回の24日には、そのアンケートをもう既に記入していただいても結構やし、当日来ていただいているいろんな意見をまた聞いてからアンケートに記入させていただきますでも結構ですよと、こういう案内をさせていただきます。

ほんで、議員さんの方につきましては、20日の最終議会の日に2回目の委員さんの意見のいわゆる資料と、それからアンケートのどういうアンケートをとるんかというような内容のことを全部配らしていただくという予定をしておりますんで、それをごらんいただければ、個々の意見がよくわかりいただけるんじゃないかというふうに考えてます。

この会議はやはりこういう住民参加の会議を初めてやったわけですが、これは意義あるもんだという我々担当者感じておるわけです。我々が知らない部分のやっぱりこの広陵町に対して感じられていること、住民の方がここを選んだということの根底からのお話もされます。ここに住むに至るまでにいろんなところを研究させていただいたと。そやけどやっぱりこの広陵町がいいんやと、緑が多いんやと、図書館の対応がええんやとか、そういう中で私は選びました。せっかく選んだ広陵町をよそと合併しておかしくならぬでくださいというようなこういう意見もあるわけです。いろんな段階の中の意見で我々そういうアンケートも踏まえてまとめさせてもろた結果を踏まえて、やはり議員さんにも報告させていただき、合併を真剣に考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 町長！

町 長 ただいま青木議員からご質問でございますが、合併問題につきましては、本当にご熱心にご研究をいただいていることを感謝を申し上げます。ご質問いただいた事項については、順を追ってお答えを申し上げたいと思いますが、まず葛城市構想、先ほどもお答えしましたが、期限内は17年3月31日でございますが、これは極めて私は難しいという判断をしております。

そして、新庄、當麻は16年3月31日までのこの期限がございます。これは通常の合併とは違うんです。1年早く期限が到来をします。市を目指す、3万以上であれば市になることができる、これが16年でございますので、この方で新庄、當麻さんはお進めをいただい

ているわけですので、基本的には葛城市は新庄、當麻も含めた構想になってございます。さすれば新庄、當麻を除いて3市と広陵町と合併するんかということでございますが、これも私たち首長間は協議を進めておりますが、新庄、當麻を除いて合併はあり得ないということになってございます。

しかし、合併の話は今後首長間で話し合いは進めていこうと、続行するということになってございます。今新庄、當麻さんは非常に市を目指すことには大変な作業でございますので、ちゃんとでき上がってからということになりますので、かなり先行きということになります。

ところで、考えられますのは香芝市でございますが、こうした基本的な話し合いは進めながらも、広陵と香芝だけ単独でやれるのかどうか、こういうこともあるわけでございますが、私ども市長さんと、また議会におかれましては、消防組合等のかかわりもございまして、いろんな議員さん同士の研究会もございまして、協議を進めていただいているところでございます。私どもも消防組合を通じたり、またこれからいろんな事務作業が広範囲に起こる事務作業がございまして、LGWANという文書管理、コンピューターのシステムでございまして、こうしたこともこれから町単独でやるのはどうも、将来合併ということがあるのに何億円の元を入れていいかどうかということもございまして。こうした観点から、広域連合ということで事務協議を香芝さんと進めさせてもらったらどうかということも今進めているところでございます。いずれにしましても、香芝さんとは議会を通じて、また市長、三役を通じて協議をいただいているところでございます。

私は、町民に公平な判断材料を提供して、町民の声を重視して協議を重ねていくと、民主的判断すべきだと思っております。期限にこだわらず、期限にとらわれず考えなければいけないと思っております。

合併50人会議は、先ほど部長が説明を申し上げましたが、私は町民の顔を見ながら、そして対話をしながら行政を町民とともに進めるということでございますので、そういうスタンスで今進めておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

議 長 3度目。新庄、當麻の合併協議会の参考になるようなことあるかどうかと。あるかどうかという。 企画財政部長！

企画財政部長 青木議員さんから再度指摘ございました新庄、當麻の合併協議会には職員は2名ずつ派遣さしています。今現在どういう協議かという内容で、いわゆる事務協議の内容のすり合わせ、それから職員等の身分のどういうふう合併になった後というのはあります。これはやはり我々がそういう合併に向けて協議会をした場合には、そういう内容的なものを

やはり聞いてくることが参考になると、かように思った状況で既に報告も皆職員からいただいております。

議長 3回目。お願いします。

10番議員 3回目お願いします。

いわゆる今の町長、部長の答弁で、私はそのようでおおむねいいんじゃないかなと思うわけでございます。どう間違っても住民ということ置き去りにして考えられることでもないことも事実だし、しかしすべて住民にかぶせていくことも無理と思います。ただ、やっぱり行政といういろんな責任ある立場の者が、いろいろありとあらゆる情報もとっているわけでございますから、ある程度のたたきというのか、指針というのは当然理事者なりが当然持たなくてはならない。これは清掃センターの問題も一緒じゃないかなと、こう思うわけでございますので、50人会議を通し、また首長会議においても、また我々議会においても、ありとあらゆる、確かに平成17年にこだわる必要はないと思います。ただ、特例法についての優遇措置なり、いろんなことはだめになるようなことは言うておられますが、しかし国家としてもある程度の合併の到達成果が出なければ、それはやっぱりどう間違っても中途半端にそこから何もなしというわけじゃなしに、名前なり形を変えて、また推進のために特例施策を出してくるのは当たり前だと思いますので、そない心配することはないかと、こう思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、奈良新聞の12月7日付の記事で、地方制度調査会、私ちょっと勉強不足で余りう知りませんので、ちょっとお聞きしたいなと思います。地方制度調査会の西尾勝副会長が指名した市町村合併に関する私案とある、その辺はどのような私案であるのか。それと、柿本知事は合理的な結論を求めると言われたとあるが、そういうことでそういう答弁もされているということですよけど、奈良新聞には多少そのような平成17年の特例法の中で大いに遵守守っていただくことが、それを到達していただくことがなければ、もっと厳しく強制的にでもやるやないかというような調査試案かなというように私は思いますのやけど、そのことはちょっと勉強不足でわかりませんので、知っておられると思いますので、どのようなもんであったかちょっとお聞きしたいなと、これちょっと最後でひとつよろしく申し上げます。

議長 町長！

町長 私手元に持っておりますので、お答えをしたいと思います。

今、西尾私案というようにおっしゃっておられますが、これは首相の諮問機関であります

地方制度調査会の西尾勝副会長のことだと思います。この人は政府に諮問に対して答申をしていると思いますが、将来的には市を基礎的な自治体として、町村はなくしていくとの私案を提出と書いてございます。人口1万人以下の自治体には、権限縮小や強制編入など罰を与えて合併を推進しようというものでございまして、小規模市町村をなくすというのが西尾私案のことでございます。

人口1万というように言われてますので、基本的には次の10年以内というのか、全国を1,000の自治体にするということにさらに触れていくと思いますが、第1回目につきましては、1万未満というこれはあくまで私案であります。我々町村会では、この私案に対しては強硬に反対をしているというのが実態でございます。

議 長 以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。10分間だけ休憩いたします。

(P.M. 3 : 25 休憩)

(P.M. 3 : 35 再開)

議 長 次に、吉田君の発言を許します。

7番議員 質問事項。指名願の書類不備について提示を求めるについてでございます。

監査報告の中に述べたように、私は議会選出の監査委員として監査報告をいたしました。報告の中で、町内建設業者の指名願を監査したところ、書類の不備があり、提示を求めたものであります。

税金すなわち公金を支出する公共事業を請け負う業者については、それぞれの法人企業あるいは個人企業の実態を知る上で必要な資料だと判断いたしております。その内容は、法人の場合は社会保険の写し、個人にあつては貸金台帳の写し、重機材等については、年1回の法定点検済証、車両等にあつては車検証の写し等であります。

このことについて質問いたします。なぜ提示できないのですか、具体的に答弁をお願いいたします。

なお、前向きに検討するなどは答弁ではないと思われまますので、よろしく願いいたします。

つけ加えておきますが、奈良県そして奈良県下の市町村では、こういった調査はまだされてないと思いますが、既に大阪府は昨年2月より実施されており、大阪市、豊中市等、大阪府下の自治体では来年4月をめどにそれぞれの担当の方で取り組んでいるということをつけ加えておきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町長 ただいま吉田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

指名願の書類不備についての提出ということでございますが、入札参加資格登録申請時において入札参加資格要領を定め、それにのっとり適正に処理しており、何ら処理に不備はないと考えております。

経営事項審査結果通知書の内容については、国土交通省または県が添付書類、例えば技術者数ではその裏づけとなる雇用保険や社会保険等で厳しくチェックされ、書類不備があれば修正されていると伺っております。

このことから、経審の内容については信頼をしており、また客観的な評価ととらえております。したがって、指摘の書類については、県等において保管されていることから、改めて町への提出は求めておりません。この経営事項の審査については、公共工事を直接請け負おうとする建設許可業者が必ず受けなければならない客観的事項の審査であり、どの発注機関が行っても同一結果となることから、第三者が統一結果となることから、第三者が統一的に一定基準で審査されることが効率的であり、かつ公正公平なものと思っております。

なお、この経審の添付書類であるご指摘の雇用保険、社会保険等の写しですが、県に対しコピーの交付を打診したところ、プライバシーの問題もあり、提出できないという回答があったことは過日口頭でお伝えしたとおりでございます。

また、重機の所有機械等の調書は、町独自で徴しているものでありますが、この趣旨としては、登録業者の登録申請時の現状を把握するため、入札参加資格登録申請時にあわせて提出を求めているものであり、ご指摘の法定点検済証、車検証の写し等は特に提出を求めておりません。なお、ご指摘の書類でございますが、監査委員の事務指導でもあり、資格審査会で協議をし、業者に対し求めていきたいと考えております。以上のとおりでございます。

議長 7番議員！

7番議員 今町長の答弁の中では、書類上で町内企業の実態を把握しているということをお伺ったわけです。しかしながら、指名願については2年に1回、そして経営審については年に1回という提出になっております。大阪府の場合を例にとれば、定期的実施していると。そして、入札時においてそういった私が述べた提出書類を出させておるという中で、それはなぜかといいますと、近年そういう経営状態がかなり変化していると。例えば、2年前であれば健全経営を行っていた企業が、その後においてそういう経営の悪化も含めて規模を縮小し

たりとか、また破綻をしているというのが実態だと思うんです。その中での公金をいかに使用する側で把握するのが当然であろうかなという私はそういうことで質問を出している中で、例えば町長が個人のもとで例えば家を新築される、またいろんなもろもろで個人のお金を使う場合は、しっかりとその業者を把握されるはずだと思うんです。しかし、税金、みんなの血税でやればそんなもうええねんと、書類だけでええねんということで私は認識をしたわけでございますので、委員会等で今後そういう形で追及をいたしておりますので、答弁は結構です。以上です。

議 長 以上で吉田君の一般質問は終了いたしました。

次に、笹井君の発言を許します。

1 1 番議員 では、皆さんお疲れのところ一般質問をさせていただきます。

町道百済赤部線すなわち農免道路と町道百済広瀬線の交差点における信号の設置について伺います。

昨今広陵町におきましても、交通事故の件数がふえ続けております。自動車の運転者マナーの向上についても、警察署が中心となって努力をしていますが、一向に事故は減少しているように思いません。

今回提案した件についても、これらの事情を考慮した上、子供たちの通学路は安全で安心な道を第一に考えられます。そのための対策として、現状では通学路の安全を保つために、子供たちの交通安全教育はもちろん、そのほかにも対策をとられていると思いますが、それ以上に子供たちの通学路から交通事故をなくすためにも信号の設置は必要です。

次に、平成14年度5月の交通量調査の結果を一部取り上げてみました。町道百済赤部線の交通状況を申しますと、古寺橋上では平成14年5月の交通量調査によりますと、午前7時から8時までの間の交通量は、自動車で582台、バイク16台、自転車27台、歩行者31人で、時間帯計656の内訳は、乗り物625、歩行者31人です。

また、午前8時から9時までの間では、自動車548台、バイク31台、自転車19台、歩行者17人、時間帯計で615の内訳は、乗り物598、歩行者17人です。

それから、午前7時から午後19時までの12時間合計を調べると、自動車4,821台、バイク221台、自転車169台、歩行者109人で、合計5,320の内訳は、乗り物5,211台、歩行者109人です。

以上の内容からも、町道の交通事情を十分に理解していただけたと思います。私も昭和60年から現在まで約18年間県道田原本の信号のところで子供たちの通学時には及ばずなが

ら立哨を行っています。そのときの状況は、信号が赤になっても車は進入するのが常です。信号が二、三回変わる間には、1回は信号を無視して通行する車があります。非常に危険な状況であります。このように、信号のある交差点ですら安全に登校することができません。町内における交通状況を考えれば、農免道路の百済赤部線と町道の百済広瀬線との交差する通学路においても、保育園児、幼稚園児、小学生たちは交通事故から身を守りながら安全に通園・通学することは非常に難しいと思います。ぜひとも信号の設置を要望する次第でございます。どうかよろしく願いいたします。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま笹井議員のご質問に対して答弁をしたいと思います。

信号の設置について詳しい数値をもって要望をいただきました。また、平素は立哨指導をいただいている笹井議員でございます。本当にありがとうございます。

ご指摘の箇所への信号機の要望につきましては、地元区長から文書をもって提出されており、現在高田警察署と協議中でございます。町としても、一日も早く設置いただけるよう積極的に働きかけをしているところでございます。以上のとおりでございます。

議 長 11番議員！

11番議員 2回目の質問をいたします。

そこまでの期間ではございますが、事故が起こると後の祭りではだめでございますので、そこで私の考えといたしましては、一応個人的な私見ではございますが、見通しのよい道路でありますので、スピードが出るのが常であります。子供たちが向こうの方で車が見えるから渡れると思って横断する場合もあると考えられます。そうして横断し、気がつくとならば側近まで車が来て事故につながる場合もあると考えられます。

そこで、もう少し手前から横断歩道の看板または何メートル先に横断歩道があるとの表示看板を3ないし4枚程度設置したらどうかと思います。その点についてもお伺いいたします。以上です。

議 長 助役！

助 役 今笹井議員のお申し出のことにつきましては、いろいろ調査検討して、前向きで検討してまいりたいと、このように考えております。

議 長 11番議員！

11番議員 先ほども申しましたように、直線道路で余りに見通しがよいのでスピードが大分出ると思います。ほんで、横断歩道の際ではそれは看板も立っております。それは私も見て

知っておりますのやけども、そういう道路でありますので、ちょっともう少し100メートル、200メートル、よう高速道路でも100メートル先はカーブになってます、また追突事故がございますという看板上がってるように思います。そういうような程度のやつをちょっと手前から思っておるところでございますので、その点またご協議いただきまして、また今後ともよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議 長 以上で笹井君の一般質問は終了いたしました。

次に、坂口君の発言を許します。

12番議員 本日いつものトップバッターから大トリでございます。

まず、質問事項の1番でございます。介護保険事業計画についてでございます。

現在介護保険策定委員さんが精力的な審議を進めており、介護保険料も大幅に安くなる見込みであると、このような報告も先ほど受けたところでございます。よその地方自治体によりますと、介護保険料上がる上がる、このような声が新聞あるいはいろいろ聞こえてまいります。下がるということはなかなか聞いたことがないんです。上がる傾向が、非常に上がる場所がある、このような日本全国津々浦々聞こえるんですが、本町だけはこの介護保険料が大幅に安くなる。先ほど議員の議会の方にもこのような見込みですよということが発表されたところでございます。

これはまさしく町長が町民挙げての健康づくり、政策を全面的に進めております。町民みずから健康づくりやあるいは当局とがっちり手を結んだ各介護保険の事業所とか、医療介護関係、このような関係各位の並々ならぬ努力のたまものが今回の介護保険料の大幅な引き下げ、私もいつも言っています大幅な引き下げが実現できるであろう、このような大きく期待しているところでございます。

この引き下げ、数字、非常に大きな評価も私しているところでございます。この引き下げ、その関係機関だけでなく、介護保険、本町には介護保険係、小さな課なんですけど、あこに入ってますが、介護保険係、こういう一般職員、担当職員の皆様方も非常に誠実にこの事業に邁進されております。介護教室もちょっと私も顔出したところ、非常にたくさんの参加の方がおられまして、参加者の声は、非常にためになった、今回こういうようなことで非常にためになった、私もいろいろこういうふうを経験してみた、このような声も聞いているということをここに町長に報告したいと思います。一般の職員の方も非常に力を入れてやっているということがなかなか町長の耳に入らないと、こういうようなことにあると思いますが、私がちょっと部長の頭ごなしではございますが、私がこの場をおかりしまして町長に実態を

知っていただいたと、こういうことで報告したいと思います。

さて、本町の介護保険事業であります。この本町の特徴としまして、このように安くなったというこの中身には、やはり各事業所のサービスにかける熱意も当然ありましょう。また、行政当局が進める本町の介護保険事業、これ介護保険事業だけじゃなくて、健康づくりからあるいは住民の医療関係から、すべての点がミックスされて今回のこのようなすばらしい結果に結びついてきたと思われま。

来期いよいよ15年からは新しい介護保険事業、このようなことが進むのでございますが、来期の目玉計画、介護保険だけ決まっただけではなかなかこんな介護保険だけでは進まないで、来期の目玉計画、このようなものがありましたらどうでしょうかということで、現在の進行状況と来期に向けた介護保険の取り組み方、このようなことについて町長のちょっと所信を發表していき、またその内容をお聞きしていきたい、このように考えております。

2番目、これは先ほどから青木議員も取り上げてるところでございますが、私はこういう面からもちょっと考えております。合併問題であります。合併問題を町財政の状況よりちょっと問うてみたいと思います。

それより、この町役場内のいろんな勉強会、職員の勉強会や50人会議等いろいろ合併問題について勉強しているところでもあります。各種報告も議員の手元には着いております。また、この近くの上牧や近隣の自治体でも住民発議、住民の皆さんが協議会を設置せい、このような大きな住民発議による動きも出てきたところでございます。この12月議会には各自治体の方にも要望書を出されている、このようなことを聞いているところでございます。

この問題なぜこのような問題が出てくるのかといいますと、合併した場合の有利さちゅうのは、新聞などにはいっぱい宣伝されてるんです。合併したらこういうふうによくいくよ、こういうメリットあるよ、こういうふうにメリットあるよということで、いろいろな私ども、議員も資料もらっております。財政にしる何にしるいろいろな資料が出ております。

また、町の広報においても、合併したときのメリットはこうであるああである、個々細かく發表されているところでございますが、しかしこの場合、もう一つこういう面から見た場合、いや合併しないよとなった場合、これは住民の意識によってどうなるかわかりません。合併しないよというふうな意識になった場合、本町単独で例えば5年、10年、15年行くとなった場合、この財政は一体どのようになると推定されているのかということであります。

たしか広陵町の現状のまま財政力とか税金の徴収率とか、借金の額、周りがちょっとひどいからいいように見えるんですが、借金の額やとか、あるいは税金の支払ってくれる徴収率

というんですが、あとは少々ためても割賦でも払ってくれるとかでいろいろあるんですが、まだ本町の場合、まだまだましなんです。国保の徴収率もいろいろあるんですが、本町の場合は周りから比べると非常にましであります。

しかし、このままで本町が単独で行く場合、果たして今のこの、きょうの町職員の給与の切り下げというこういうこともあったんですが、果たして財政的に見るとこれどうなるのかということです。現在広陵の場合は、収入を、町民税見てもらったらわかりますが、大多数がサラリーマン層が支払っているということなんです。法人がそな数千万円、法人税はもう既に徴々たるものしかない。大抵はサラリーマン層が払っている所得税、所得の中から町民税払ってると、こういうことなんです。

そのほかにも固定資産税ちゅうのがあるんですが、これは固定資産持ってる人持っていない人いろいろあられますので、この際町民税の主たるいわゆる税負担者、主たる税負担者のことも考えて、本町単独で行く場合、この財政危機的なものはどうなるのかというちょっと心配があります。今のまま5年、10年行くと、もうそれぞれ経常経費だけで100%とか、人件費だけで主要の税、町収入以上の人件費、今でも18億円ぐらいですか、町民税。人件費20億円ぐらい、職員の人件費使ってるちゅうのが現状の数字でございます。これだけ取り上げてとやかくいうんじゃないんですが、とにかく毎月毎月集めてる税金が十七、八億円、毎月毎月職員に払う、私も入ってるんですけど、払う人件費がもう20億円近いと、このような状況も一つのちょっとポイントとして、合併しない場合どのような財政的になっていくのか、推移されていくのか、この辺についてもちょっとお聞きしたいと思います。

3番目、これは大きな問題でございますが、また非常に喜ばしいことと思えます、清掃センターでございます。

新清掃センター、予定地については関係先の非常にご努力があったものと思っております。年内にも、12月内にもめどがつく、このような報告がありました。また、本議会の最終日のごみの委員会においても報告があると、このようなことを聞いております。まことにこれは職員の皆様、町長も大変なことと思えます。頭を下げ下げて、地元を回って回って非常なご苦労があった、担当職員も大変なことやったということで、敬意を表するところでございます。この清掃センター新しく話を進める、建設するまでは大変な努力があり、今回いい方向で報告できそうであると、めどがつきそうであるということで、私も大変地元、現清掃センターを持つ地元選出の議員としては、やはりいい報告を地元にも行いたい、そのためにも町長の英断を敬意を表するところでございます。

さて、残された現清掃センターの後の地元の一番大きな問題。運転終了後もこれが非常に大変なんです。清掃センター運転終了しましたら、じゃあそのままほっとくというわけにはこれはいかないんです。各地の清掃センター、今問題になつとんが、後の撤去をどうするんやということが非常に各地問題になっております。解体にします。解体にしろ、敷地を後何か利用……。そういう案もあります。敷地の後の利用にしろ、今一番大きな問題が、各種汚染物の処理対策。後の敷地の利用あるいは解体、これの対策で非常にみんな頭を痛めてるところです。

しかし、今のまま煙突のあるままほっとくと、こういうわけにはいかないんです。やはりそこは、あこは高級住宅地と、こういうふうなことを目指しておりますので、あれはふさわしくないとはいつも言っております。後の処理対策、これについて長期計画は必要であります。地域の住民にも理解を得ながら、この後の処理をどのようにしていくのか、この辺については一歩進んだ新しい現清掃センターのことで頭がいっぱいとは思いますが、あと残された我々の、南3丁目の苦労というのもまだまだ続きますので、この辺もひとつご高配いただいて、その後の対策ということでひとつ意見を聞きたい、このように思っているところでございます。私も地元から言われているところでございます。

4番目、総合交通移動対策、大きく取り上げてございます。

私、厚生委員会で視察をしたところで武蔵野市、あこはすばらしかったです、交通体系。私も行ってきたんです。これはなぜこのように総合交通体系なんていうんやということですから、今現在自家用車こうどんどん発展してくるとともに、どことも公共交通機関、いわゆるバスとかいろいろあるんですが、電車もだんだん入ってくるんですが、減少やとか廃止とか、これももう地方繰り返しているところなんです。

このことで国土交通省においても、交通バリアフリー法、こんな立派な法律があるんですが、国土交通省においても交通バリアフリー法ということで、今札幌市において実証実験ということで、どのような交通体系、総合的な交通体系としていけばいいのかということで、国土交通省の方でも札幌市でいろんな移動についてのサービス関係、これはまだ来年の1月ごろ国土交通省の方から出てくると思います。これは交通バリアフリー法ちゅうのが決められて、それによって外出困難な人はどうしたらええんやと、このようなことからいろいろ研究をしている、このような法律であります。

町内においても、奈良交通バスが縮小、廃止、このような予定であります。この町内だけでなく、また高田から広陵へ入る、あるいはどこから広陵へ入る、このような方も非常

に交通が減ると不便であります。

先進地をいろいろ見聞きしております。こないだは厚生委員で行ったんですが、それだけでもいろいろ私自分であちこち見に行ったところでございます。このバスだけに頭を持ってみましたら、バスがなくなる、ああどうしようじゃなくて、公共バスのみならず、福祉タクシーやあるいは自前でバス持つ、これは団地が自分とこの団地用の専用のバス持つと、バスを持って運行する、こういうところもあります。また、NPO運営と、こういうんですが、NPO運営の交通機関まで複数の移動手段、このようなことで総合的に交通体系を考えていこうということで、その市、そのあるいは町、その中での独自の総合的な交通移動手段を持って対策をとっているところでございます。

本町の場合、交通の体系というと、どうしても奈良交通ということだけにとらわれやすいんですが、それだけではなく、住民ボランティアの協力も得た移動手段対策がそろそろ必要になってきたのではないかとということでございます。

この移動手段というのは、ドア・ツー・ドアという自宅から目的地まで。公共交通機関というのはそこまで行かなあかんです。バスやったらバス停まで行かないかん、これがなかなかしんどい。自宅の家の前のドアから目的地のドアまで、最新の流れ、このドア・ツー・ドア、これが交通体系であります。いろんな手段が必要なのではないか、この辺についても町長のお考えをお聞きしたい、このようなことでございます。ちょっと時間も早く終わりたいと思いますので、ひとつ町長の簡便かつ適正なるお返事をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま坂口議員からのご質問をいただきました。お答えを申し上げたいと思います。

先ほど休憩時間に傍聴席から、ある人から職員指導をしっかりとというておしかりを受けたところございまして、今坂口議員からは、職員の努力についてお褒めをくださって、さらなる励みとなります。ありがとうございました。控室でこのことは聞いておりますので、管理職からは職員に伝わると思います。

ご質問の来期の介護保険事業計画の目玉は何かということでございます。お答えを申し上げます。介護保険制度施行以来、高齢者に対する必要かつ十分な介護の提供に懸命に努力をしているところでございます。介護保険運営の安定化を図るためには、介護予防事業並びに介護保険の周辺対策事業の整備充実が必要であり、特に通院、散歩等の外出時の援助、食材

の買い物、屋外の清掃等々、軽易な日常生活の支援等をシルバー人材センター等に委託実施することを考えており、次回の介護保険事業計画等策定委員会に提示いたしたいと思っています。

2番目でございますが、合併問題を町財政の状況より問うということでご質問をいただきました。合併問題につきましては、現在ご承知のとおり、50人会議を開催中であり、会議では合併、非合併等、さまざまな意見をちょうだいしております。また、町では広陵町として将来のまちづくりに最も望ましい方法を検討研究しているところであります。したがって、本町にとって合併に適した枠組みができ、合併相手との協議の道が開かれれば、合併特例措置を活用し、新しいまちづくりに取り組んでまいります。

特例期間内に合併できない場合につきましては、今後の国の地方財政制度等で不透明な部分もございますが、本町の中期財政計画にのっとり、より一層の効率的な行財政運営に努めてまいりたいと存じます。

また、随時国から発表される合併に関する財政関係情報も、今後報告をさせていただきたいと思っています。

次、3番目の現清掃センター運転終了後の計画はということでございます。新清掃センター建設については、大変なご心配をおかけしているところでございます。現在地元並びに周辺大字と協議を重ね、ご理解と協力をいただけるよう鋭意努力を傾注しているところでございます。

ご質問の現在の清掃センター操業終了後の施設解体等についてでございますが、解体方法と技術面での研究を行っており、今後綿密な計画を立てなければならないと考えております。

跡地利用につきましても、町財政の状況も踏まえ、十分な検討が必要と考えておりますが、しかるべき時期に議会と十分協議をさせていただきたいと存じます。

4番目でございます。総合交通移動対策をということでございますが、6月の議会、全員協議会に報告させていただきましたように、奈良交通から高田法隆寺線、高田百済線について、利用者がほとんどない赤字路線として休止の通知が届いています。本町では4年前に1,500万円を使い、町独自のコミュニティーバスを半年にわたり試走させましたが、ご承知のように、1便平均0.47人という結果になりました。この結果を踏まえても、今後公共交通の路線維持のためにさらに公費を使うことは論議があると思われませんが、この2路線のように平均乗車数3人以下では、貴重な町財源を投入することにご理解いただくことは難しいものがあると思っています。

しかし、このたびの奈良交通の赤字路線に対する撤退は、県下全体的な問題となっているため、11月20日付で奈良県交通政策課が発起人となり、近畿運輸局を初め関係市町村、県下のバス会社、タクシー会社が生活交通維持確保対策研究会を設立し、県内生活交通の維持確保のため、バス路線の維持、利用促進の研究と多様な輸送手段を活用した生活交通の確保策の研究をすることになっています。広陵町の公共交通事情と今回のご指摘ありましたさまざまな移動手段対策など、今後の方策も研究会に参加し、ノウハウを研究していきたいと考えております。以上のとおりでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 それでは、簡潔に行きましょう。

1番の介護保険事業、来年度は新しい事業ですね、今まではなかったことでございます。これについてはシルバー人材センターいいですね。シルバー人材センターの人もたくさんやはり、私今まで言うてたのは、草刈りだけとか、そういうものだけじゃなくて、もっとやっぱり人と人の触れ合いを持つようなこともこれからシルバー人材には必要ではないか、こういうようなことも私今までも考えていたとここでございます。やはり高齢者には高齢者なりのすばらしい面があるんです、お年寄りの話相手とか。やはりそういう人に相手の活動ということもやはり広げていく、これについては非常にいいことと思います。

また、これは非常にニーズのあったことなんです。私も取り上げておりましたけど、非常にニーズあって、聞いてたこともいっぱいあります。この辺に一步進んだことができたなどということの評価をしているとここでございますので、この辺については来年、来期から頑張っただけでやっていただきたい、このようなことで1番目の質問はこれで終わりたいと思います。次はまた3月議会でその後どうなったかお聞きしたいと思います。

2番目、合併問題。これについても、やはり中期計画、本町の中期計画もでございます。なかなか国の方針もちょっところころと腰の定まらないところがあるというのは、これは当然知っております。知っておるのは、いわゆる地方交付税が減らされるよ、これだけよう聞くんです。だんだんだんだん減ってくるよということ。じゃあ幾ら減るねん、どないなるねんちゅうのは、この前の難しいとこあったですが、総合財政から見るんですが。その辺についてもやっぱりこの中期計画にのっとり、そのたびそのたびごとにちょっと議会と、果たして単独で行ったらいいのか、あるいはやっぱり合併に進んだ方が将来の子孫のためにも考えていいのか、この辺についても結論を出していきたい。まだ今議会ではなかなか合併いいよとか悪いよちゅうのはなかなか難しいと思います。これも継続的に研究していきたい、私も

思っていますので、きょうはこの程度ということで結構かとございます。

3番目の清掃センター、だれも今の現清掃センター後どうしようなんて取り上げないんです。これは非常に現清掃センターの後のことに僕ものすごく心配してんです。新しい清掃センター、非常に大変いや大変なんです。問題は、今があるのがずっとあこのままにあったらどうしようかなと、こういうふうな心配が非常に多いです、地元の人。煙突のそこからまた何か鳥がふんをするとか何とか何とかで、風が吹いたらあこの葉っぱが溝詰まるぞとか、いろんな問題出よるのを私も聞かされるんです。ええにやってるんかとか、晩真っ黒けで怖いがなとか、あこの前の門のところにゴミをほかして、晩の間ですよ、晩の間にゴミをほかしてどっかへ行っちゃうという人もいますし、後まであこへ置いとったらどんなになるかなちゅうこともやっぱり不審者も入ってどないするんかなちゅうこといろいろ心配がありますので、その辺も新しい事業を進めるのと並行として古い方のしまいの仕方ですね、しまいの仕方を議会ともいろいろしかるべきときには相談したいと、こういうようなこととございますので、ひとつ地元選出の私も一番のそれも相談役として私も力入れたい、このように思っておりますので、その辺もこの程度でちょっと町長の方針を伺ったということで、はいこれで承したいと思います。

総合体制、この総合交通体系、これが今一番頭が痛いんです。ちゅうのは、バスがなくなる、あるいはバスに乗る人や、だけどバスに乗る人は少ない、だけどそんなごっつい税金突っ込んで果たしてどうかなと。これも東京各衛星都市同じような悩みでいろいろ聞くんです。じゃあ実態どないしてんですかということなんです。こないだ行った厚生が、前にも報告があったように、あるいろんなボランティアがやってるちゅうところもあるし、あるいはよその自治体では、社協が独自で車を持って、社会福祉協議会が。運転はボランティアでするんですって。ほんで車の維持は社協持てと。で、運転は住民のボラでやっておると、こういうところもあるんです。ほとんど保険は当然社協へ皆掛けよんですけど、これ町職員がしちゃうと、その人件費でそんなもんとでもじゃないですが、こんなん1人乗っけて送るだけで人件費勘定したら何千円とか何万円とかかかっちゃ、こんなんとてもできませんというところの自治体もあります。

だから、この問題について、今研究、生活交通という言葉初めて今聞いたんです。これはなかなかいいアイデアです。交通もこれ通勤だけで、生活をしていくための交通であろうと、このような観点から研究を加えていただいて、また新しいアイデアを次に出していただいたら結構かと存じます。

本日は長々と話をしましたが、ちょっとだんだん外も暗くなって寒くなってきたとこでございまして、私は質問はこれにて終了いたします。どうもありがとうございました。

議 長 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。異議はありますか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日用れなかった一般質問につきましては、12日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会といたします。

(P.M. 4 : 20 延会)

平成14年12月12日広陵町議会

第4回定例会会議録（3日目）

平成14年12月12日広陵町議会第4回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山恵俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
健康福祉部次長	池田誠夫	住民生活部長	野村完治
新清掃センター建設室長	山村吉由	都市整備部長	吉村正勝
水道局長	森田久雄	教育委員会事務局長	笹井由明

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長	西辻眞治
書記	野村克也 上田勝代

議 長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一般質問

議 長 11日の一般質問に引き続きまして、これより片岡君の発言を許します。 3番議員！

3番議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

さきに一般質問通告をさせていただいておりますので、一応読み上げさせていただきます、第1回目の質問といたします。

質問1、防犯灯の電気代、維持管理費の増額を。

このごろ、町内でも夜半になってからのひったくりや、若い娘さんを待ち伏せする、追いかけるなどといった、親御さんとして非常に心配なことが多く発生しています。各自治会でも防犯灯を増設するなど、危険な箇所の減少に努力をされています。このため、増設の手数料、電気代、また修理費用などの維持管理費は自治会の財政を圧迫するまでになっています。ぜひ補助金の増額をお願いしたい。これが1点目でございます。

2点目、ごみ減量への審議会答申の実施状況について。

審議会の答申から1年が経過しました。この間のごみ減量への取り組みと、またその成果をお聞かせ願いたいと思います。また、その中でのごみ減量推進委員会の活動の内容、活用のされ方もお聞かせ願いたいと思います。

3番目、もっと気軽に利用できる外出支援サービスを。

高齢者の方や体に障害をお持ちの方が、介護認定や療育手帳の有無にとらわれずに利用できる外出支援の検討をお願いしたいと思います。厚生委員会で視察に行きました東京武蔵野市では、レモンキャブという制度で、町の商店主の方が市から改造した車を借り受け、予約を受けて送り迎えをしてくださっていました。商店主の方なら道もよくご存じですし、親しくなることでお商売への見返りも出てくるでしょう。利用料は30分、800円とのことでしたが、広陵町でも住民の方のお力をおかりした利用しやすい外出支援サービスの検討をお

願いたい。これが3点目でございます。

4点目、65歳以上の高齢者に対するインフルエンザの予防注射を無料にさせていただきたい。

高齢者の方が風邪にかかると重くなる傾向にあります。ましてインフルエンザとなると、大変に危険な状態になりやすい。お年寄りの方のインフルエンザ予防接種は必要不可欠であります。現在は1,000円を負担されています。これが気軽に受けることができるように無料にしてほしい。これが4番目質問でございます。

第1回目の質問終わらせていただきます。

議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町長 片岡議員さんの質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

防犯灯電気代、維持管理費の増額をとということでございます。

町自治振興費における防犯灯費の補助金は、毎年6月末日の世帯数に300円を乗じた金額を補助しており、平成14年度では273万円を支出しております。地域によりましては、住宅の形成や面積などの事情により、防犯灯の設置数も異なることと思われませんが、特別な地域を除き、おおむね2分の1程度の補助を行っており、補助金としての額は妥当なもの判断しております。

しかしながら、本年度に防犯灯の所在地確認作業を行いましたので、各大字、自治会間の格差を是正する意味で、設置状況を勘案した上で、公平な補助を行ってまいりたいと考えます。

2番目のごみ減量への審議会答申の実施状況についてでございますが、ごみ減量等推進審議会の答申から1年が経過した、この間の減量への取り組みと成果はどうかというご質問でございますが、本年の2月から6月にかけて、広報に審議会の答申内容やごみ減量の行動計画の具体例を掲載して、啓発に努めてまいりました。また、成果については、平成13年度の総ごみ量は他町からの受託分を除けば、前年より1.2%減少しております。これは住民の皆さんのご理解、ご協力のたまものだと感謝いたしております。

しかし、審議会答申では、平成22年度を目標年度とし、ごみの将来予測値に対し20%の減量を、平成17年度には中間目標として11%の減量を進めるべきであるとされておりますので、今後各大字自治会へ出向いて、ごみ分別や減量の啓発に努めるべく、啓発冊子の作成に取り組んでいます。このため、広く住民の皆さんからごみ減量アイデアも募集したところです。

次に、その中でのごみ減量推進委員の活動内容はとのご質問ですが、3月、7月、11月と3回の会議を開催しておりますが、その中でいろいろなご意見がありました。しかし、11月になり、ようやく啓発冊子の作成にご理解をいただきまして、現在推進委員の皆さんと町が協力して原案の作成に取り組んでいます。啓発冊子が完成しますと、推進委員さんも啓発活動に参加していただくことになっております。

3番の、もっと気軽に利用できる外出支援サービスをというご質問でございます。

議員が視察研修されました東京都武蔵野市の外出支援サービス事業についてでございますが、本町におきましても、高齢者に対しましては既に坂口議員にお答えいたしましたとおりであり、障害者に対しましては、社会福祉協議会によります登録ボランティアの活動の中で、付き添いサービスの外出支援を実施しております。しかし、武蔵野市が実施されている地域の方が運転手となって送迎する移送サービスについては、使用車両の確保、運転手の確保、さらには事故処理等種々の問題が危惧され、当面現状の方法で充実を図ってまいりたいと考えます。

次、4番目でございますが、65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ予防注射を無料にというご質問でございます。

答弁は、平成13年11月、予防接種法改正により、高齢者のインフルエンザ予防接種を二類疾病として分類されました。二類疾病の予防接種とは、対象者に予防接種を受けるよう義務づけされておらず、接種を希望する者に対し、市町村長が接種を行うことになっております。この法改正により、昨年、予防接種実施に向け接種方法及び接種料金、個人負担金等について、奈良県下市町村の状況調査及び町医師会との協議を重ねてまいり、接種料金総額5,020円とし、公費負担4,020円、個人負担1,000円に設定させていただき、実施しておりますが、対象者が非課税世帯、生活保護世帯の場合は個人負担金を無料にして、全額町負担させていただいております。

さて、インフルエンザ予防接種とは毎年接種するものであり、現在対象者から一部個人負担をいただいておりますが、個人負担の公平性等を考えると、今のところは一部個人負担の協力体制をご理解いただき、お願いするものであります。以上のとおりでございます。

議 長 3番議員！

3番議員 それでは、第1番目の質問の2回目の質問をさせていただきます。

この防犯灯に対しましては、住民の安全に責任を持つ町本来の責任をいかに全うしていかれるかということで、町としても非常に頑張っておられることだというふうに思います。そし

て、私はインターネットの方で町の防犯灯補助金ということで検索しましたら、2,300もの件数が出てきたわけです。それはやはり補助金の要綱をつくっておられて、その中でずっと読まさせていただきますと、やはり戸数に対する金額ということはほとんどのところはない、私が2,300全部見れたわけではないわけですが、その中で何十件か見させていただいた中では、やはり電気代に対する補助、そして1灯当たりに対する補助、そのようなところがほとんど大半でございました。

実際に、先ほど町長がご答弁いただいた電気代に対する約半額の補助をしてくださっているというふうにお答えいただいたわけですが、実際に、私の所属します自治会の方では、11年度は39万9,755円の電気代に対しまして、補助金が10万4,100円、また12年は42万3,143円の電気代に対しまして10万7,400円、また13年度は41万7,664円に対しまして10万6,500円、これは3分の1にも満たないという形になっております。こういう形で今の電気代が補助されているわけですが、ほかの自治体ではどのようなになっているかということで見ましたら、これは埼玉県の入間市なんですけれども、電気代は全額、また修理費は半額、それと別に管理費が1灯当たり400円の管理費が出されていると。これはまたちょっと特別なところかなというふうにも思いますが、大半が電気代の半額の補助はされているというところが大半でございました。そして、斑鳩町なんかでは1灯当たり1,500円、また横須賀では1灯当たり2,430円という形で、随分ばらつきがございますが、ただ、これから情報公開の時代になってきますと、やはり町の補助金がどのような算出のなされ方をしているかということをしきりと資料を出せということで、またこのインターネットなんかに乗せておられる自治体では、その公開の中に自治会の電気代なども含んで情報を公開しておられると、そういうところが多くございました。入ってますよ。

そういうことで、今の自治会の収入というんですか、会費プラス補助金に対します電気代の割合というのが非常に上がってきている。この中で、今まで私とこの電灯では、平成8年度では70灯であったわけです。それが今ではもう約30灯ふえていると。やはり非常に暗いところがあって怖いとかということで、やはり住民の皆さんから声が随分出ておまして、そういう形でふやしてきているという経過がございます。この中では、やはり増設に対する手数料なども自治会で一定負担しているような会計報告も上がってきております。その中で、こういう金額というのがいろいろとふえてきているわけですが、やはりそういう実態に見合った金額の改正をぜひともお願いしたいというふうに思います。2回目の質問終わら

していただきます。

議 長 総務部長！

総務部長 防犯灯の補助金につきましては、町長から答弁がありましたように、今年度は世帯数に対して300円の額を乗じたものを補助をいたしておりますが、この額は全体、今、片岡議員おっしゃいました3分の1まで行かんやないかということでございますけれども、町全体を見ましたところ、約2分の1の補助をいたしております。しかし、この算出方法につきましては、ある面では公平性を欠いている部分もございますので、現在その算出方法を見直しの検討をいたしております。例えば、一概には言えませんが、世帯数に300円を掛けるということになりますと、面積が小さくて民家が密集している大字と面積が大きくて民家が少ない大字とは若干差が出ると思います。こういったところをまず解消いたしたいと思います。それから、算出の基準としてなるものにつきましては、まずやはり防犯灯の数が基本となると思われます。そういったことを考えた中で、今後は算出方法をまず見直すということをご了解いただきたいと思います。

議 長 3番議員！

3番議員 算出方法の見直しということで、今お答えいただいたわけですが、電気代とかそういうのは、本来町自身のやはり責任の部分というのが多いわけです。そして、自治会としては非常に維持管理にいろいろその時切れた時々の取りかえであるとか、そういうことの業務を行っているわけですから、全額やはり町負担ということもご検討いただきたい、このように思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、ごみ減量化の2回目の質問に移らせていただきます。

今、古寺区の役員の皆さんをはじめ住民の皆さんのご理解により、新処理施設に向けての前進に取り組んでくださっていることに非常に敬意を表するところでございますが、どのような処理施設になるにしても、減量化への努力は不可欠でございます。また、審議会での答申が出されておりますが、その中での、特に分別収集の徹底とか、生ごみの水切りの徹底、このようなところで具体的な目標値を先ほど町長の方からもご答弁いただいていたわけですが、そのように目標値を定めて活動をしていくということにされているわけです。今、啓発の冊子の発行とかという形でいただいているわけですが、今の現在の審議会の取り組み方、啓発冊子の原案のつくられてるだけではないと思うんですが、どのように委員会の活動をされてきているのか。また、その中での委員さんの減量に対する自治会へのフィードバックといいますか、それはどのような形で考えておられるのか、あわせてお聞

かせ願いたいなというふうに思います。

それから、具体的な目標値の設定につきましても、住民の皆さんの過重な負担になるような30分別とかというふうな、また指定袋などは住民の皆さんの合意が必要な部分というのがあるわけです。それ以外に、住民の皆さんが非常に努力をしていただかなければならない部分というのがたくさんあるわけですが、それにつきましても委員の皆さんの取り組み、それもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 片岡議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

今おっしゃっていただいておりますごみ減量推進委員さんの会議等の内容のことですけれども、町長も答弁申し上げましたように、近くは11月26日ですか、ごみ推進委員さん寄っていただきまして、開かしていただきました。その中でもおっしゃっていただいておりますように、今冊子を私の方では原案をつくっております。次回は1月の半ば以降に開くようになっております。そのとき、その開催を通知するときに、その原案を送ってくれと、こういうことでお聞きしております。その内容をそれぞれの委員さんが十分精査いただいて、当日いろいろその冊子の内容についてご検討いただいて、それで早急に完成して配布していくと、こういうようなところでございます。

それから、おっしゃっていただいております指定袋、また分別収集、それから生ごみの件等でございます。指定袋等につきましては、答申の中でもご承知いただいていると思います。いずれはやはり指定袋の方法もとっていく方がベターではないかなということの、推進委員さんの中でもそういう決定がとれますか、意思統一がされておられます。ごみの減量化につきましては、清掃センターの新建設の絡みもございまして、その冊子ができましたら、さらに住民の皆様方に、地区へ出向きまして、職員が出向きまして、推進委員さんとともに、やはりごみ減量についてのさらなる取り組みを、目標数値に向かってやっていかなければならないというところでございます。そういうところが今の推進委員さんのお話をいただいている中の結論ということでございます。以上です。（3番議員「前の、今は11月だけですよね。3月と7月はどんなふうな内容で。」）はいはい、済みません、委員長。

議 長 はい。

住民生活部長 今年度につきましては、6月8日開かしていただいております。これの内容につきましては、町のごみの減量推進委員さんの概要、あるいは平成12年度の町のごみの状況、それから、循環型の社会を目指してどういうふうにごみの減量なり分別をやっていくの

かどうか、それからRDFの問題はどうなのか、広域化になった場合はどういう方向でいくべきなんだろうかというようなこととお話をいただいております。

それから、8月22日ですけれども、これはごみ袋のアンケート調査の結果ということでご協議をいただいております。それからもう一点は、何か文化祭への協力依頼ということで、いろいろとお話をいただいております。以上です。

議 長 3番議員！

3番議員 このアンケートにつきましてはどういうふうな形になっているのか。今、アンケートの集計がされてるわけですか。ちょっとこの内容につきましてもお聞かせ願いたいと思います。

それから、冊子の原案、今原案が検討中ということではあるんですけど、その冊子の大体概要はわかりますか。まだわかりません。一応もう原案はつくられてるわけですね、でも。（住民生活部長「そうです。」）その中では、どういうところ辺に重点を置いて冊子をつくられたとかというふうな内容をお聞かせ願いたいなというふうに思います。

それと、今、別に指定袋を今すぐにとか、指定袋のことを早くという意味では、さっきの質問はないわけで、指定袋とか30分別以外のところで努力していただいている分について、実際の今1.2%が13年度では減量できたというふうにおっしゃってるわけですけれども、この中でどういうところに効果があったのか、その中で推進委員さんの果たしていただいた役割というのがどうだったのかということで聞かせていただきたいなというふうに思っているわけですが。そのことにつきまして、もう一度お願いいたします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 原案の内容は申しわけございません。私ちょっと手元に持っておりませんが、推進委員さんは、行政が主導でそういう原案をつくっていただくのは一応サンプルとして結構だけれども、私たち今推進委員がやはり主体となってそういうものをつくる方がいいんじゃないかと、こういうご意見なんです。だから、うちの一応案としてつくっている内容について次回までに送らせていただいて、それを十分精査していただいて、そのそでいろいろとつくっていただくと、こういうような方向でございます。

それから、ごみの減量があったということでございます。これにつきましては、推進委員さんは各地域、大字、自治会とか大字へ戻っていただいて、いろんな会合のとき、またいろんな、例えば婦人会なり、また何かの地域の会合のときに、推進委員さんとして町でいろいろ討議された内容についてお話を申し上げ、また減量をお願いしていただいと。それか

ら、毎月水曜日ですか、分別やっております、ペットボトル等の。そういうところへも推進委員さんが出ていただいて、一緒にやっていただいと、こういうような内容でございます。

それと、住民の方につきましても、やはりごみはどの市町村ともこういう状態になってきておりますので、やはり減量をしていかなければならないということで、認識を深めていただいた結果、そういうふうに減ってきてると、こういうような私どもの方はとらえ方をいたしております。

それから、もう一点のごみ袋のアンケートの調査結果というところでございますけれども、ちょっと調査結果の中身、私ちょっと、申しわけございませんがその辺は持っておりませんが、先ほども申し上げましたように、やはりごみ袋は、何といいますか、今は黒いあれでやっておりますけれども、いずれはやはり町の方から透明といいますか、中身の見えるようなそういうようなもんも配布して、やはりごみ減量に努めていかなければならないんじゃないかというところが、推進委員さんの総括的な意見と、こういうことでとらえていただければ結構かと思えます。以上です。

議 長 3番議員！

3番議員 それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

先ほどの町長のお話で、今の現在の制度をできるだけ充実させていきたいというふうにお答えをいただいて、きのうは坂口議員に対しましてのお答えの中では、奈良県の生活交通の政策課の方で原案をいろいろつくってくださっているというふうなこともお聞かせいただいたわけですが、この東京の武蔵野市でレモンキャブという制度でやっておられるのは、やはり介護保険制度とか、それから療育手帳また身体障害者の方の手帳、障害者の等級に対しまして、今でしたらやっぱり福祉タクシーなども制限がある。また、介護保険の認定を受けられた方に対してしか外出のことができないとか、いろいろとそういう制度的な制約というのが、今の現在の制度ではあるわけです。その中で漏れてしまっている方、また年齢的に65歳になっておられない方とか、いろんな形でそういう方々も利用できるような、もっと幅広いものにしていただきたいということがここで、武蔵野市ではやられているねらいなわけです。やはり、そういう行政の方がどうしてもやられますと画一的な、また一定の線引きがされてということになってくるわけですが、やはりその線引きから漏れてしまった方にどのように対処ができるのか。やはり車いすでの移動とかというふうな形になってきますと、一般のタクシーのそこではほとんどもう無理ですし、やはりそういうことで移

動しようとするば特別な車が必要だということにもなります。武蔵野市では、やはり小型のワゴン車で改造をして、車いすもそのまま乗れるような車に改造をして貸与をするという形でやっておられるわけです。乗りにくい方に対しましては、座席がぐるっと回るような形に改造をして、貸与をしていくというふうな形もやっておられます。だから、できるだけ近いところの商店主の方だけではなくて、少々離れていても車ですから、迎えに行くことには少しぐらいの支障はないわけですが、そういう形で、必要な車のところと契約をされるというふうな形でやっておられるわけです。それでも何十台もあるわけではありませぬので、4台とか5台とかというふうな形で武蔵野市では、地域的にも狭いということがありますけれども、それぐらいのところ商店主の方が頑張ってやっていたらと。商店主の方がお仕事でお忙しいときには、ちょっとだれかにお願いをするとか、パートみたいな形をお願いをするとかということも十分できることですので、やっていただきたい。これは十分、本当にそんなに大きな金額を持ち出してやらなければいけないというふうなことではないわけですから、少ない金額で本当に喜ばれる施策だと思いますので、ぜひやっていただきたいなと思います。平岡町長も人に優しいまちづくりということで頑張っておられるわけですから、その中で、やっぱりお年寄りとか障害をお持ちの方にいかに優しい町になるかということが、やはり一番のねらいだというふうに思います。

前に滋賀県のセミナーの方に行きましたときに、ドイツの町のことをお聞きしたわけですが、そこではほとんど、車ではないわけですが、本当にお年寄りが町へ出て、そこら辺でお茶を飲んだりとかお年寄りが活発に動ける、そして障害をお持ちの方も楽に自分で車いすで移動できるような、そんなバリアフリーのまちづくりで、車はもうできるだけ排除するような形でやっておられるわけですが、そういうお年寄りが本当に元気に活発な町というのがずっとまちづくりの施策としてやっておられる、そういう子供さんとかお年寄りが本当に大事にされるということが必要なんじゃないかと思います。

今の不況だ、不況だということ言われてるわけですが、東京の方ですか、とげぬき地蔵さんというのがあって、とげぬき地蔵さんの前の商店街というのは非常ににぎわってるということで、テレビの方が取材に行ったというのは見られた方もあるだろうと思うんですが、そこでは、やはりお年寄りの方のニーズにあった品物をたくさん並べておられて、それが非常ににぎわいを見せているということで、それを東京のデパートの方が実態調査をして、デパートの方もそれを取り入れられて、お年寄りのニーズに合ったものをデパートの方で置かれてるようになって、また売り場もいろいろと工夫をされてということで、その近

隣のデパートは売り上げが落ちている中で、そのデパートだけは非常に売り上げが伸びてきたというふうなことも言われてるわけです。そういう形で、やはりお年寄りにいかに町に出ていただくか、元気に過ごしていただくかということが非常に必要なときだというふうに思うわけです。そのことから、やはりこの広陵町でも人に優しい、お年寄りにも、また障害をお持ちの方にも優しいということで住んでいただけるようなまちづくりを、いかにしていただくかということが非常に大事なことだと思いますので、ぜひともこれにつきましてはご検討いただきたいと思うんですが、もう一度町長の方からご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 ただいまの片岡議員のご質問でございます。

東京都の武蔵野市さん、非常にすばらしい事業をされてるということで、私も評価をさしていただいております。いろいろこの事業につきましては問題もたくさんあるようでございます。また、武蔵野市という地域性、広陵町と比べまして地域性とか人口規模、それから産業構造等も大きな違いはあるわけでございますが、町といたしましては、来年度から実施予定の、高齢者を対象にしております外出支援の成果を見まして、また障害者の事業でありますタクシーの基本料金の助成事業があります。それと、社会福祉協議会が実施しております車いす対応福祉車両の貸し出し事業というのがございます。ボランティアの活動等の状況を十分確認いたしまして、シルバー人材センター並びに社会福祉協議会との連携を図りまして、高齢者、障害者のさらに利用しやすい広陵町の方式というふうな外出支援事業を考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議 長 3番議員！

3番議員 今、いろいろこれから取り組んでいただく施策っていいですか、それをお聞かせ願ったわけですがけれども、ちょっと具体的に年齢的なものとか、そういうふうなどういふふうな方々が利用できて、どういふふうな運営の仕方をされていこうとしていらっしゃるのか、ちょっと具体的にもう少しお聞かせ願いたいなというふうに思います。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 まず、高齢者の方の軽度の生活援助事業というのが来年度から実施したいということで、これは介護保険の策定委員会にもお諮りするわけでございます。これはあくまでも高齢者ということで、ひとり暮らしの高齢者、それから高齢者の世帯というのを対象にして、これは委託はシルバー人材センターにお願いするわけでございます。負担は今のところ費用単価、時間給については、今シルバー人材センターと近々話し合いをさしていただきま

す。利用者の負担につきましては、介護保険と同じく10%利用していただくと。例えば、1時間の利用額が1,000円といたしますと、100円の負担をしていただくというふうな考え方でおります。事業としましては、家事の援助、それから外出援助、これは通院の付き添いとか買い物とか、散歩とかというふうな付き添いを考えております。その他の援助としましては、屋外の清掃とか家財道具の修理とか、そういうふうなものも今考えておるわけでございます。

それと、障害者の場合にはタクシーの基本料金の助成というのはございます。高齢者につきましても、高齢者に対するタクシーの助成というふうなことも考えている、今のところでございます。現状はそういうことでございます。

議 長 3番議員！

3番議員 それでは、4番目の質問に移らせていただきます。

65歳以上の高齢者に対しますインフルエンザの予防注射なんですけれども、これは今1,000円ということで負担をされているわけです。先ほど町長のご回答の中で、医師会の方々とも相談をしてやってきたというふうなことでも言われてるわけですけれども、奈良県全体、ここの北葛の医師会、北葛の医師会の方がかかわっておられる、そのほかのところは、王寺広域医師会と一緒にやっておられる上牧なども、やはり負担がゼロだということでやっておられるわけです。だから、医師会の皆さんの理解が得られないとかということではないだろうなというふうに思うわけですけれども、このところを、本当に5,000円の分に対しましての大きな負担、今補助をしていただいで、たくさんの方が利用していただいているということが非常によかったなというふうには思うわけですけれども、もう一つやはり踏み込んでいただいて、本当に無料にさせていただくということが、今、特に高齢者方々の医療費っていうのが上がってきて、窓口負担もふえてきてる中で、またこういうインフルエンザの接種を先にさせていただくことで、予防の面でも非常に効果が上がるというふうに思うわけですけれども、それにつきまして、どのように検討をしていただいできたのか。今本当にこれから高齢者の方々が病気にかからないために努力をしていただくということが非常に、それに対して町としてどういう援助ができるのかということが必要なことだと思うんです。やはり、病気にかかれないとやはり医療費もかさむということがないわけですから、できるだけかかれないためにいろいろな努力をしていただかなければならないだろうなというふうに思うわけです。

前に、町の方でもいろんな予防の教室をやっていただいたりとかというふうな形での努力

をしていただいているわけですが、65歳ぐらいの方でしたら、非常に健康的にもまだまだ元気で頑張っておられる方というのが非常に多いわけですから、ジムのものとか、それからトレーナーさんがついていただいて体を鍛えていただくとか、そういったことも必要だろうとは思いますが、実際にこの予防接種につきましては、法律でもやはり町の方が責任を持って頑張っていくなさいということが出てくるわけですから、本当にこれにつきましては、ほかのところは全額負担をしていただいているところが奈良県の中でも大分あるわけですから、1つのお医者さんに行ったときに広陵町の人だけはお金が必要で、上牧とか王寺の人にはただでいいですよという形になるわけです。何で広陵町だけがそうなんねんということで、やはり話をした中でそういうふうな不満というのも随分出てくるわけです。これにつきましては、やはり町の方ももう一回ご検討いただいて、できるだけ無料にしていきたい。これは本当に、ここまでやっていただいているわけですから、あと一歩というところだと思えます。もう、5,000円のところを四千何ぼまでやっていただいているわけですから、あと一歩というところまで来ておりますので、ぜひともお願いをしたいと思えますが、ご検討をいただいていたのか、今年はどういうふうな形でご検討いただいたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 ただいまのご質問でございます。

まず先に、インフルエンザのこの予防接種の奈良県の状況をご報告はさせていただきたいと思えます。今、片岡議員がおっしゃいましたように、王寺周辺の町、上牧、王寺、河合、それから平群、三郷、斑鳩、安堵ですか、この7町は無料にされております。しかし、47市町村あります奈良県の中では、ほとんどが料金は1,000円個人負担をいただいておりますという状況でございます。地域によりますと、2,000円というふうなところもあるわけでございます。

それで、高齢者以外の方が予防接種を受けられる場合、これはやはり個人負担2,000円から5,000円の費用負担をされるわけでございます。高齢者の中にも高額所得者もおられます。この方にも無料ということが、果たして住民全体の公平性から適正であるかということも考えられるわけでございます。それと、高齢者におかれましても医療保険、それから介護保険におかれましても、一部負担というのをされておられるわけでございます。また、厳しい社会経済情勢の中で、高齢者の方を支えている若い世代の方にとりましても、子育てとか教育の費用に多額の費用がかかっております。給与も非常に減額という状況の中で、

頑張って税金を納めていただいております。高齢者の方におかれましても、共同、連帯の理念や一部負担の協力体制をご理解していただいておりますので、その点だけご理解をお願いしたいと思います。

議 長 3番議員！

3番議員 今、高齢者の方の中でも高額収入をお持ちの方がおられるというふうにおっしゃってるわけですが、その人数といいますのは、本当に全体の中では非常に少ないというふうに思うわけです。ほとんどの方が年金とか、またそういった形で暮らしを支えておられるという方が、高齢者の方はほとんどだというふうに思います。そういうことの中で、非常にどこまでか、特別にお仕事をお持ちの方は別ですが、ほとんどの方がやはり年金とか、それが厚生年金になるか普通の国民年金になるかで金額的には随分変わってくるかもしれませんが、年金暮らしの中で、やはり医療費が増加してきている、そしてまた生活も非常に厳しくなっている。今までの蓄えも銀行預金の利息はなくなった中での取り崩しがずんずんと激しくなっていて、もう蓄えもなくなっているというふうな実情は、特によくご存じになったというふうに思うわけです。この中で、本当に病気にならないためにということで、皆さんが努力をされてるわけです。もうとにかく、健康が第一やと。病気にならないために、病気になったらもうしまいやねんというふうな形で皆さんおっしゃっておられます。そのためにも、町はそういう方々に後押しをしていく、そのことのやはり、元気づけていくための施策というのは非常に必要なことだと思いますので、もう一度ご検討をいただきたい。このことを最後にお願いしまして、質問終わらせていただきます。

議 長 答え要るのか。ええのか。（3番議員「いや。」）もう、答えは一緒やぞ。（3番議員「同じやね。町長、お願いします。」） 町長！

町 長 インフルエンザについてお尋ねでございますが、やはり風邪は万病のもとと言われております。軽々しくは思っておりません。時には死に至らしめることがあるわけございまして、私ども役所は何としても住民を守るという立場から、一人でも多くの人が注射を受けていただくというのが基本でございます。もちろん、受けなくて自分は健康であればいいわけでございますが、これもやっぱりひとさんがそういうように、風邪が蔓延になりますとどうしてもうつってくるわけございまして、今お受けをいただいているのが1,600人、160万円の費用負担をいただいているわけございまして、これを無料化にいたしますと、160万円で済むわけではないのでございまして、60歳以上の方が4,600人おられます。また、若い人でも受けることができるわけございまして、ただなら受けようかとい

うふうなことで、どのような予算になるかわからないというふうな、非常に困っているわけです。何でもただならいいのではないかというふうな、これはもういいのにはこしたことはないわけですが、我々も予算管理をいたしておる手前上、何としてもご負担をしていただくということでございます。近隣の町村の動向を見ながら、一人でも多くお受けをいただく、そして安くお受けをいただくというのがやはり基本だと思っておりますので、そういう方面でも検討を重ねてまいりたいと思います。さらなる波及がなかったらいいんですが、なかったらと言いながらも受けてもらいたいという気持ちもあるわけで、非常にこの答弁は困っている状況でございます。いずれにしても、負担軽減には努めてまいりたいと、そのように思います。

議 長 以上で片岡君の一般質問は終了いたしました。

次に、松野君の発言を許します。

5 番議員 では、一般質問をいたします。

まず最初に、住民参加のまちづくりでございます。

住民参加のまちづくりは、従前からニセコ町の例をとりまして、いろいろと質問もさしていただいていたところでございます。ニセコ町は自治体の職員さんの人気投票でもナンバーワンの人気の高い町なんですけれども、きょうはニセコ町の例は今までも報告してきましたので省きまして、この間、国立市を視察してきたわけなんですけれども、国立市の状況も報告させていただきながら、要望していきたいと思っております。

国立市は東京都の中央部にありまして、一橋大学を中心とした文教都市です。そして、町に入りますと、日本とは思えないような、町並みが大変美しい、こんな町でございました。そして、このまちづくりについてですけれども、市長さんがかわられたということも相まって、市民の提案型の都市計画マスタープランをつくられたわけです。このマスタープランをつくるに当たって、まず、市民参加の部分ですけれども、都市計画法が平成4年に改正されて、その法律の中に、市町村は基本方針を定めようとするときには、あらかじめ公聴会の開催と住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするという形で改正されておりますので、これは従来の住民参加を認めるかどうかというところから一歩進んで、住民参加によって何をどう変えるかに移ったと、こういう観点から、住民参加重視をした形で計画をつくられてきたわけです。

この都市マス策定するに当たりまして、まずどのような形で住民参加の都市マスづくりの方向をつくるかと、その前提に、さらに住民参加でサポート会議をつくったんです。この

サポート会議の中で、どのような形での住民参加の都市マスかということを決めまして、その上で市民会議という住民の公募によりまちづくり市民会議を発足させたわけなんです。これは開かれた住民参加の形にして、在住されている、町内に在住という形だけにとどまらず、この国立に関心を寄せる人の参加、在勤、在学者等を歓迎して設立されたわけです。だから、だれでも参加できるという、このような形で発足をいたしまして、大変何回も、合計40回近くも会議を重ねられまして、提言をまとめられたわけですが、この過程の中におきましても、どのような会議、内容になっているかということは、その都度都度サポート会議ニュースだとか、それからこれは市民会議ニュースという形で市民の方にも知らせながら、議論をしてきたということです。

そして、それをさらに全体の意見まとめるという形で、専門家も含めた形で最終策定をしたわけですが、この中で、地区別懇談会とかアンケートとか丁寧に取り入れまして、住民の声を大いに反映させた形で作られましたものですから、本当にその後も住民の皆さんの参加がたくさんあるというような状況です。

そういう中で、また子供ですが、子供の方のまちづくりということも含めまして、子供総合計画への提言という形で子供へのアンケート、また子供参加の議論の中で、このような立派な子供の総合計画もつくっているというような状況でございます。

さらに、まちづくりの中では細かく住民の皆さんの意見が反映されて、学童保育の午前中の開放、有効活用だとか、また桜守の制度、ボランティアで組織されるわけですが、そういう住民参加のその後のまちづくりの運営もなされているのが現状です。

こういう経験を踏まえまして、今国立市では市民参加条例をつくることを検討しているところでございます。市民参加条例といいますが、形だけつくればいいというものではなく、魂の入った市民参加条例をつくりたいので、2年間じっくりと議論をしてつくっていくと、これは市長の意向でございます。そのような形で、住民参加、市民参加が進められているわけですが、広陵町でもこの間、合併50人会議開かれまして、ここに全部初めて50人もの公募という形で、最終的には57の方が応募されたわけですが、全員そろっているいろいろな今勉強をされている中で、住民からの評価も大変高い、こういう状況です。そして、職員さんの方でも大変努力していただいて、詳細な資料も提示していただいている、このような形が今後の広陵町のまちづくりのあり方であります。これをさらに発展させて、いろいろな形で発展をさせていくことが、今後の広陵町の発展に大いに寄与するものであります。これについて、町長がかわればまたやり方が変わるでは大変困りますので、要綱また

規則、そして条例へと発展させていただきたいと思います。これにつけてのお考えをお聞きしたいと思います。

2番目ですけれども、景観条例あるいは地区計画制定に向けての質問でございます。

真美ヶ丘、みささぎ台は開発指導要綱、一番最初は昭和54年に開発指導要綱が策定されたわけなんですけれども、真美ヶ丘の開発に伴って、町の方から定住性のあるまちづくりという中で、一区画は200平米以上にしようという、このような指導要綱が策定されたわけでありまして。そして、住民の皆さんはそのような閑静な良質なまちづくりを望み、高いお金を負担してこの広陵町に移ってこられたわけですが、その点を信頼して今までいろいろな取り組みをなされてきました。ところが、この昨年の指導要綱の改定によりまして、住民合意に反するような状況が出てきているわけですが、このようなチラシの中には、真美ヶ丘、みささぎ台の土地、家の売り出しなんですけれども、35坪から50坪まで細分化した形で販売されているというのが現状でございます。これは、住民合意に反する問題であります。大変深刻な問題です。町は引き続き200平方メートルという基準を守るように、業者への指導を強めるべきでございますが、その点についてどのようにご指導いただけるのか、ご答弁をお願いいたします。

また、県条例が改定されまして、開発許可制度に関する審査基準ですけれども、これがことしの7月に改定されまして、沿道サービス、幹線道路沿いの沿道サービスがかなり幅広くできるようになったわけですが、これについて地元からの要望も強いものがありましたし、一定前進したという部分もあると思うんですけれども、野放しの形で開発をされると、また在来地域の今の町並みが壊されるおそれもあるわけですが、こういう点について、どのような影響を想定されているのか、お聞きをしたいと思います。そのようなニュータウン、在来地域の景観等を踏まえまして、今直ちに景観保全条例、地区計画の制定をつくっていく準備をすることが必要だと思っておりますが、どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

3番目でございますが、青少年センター、これは何回か質問させていただいているわけですが、2000年にこの青少年センターについては設計図書の費用として300万円使っているわけです。この300万円も税金を投入しながら、今、そして懇話会という住民参加の中でつくられた計画がなし崩しになっているのが現状です。とりわけ、ウインタースポーツであるラグビー場の練習や試合をするグラウンドがないわけですが、この広陵町ではミニ体育館等の室内競技についてかなり充実しております。また、テニス場もありますし、ソフトボール、野球のできるグラウンドも幾つかありますけれども、このようなラグビー、

サッカーのできるグラウンドがないというのは、大変全体的にもバランスを欠くのではないかと思います。具体的な計画がまだまだ出てこないわけですが、具体的な計画を示していただきたいと思います。

4 番目、老人保健福祉計画についてでございますが、周辺事業の整備はどうしても欠かせないものであります。これについては、坂口議員の答弁の中でも、周辺整備については必要だということ認識していただき、また、外出支援についての一定の前向き方向も示していただきました。具体的な中身については2回目、3回目の質問でいたしたいと思うんですけれども、この基本的な姿勢なんです、前回1期目につくられました老人保健福祉計画、これは本当に中身が具体性が全くないというのが現状です。その以前につくられました広陵町老人福祉計画、これはゴールドプランの中でつくられてきたものですが、このときはまだ年次計画、また量的な計画も具体的に示されていまして。中身はさらに充実させる必要があるわけですが、今回、老人保健福祉計画をつくっていただくに当たって、どうしても年次計画、財政計画、数値計画が必要ですが、それについてどのようにお考えいただいているのかお聞かせいただきたいと思います。

5 番目です。支援費制度です。前回に続いて質問をいたします。

前回から考えますと、支援費の利用者負担につきましては、いい方向での予想に反してとていいですか、かなり利用者負担は予想よりも軽減されているというふうに認識できる場所があります。これは、全国民的な運動の中、広陵町議会でも意見書を採択して送付しておりますし、このような形での前進の成果だというふうに認識しております。しかし、この支援費制度の取り組みについては、おこなっている状況がございます。説明会も開かれておりませんし、これからの支援費制度がどうなっていくのか、まだまだ不透明な状態でございます。この取り組み状況について、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。そして、今基盤整備が本当に進んでいない。広陵町では、一事業所もこの障害者のサービスをする事業所がないということを確認しております。この基盤整備、こんなに大変な状況の中で、町の方も事業主体になって積極的にサービスを展開する必要があると思いますが、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

最後6番目、ブックスタートについてでございます。

これもことしの6月議会で初めて提案させていただいた内容でございますが、この6月議会では前向きに検討するとご答弁いただいておりますが、その後の取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。以上、お願いいたします。

議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町長 松野議員さんの質問事項にお答えをしたいと思います。

まず初めの住民参加のまちづくりでございますが、住民参加は地方自治の基本であり、憲法の精神であります。本町では、行政施策の内容の公開や決定までの経過の中で、町民の方がいつでも意見を述べたり、行政に参加できる状態をつくり出すことを心がけております。文化財30人会議や合併50人会議は、それらの精神を実現したものとして取り組んだものでございますが、委員の方々や住民の皆さんから一定の評価をいただいております。今後の施策についても、私は住民とともに町を育てるスタンスで、住民参加のまちづくりを考えております。

次に、2番目でございますが、200平方メートルの基準を守るよう指導強化せよというご質問でございます。都市公団による区画整理事業が完遂するまでは、基本的指導方針は従前と変わりません。将来については、近隣の市町村とのバランスのとれた指導方針を検討していきます。

次、2番目の県条例改定による影響をご質問いただきました。

都市計画には特段の影響はないと思います。改定の内容については、その時代の要請に応じて規制を緩和したものと判断しています。

次、3番目の町並み保全のために条例や地区計画制定についてのご質問でございます。

自然景観については、県が自然環境保全条例に馬見丘陵景観保全地区と指定をして、一定の基準により規制をして、その成果を上げています。当町では、みささぎ台や大塚地区等が主要な該当地域です。建物の密集する地域では、建築協定やまちづくり協定などで一定の基準を設けて建築していただいております。現在は、町民の皆さんがそれぞれご努力をいただいて、健全な住環境、景観が保たれていると思います。

次に、3番の青少年センターについてでございます。

青少年を地域の宝として健やかにはぐくむため、社会教育施設の拡充強化を図ることは、最重要課題であると認識しております。とりわけ、社会教育ゾーンとして位置づけられた図書館南側の用地につきましては、現在はPTA、ボーイスカウト、子供会などが自然交流広場として、スポーツ活動や炊き出しなどによるキャンプ的活動にも活用いただいております。また、休日においては、図書館利用者、竹取公園利用者の駐車場としての利用実態もあることから、今後、公園周辺及び町全域の整備構想も考慮しながら調整してまいりたいと考えております。

老人保健福祉計画でございますが、坂口議員にもお答えいたしました。現在、町民の代表を含めた介護保険事業計画策定委員会において、可能な施設については目標年次を含め協議をいただく予定をしており、計画がまとまり次第、議会全員協議会に報告させていただく所存であります。

5番の支援費制度についてでございます。

本年8月から毎月広報による制度の周知及び10月には手帳所持の障害者すべてに制度を紹介したパンフレット、申請案内を送付しました。11月1日から申請の受付を開始、現在の受付状況につきましては、30件の申請となっております。町も事業主体となるなど、積極的な取り組みというご質問でございますが、現在、社会福祉協議会の事業所「青い鳥」に指定を受けるための準備等、協議をしているところであります。

次に、ブックスタートでございます。

6月議会でご提案をいただいたブックスタートにつきましては、近隣自治体の事例を参考にし、検討いたしましたところ、保健センターでの4カ月健診に来られた保護者に絵本をプレゼントするという一つの形にとらわれる必要はないと考えております。本町の図書館は多くの町民に親しまれ、過日貸し出し300万冊達成記念行事を行ったところであり、乳幼児を連れた若いお母さんもよく利用されています。絵本を選んでその場で読み聞かせている方、たくさん絵本を借りてかえられる方、いずれもお母さんとの心の交流を図っていただいております。今後、ブックスタートの趣旨を理解され、これまで以上に図書館へお越しただけよう、健診時におけるブックリスト、利用案内等の配布や、絵本読み聞かせ講座の開催などを、関係課及びボランティアの連携のもと実施したいと考えております。以上のとおりでございます。

議 長 5番議員！

5番議員 まず最初に、住民参加のまちづくりについて質問をいたします。

住民参加のまちづくりの中で、真鶴町が日本で一番進んだ条例を持っているというふうに言われております。この真鶴町におきましては、リゾート開発ブームの中で自然環境の破壊あるいは大型開発によりまして上水道の需要が増加して、町民への水の供給が危険にさらされていると、このような状況の中から、住民参加の形でまちづくり条例がつくられてきたということでございます。このまちづくり条例の中に、住民参加の手続というものをきっちりと入れているわけです。町民の方が参加をするときに、住民の方が進んで組織を設立しまして、その地域を代表するものであると認められる場合は、これをまちづくり協議会として認

定、町の方が認定いたしまして、技術的支援、資金的支援、その他の支援を行います。そして、地区のまちづくりを推進するための協定を定めていき、町長にこのまちづくり協議会は提案することができるんです。この提案されたものに従って、町の方としてはまちづくり計画として定め、地区計画だとか建築協定だとか、そういうような形で条例化をしていくというような手続が、このまちづくり条例の中に明確に定められているわけです。そして、このような経験を生かして、この中には驚くことに美の基準であるんです。町並みをどのように美しく保とうかということで、広陵町では全く今までこのような観点は考えられてきませんでした。詳細まで触れることができませんので、また後で町長、担当課にお見せしたいと思いますが、そこまで詳細に住民参加があれば決めれるということなんです。その上で、さらにまちづくり計画という形で、町全体の建物とか景観だけではなく、福祉とか町おこしも含めて、住民参加でまちづくり計画をつくっているわけなんです。この中には、まちづくりが小さな単位から進むように、町民の参加により、地区や仕事の単位でのまちづくりが主体的に行われるように促して、そのためのシステムを整える、こういうことも一つとしてうたっております。そういう中で、このまちづくり計画では、懇談会が地区別懇談会3回、合計されておりますし、そのような住民参加のまちづくり委員会つくった上で、そういう地区別懇談会を3回も重ねている、ヒアリングもしているというような、大変丁寧に住民の声を取り入れてつくっております。

そしてまた、身近なところでいいますと、吉野町なんですけれども、吉野曼荼羅まちづくり会議ということで新聞でも報道されていまして、一度簡単に取り上げたことがあります。吉野町も人口の減少、林業の低迷ということで、大変四苦八苦しているところですが、このような現状を打ち破るには住民参加しかあり得ないという観点から、魅力的で住みやすい町吉野をつくり上げていくためには、行政主導のまちづくりから住民の新鮮なアイデアとアクティブな力を結集した、行政と住民のパートナーシップによるまちづくりへと転換していく必要があるという形で、吉野曼荼羅まちづくり会議を設置したわけです。そのために、これはやはり住民参加ですから、どうしても日曜日だとか夜ということも会議が重なったりする場合もあるわけですが、このような中でつくられてきているのが今の状態でございますが、6つの分科会に分けてたくさんの方が、100人程度の方が参加しておられるわけです。参加された方も、やっぱり役に立つことはうれしいだとか、もっと意欲的にまちづくりに参加をしていくという姿勢がその後も引き続き生まれているのが現状なんです。そういう中で提言書をつくられている。

こういうきめ細かな住民参加のまちづくりは、町長も答弁でおっしゃられましたが、住民参加のまちづくりを進めたいということで30人会議、50人会議をしているんだということでご答弁いただいたわけですが、広陵町ではそういう住民参加は、これは平岡町長のときにつくったわけじゃないんですけれども、第3次広陵町総合計画ですが、ここにも住民参加が大きうたわれているんですけれども、こういう計画をつくること自体から住民参加がなければ、内容的に実施するのに住民参加はなかなかあり得ないんです。ですから、町長も新しくなられまして、もう一回まちづくりについてトータルで見直していただきたい。住民参加で見直していただきたいと思うんです。町長が選挙に立候補されるときに、住みよい会と懇談会させていただきまして、その中でも、この住民参加の問題については自分の意のままになるような有識者の審議会では幾ら選んでも同じだと、そういう意味で町長が選んだ有識者より町民が選んだ有識者の審議会、あるいは住民参加を目指していくということで明言していただいておりますし、大変今大切な時期でございます。50人会議3回で終わるのでなく、引き続き再度大きな枠で公募していただいて、まちづくりに向けてのこのような委員会をまずはつくっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

そして、それは町長がかわればまた変わるということでは大変残念なことでございますので、町長の在任中に何らかの形で条例化なり検討していただくのが今の公約に対する責任だと思っておりますが、いかがでしょうか。町長にご答弁お願いいたします。

議 長 町長！

町 長 いろんな事例を挙げていただきまして、本当にありがとうございます。

私は答弁でも申し上げましたように、住民とともにこの町を育てていくということが基本姿勢でございまして、住民参加はいつでも取り上げているのでございます。条例でこれには住民参加だとかという仕分けをせずして、どんな事業についても住民の皆さんとともに考えていこうと、そこにそして議会というものを大切にしながら進めていくわけでございます。余り住民参加を積極的にやりますと、議会をないがしろにするような、こういう姿勢にもなりかねないところもありますので、そういうことで、多くの人たちも一緒に知恵を出して、汗を出していただく、これが大切なことでございます。方針は全く変わりません。やりたいと思います。（5番議員「条例化の質問については、町長の責任で条例化する。」）条例化まで厳しくしなくても、私はこの住民参加をさせていただくと、こう申しているのでございまして、この点ご理解をいただきたいと思っております。

議 長 5番議員！

5 番議員 この住民参加については、やはり長い目で見た形での住民参加、何らかの形ではつきりさせていくためには条例化がどうしても必要ですので、検討していただきたいと思います、引き続き強く要望していきたいと思います。そして、議会をないがしろにする、議会との関係があるわけですけれども、新しい住民と議会、議会と理事者との関係が生まれるのではなからうかというふうに考えております。

では、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、指導要綱の問題ですが、先ほど従前と変わらないということでご答弁いただきました。指導要綱を見ておりますと、最初の昭和54年に策定された指導要綱、そして平成7年に策定された指導要綱、そして今使われているのが13年4月からの策定要綱なんですけれども、この中で、小規模開発に対する項目が削除したのが一番新しい13年の策定された指導要綱なんですけれども、そういう中で先ほどチラシをお見せいたしましたように、業者が大変細切れにしながら販売をしているのが実態です。これについて、今町長のご答弁では、認識として従前と変わらないので従前どおりにするというふうにご答弁いただきましたので、先ほど指摘しましたような業者についてはご指導いただけるというふうに認識してよろしいですね。その点を1つ確認しておきたいと思います。

それから、指導要綱だけでなく、建築協定はもちろん結ばれておりますし、まちづくり協定、建築協定の形で結ばれております。しかし、部長にお聞きしますが、真美ヶ丘の各自治会で作られております環境基準について把握していただいているかどうか、確認したいと思います。

それから、このような指導要綱につきまして、やはり自治会長なさってる方もほとんどご存じいただいてない方が多いわけです。長くやっておられる方はご存じいただいているんですけども、最近は短期間で1年ごとにかわるというケースもたくさんございますので、都度都度、新しい年度になりましたらこのような指導要綱をお渡しいただくとか、また環境基準についての周知をしていただくという形で取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、これについては都計法の第32項では、これは都市計画についてということになっていますけれども、これに絡みまして種々の情報の提供をしていくのは行政の責任でございますので、その周知徹底についてはどのようにお考えいただいているのかお聞きしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 まず、初めの公団の中の区画整理事業につきましてのご質問にお答えいたします。

この内容につきましては、平成13年3月議会の全員協議会におきまして、改正内容の説明をさしていただいております。内容につきましては、真美ヶ丘の団地、みささぎ台の団地につきましては、500平米以上の土地につきましては1区画200平米を厳守、守ってくださいという指導は変わりございません。従前とは変わっておりません。しかし、変わった内容につきましては、500平米未満につきましては指導要綱の適用を除外いたしますという内容の改定のご説明を申し上げます。

それと、環境基準を認識、知ってるかというご質問でございますが、重々私も聞いております。

それと、3番目の自然環境に県の自然環境保全条例で町長が答弁しておりますが、これにつきましても、いわゆる現在は真美ヶ丘地区内におきましては建築協定8件、まちづくり協定が2件ができ上がっております。地区によって8地区と2地区でこういう協定が結ばれております。そういう面からも考えますと、やはりこの町並みが完熟というんですか、ますますこの建築協定、まちづくり協定によりましてよりよいまちづくりがされていけば、もう一歩進んだ地区計画に移行されるような可能性もあろうかと、このような認識をしております。以上でございます。

議 長 5番議員！

5番議員 町長の方は従前と変わっていないというところで、何を従前と変わっていないとご答弁されたのか理解しかねます。今部長の方が説明されましたように、開発指導要綱につきましては、500平米以下については指導から削除するというようなことを、これは全協で説明ありましたが、そういうところまで踏み込んだ説明はなかったんです。だから、私たちはそういうところに指導の手が行き届かないっていうことは理解することが残念ながらできなかったわけです。私の方がそのときに確認したのは、1戸建てについては従前どおり200平米守るんですねと、そのことを確認したときは、そのとおりだというふうにご答弁、全協の中でいただいたことを記憶しております。ところが、今の形でいきますと、部長の答弁でいきますと、500平米以下は指導しないんだということになってしまいます。そうすると、当初から真美ヶ丘の開発、区画は200平米、みささぎ台も含めてですけど、200平米以上に区画割りしてきたのが壊されてしまう。壊されても指導しないんだということになってしまいます。みずから決めたことをみずから破壊することになるんです。こんなまちづくりってあるんでしょうか。ですから、従前どおり、町長の答弁どおり、この真美ヶ丘、みささぎ台の開発について、また旧村の方でも最近は大規模開発で多々問題が起きているよ

うでございますので、強い業者への指導が必要だと思いますが、再度お答えをいただきたいと思えます。

それと、具体的に今出ている業者に対して指導していただけるのかどうか、これが再度お聞きしたいと思えます。

それから、環境基準について認識しているということでしたが、私が担当課の方に行きましたときに、環境基準のコピー欲しいと言いましたら、持っていないということでした。持っていないなんて言語道断です。どうやって指導できるんでしょうか。それすら認識していないなんて怠慢も甚だしい。この点については、部長、重々承知していただいて、手元に住民の環境基準置いていただいて、それを踏まえて住民合意形成していくように努力していただきたい。その3点お願いいたします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 環境基準につきましては、そのような対応したということで、私もこの場をかかりましておわび申し上げておきますが、今後はそのような基準を十分勘案いたしまして、指導の方も考えていきたいと、このように思えます。

それと、初めの500平米云々でございます。これは、その当時、平成13年3月の全員協議会におきまして500平米、真美ヶ丘公団の中、みささぎ台の中の500平米以上につきましては、1区画が200平米は崩してないと、崩しないというのが、そのとき説明あったかろうと、このように思えます。しかし、500平米未満につきましては、全町域につきまして、未満につきましては指導要綱を除外するというような内容の説明であったと、このように思っておりますので、町長の500平米以上を守っている、基本的に守っているというのは公団あるいはみささぎ台の200平米、業者の分譲等は200平米を確保するという事は変わりはありません。

議 長 5番議員！

5番議員 そしたら、答弁1つ漏れてたんですけど、答弁漏れてた分、先ほどの業者の名前は言いませんけども、この場で、指導していただけるのかどうか、先ほどの答弁漏れてましたので。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 業者の指導で、具体的にどの地区の場所でそういうことがあるかということをお知らせしていただきたいと。

議 長 5番議員！

5番議員 そしたら、議会終わりましたから、詳細についてまたチラシの方お持ちさしていただきますので、真美ヶ丘で何か所かございます、9丁目だとか。その点についてご指導をいただきたいと思います。

環境基準の中には、きちんと200平米ということを確認に位置づけている自治体が大半なんです。それは町の姿勢と整合性があるということを確認いたしまして、今後も強い指導をお願いしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 200平米云々、一番新しい近隣の真美ヶ丘地内、いわゆる香芝市の例を申し上げますと、今隣接の香芝市では130平米まで基準を下げておられるというのが現状でございますので、一応参考として申し上げておきます。

議 長 次、5番議員！

5番議員 次の質問に移ります。

青少年センターなんですけれども、やはり今ラグビーの方の練習状態見ていると大変な、言うたら不合理な状態で、また対外的な形での試合がありましても、試合するところがないので、空き地を借りて草原でしているというような状況もお聞きしておりますので、先ほどのバランスの問題からいいましても、早急に、とりあえずラグビーとかサッカーができる、練習するスペース、試合できるスペースを確保していただきたいと思います。それについては、広陵町の町有地一覧地図が平成10年に出していただいたのあるんですけれども、多少変わっていると思いますが、大きなスペースといたしましては、新子廃川敷地ですね、あの百済のとことか、古寺の方の町営住宅の北側の空き地、これはターゲットバードゴルフも使っておられるので、その辺の調整が必要かと思いますが、その程度のスペースがあればできるだろうということでございます。また、この辺は地形見ないとわかりませんので、相談していただかなきゃいけません、笠の清掃センター灰捨て場、安全な形で整備していただいて、活用できるのであればそういうところで、まだまだ町有地でも、とりあえず青少年センターしっかりとした計画ができるまでの対応はできると思いますので、その点について取り組んでいただきたいと、検討加えていただきたいと思いますが、どのようにお考えなのか。

それと、先ほどの図書館の南側なんですけれども、あれはやはり県の方に強く駐車場を要望していただいて、あそこまで駐車場を提供しているということについては、大変町の用地も有効に活用されていないと言わざるを得ないと思うんです。臨時駐車場ですから整備もされておられませんし、今後検討していただくということなんですけれども、そこでできるのが

やっぱり最終的に一番ベストですので、再度その辺でのとりあえずの建物までいかなくても、緊急の練習できるグラウンド欲しいと思いますが、再度お聞きしたいと思います。

議 長 教育長！

教 育 長 現在、ラグビーの練習につきましては、北小学校を中心として、またその他の空き地を利用して練習していただいているのは承知しているところでございます。町内にはそのほか健民グラウンド、あるいはその他のグラウンドもございます。そういうふうなところを、何と申しますか、ホームグラウンド的な施設整備にまでは至っておらないわけですが、現在そういうような場所を使っていただいと。今後は公園周辺整備あるいは健民グラウンドの整備、あるいは新清掃センター関連周辺整備事業等を視野に入れながら、町長あるいは関係課と協議をして検討してまいりたいと、このように思っております。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 そのような計画の方向性については、従前から否定していただけてないわけですが、ただそれについての具体化についてはなかなか出てこないというところを見ますと、大変先の話かなというふうに思うわけですが、ですので、今とりあえず、別にきっちりとしたグラウンドでなくてもいいということなんですけれども、ただ草が生えていないと、芝生でなくてもいいんですけれども、やっぱりグラウンドとしては使いにくいというのが、スポーツの特性からいまして、それはもう避けて通れない中身でございまして、そういう点で、どこかとりあえず使えるところ、古寺の方のあそこ草生えておりますからあそこを、ターゲットボードゴルフは新しく場所もできましたし、話し合い、調整していただいと、使えるんなら使えるで提示していただいと、具体的に考えていただきたいんですけれども、再度、町長お願いします。町長の方がかわってからあの方針変わったんやから。

議 長 町長！

町 長 今、教育長が答弁いたしましたように、よく関係団体と協議をしながら、お使いいただけるように配慮をしてまいりたいと思います。

議 長 5番議員！

5番議員 次に移らしてもらいます。

老人保健福祉計画なんですけれども、先ほどから福祉計画の中で具体的には目標年次を含めて提示するというので、その点については大変歓迎するところですし、その年次だけでなく量も、それから財政的に幾ら要るのかというふうなことも含めて、すぐに実践できるような形をつくっていただくのが計画のあり方だと思います。計画だけお金出してつくって、

また先ほどの青少年センターじゃないですけども、実行できないのでは全くのむだ遣いになりますので、その点は十分に税金が生きに生かせるような形での計画をつくっていただきたいと思います。

それで、先ほどの周辺サービスなんですけれども、外出支援につきましては、この策定委員会の中でも出てきましたが、介護予防生活支援事業が広陵町は5つしかないじゃないかということで指摘をいただきました。私たちも従前よりその指摘をしているわけですが、その中の外出支援をメニューとして加えていただけるという認識をしたわけですが、それだけではまだまだ大変不十分なんです、一番大変効果的なのが配食サービスです。配食サービスは、このメニューの中で全国的にも一番たくさん採用されているサービスなんです。ですから、なぜこの配食サービスがこの次の老人保健福祉計画に入っていないのか、入ってくるんだったら入って、計画に入れるんだったら入れるでいいですけども、その点についてお聞きしたいと思います。

あと、軽度生活援助とか、また介護予防事業だとか、在宅介護支援事業等々、これを使いますと国、県の方からかなりの負担がしていただけるわけなんです。さっきの支援、外出支援でありましたら、やり方によって違いますが1人1回5,000円の支援があるだとか、また、配食サービスにつきましてもかなりの金額的な支援があるわけ、1食650円とか。そういう形で有効に事業を展開していただけるわけ。こういう形で周辺サービスを充実することこそが、介護保険だけに依存するのではなくて、そういう高齢者福祉に対してサービスを受ける中で、介護保険の負担も少なくなってくるし、また予防事業も大変重要なんですが、予防事業についても進めていただきたいと思います。結局、給食サービスについてどうなのか、そしてこのまた取り上げられていない周辺サービスについて、あと幾つメニューとして上げていただける検討していただいているのか、お答えいただきたいと思います。

あわせて、訪問歯科サービスですが、これはやる方向で医師会と相談するとかという、従前に答弁あったわけです。それから、県の方の補助制度もできたということも確認しているわけですけども、いまだに実施されていない。この点について、今度この計画に織り込んでいただけるのかどうか。あわせて口腔指導、訪問口腔指導なども従前のゴールドプラン広陵町の中に盛り込まれていたのがどうなっているのかどうか。

それから、基盤整備の方では、広陵町だけで施設入居待機者が40人ということが策定委員会の中で報告ありました。この基盤整備について、どの程度の計画の中に入れていかれる予定なのか、お聞きしておきたいと思います。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 まず、周辺サービスの事業でございます。

今、松野議員さんおっしゃっておられます1つ、介護予防の教室とかの件でございますが、これにつきましては、保健センターとかの老健の関係で事業をやっておりますし、介護保険の中の保健施設事業というふうなことで教室をいろいろしております。ただ、高齢者の制度の中で今では出てこないわけですが、いろいろな教室は実施していきたいというのは計画は十分に持っております。

また、もう一つ配食サービスということでございます。

現在は社会福祉協議会の方のボランティアで何か実施されておるということでございます。これをどういうふうな形で毎日こういう配食サービスをするとか、いろいろな業者の問題とか、非常に複雑な問題があるわけでございます。これにつきましては、十分に研究、検討をしていきたいというのは、我々今現在も考えております。できるだけ早い時期にやりたいというのは思っておりますが、いろいろな諸問題を一つずつ解決していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、施設入所の待機が40人というふうなことをおっしゃっておりました。私もはっきりしませんけども、県議会の方でもこういう一般質問がございまして、県もできるだけ介護の施設の充実を図りたいというふうなことをおっしゃっておったと思います。これにつきましても、今現在、改正が7月にあったというふうなことで、今までは申し出をした順番に施設に入所できたというふうなことでありましたが、今年7月に改正がなされたということで、重要な方から順次入れていくというふうなことになったと思います。これにつきましても、当然医療介護の認定受けられましたら、当然施設入所を考えられまして、すぐに申し込みをされてるというふうなことで、実態的にはまだまだ余裕があるのに施設入所の申し出をされてるというふうな統計資料が出てるんじゃないかなと思うわけでございます。施設につきましては、県とか国の方にいろいろとお願いをするというふうな状況でございます。

もう一点の訪問歯科サービスでございますが、ちょっと私これについては余りわからないわけでございますけども、これにつきましても、近隣市町村の状況等を踏まえまして、できる範囲は進めていきたいというふうに思っておりますので、その点もどうぞよろしく願いいたします。

議 長 5番議員！

5番議員 また、先ほど言いました介護予防生活支援事業のメニューについては、まだまだ今

の状況では不足するというふうに思いますが、今やっていく方向出していただきましたが、ですから、この3年間の計画で、3年で大変大きいんです。特に高齢者の方にとっての3年というのは大変重要なんです。ですから、できるだけ今回の計画の中に盛り込んでいただくということがどうしても緊急必要なことなんです。給食についていろいろな問題があるということでしたけれども、近隣でもたくさんの市町村でやっております。全国でもたくさんの方でやっておりますので、問題解決は必ずできるはずなんです。ですから、少なくともこの給食サービスには盛り込んでいただきたいということを、再度強くお願いをしておきます。

それから、訪問歯科サービスについてもまた、これも実施しているところもありますし、口腔衛生が健康であれば肺炎とかいろいろな病気の原因を取り除くことができるわけですから、これも県の方も推進する立場で補助制度つくっているのですから、これも計画の中に含めていっていただきたいことを強く要望しておきたいと思います。

最後に、待機者の方なんですけど、待機者の方は町の方で出していただいた数字で実数だということを前の策定委員会の中で、議論した中で確認していると思いますので、やはり、現実から目をそらすことなく、介護保険が始まりましてからとりわけこのような施設入居を希望される方が多くて、施設が大変不足しているというのが実態ですので、やはりそういう方が保険料を払いながらサービスが受けられないということでは契約違反でございますから、これについても町として鋭意努力していただきたいと思います。時間がありませんので、この問題についてはここで終わらせていただきます。

次に支援費についてでございますが、支援費について町の方の社協の方でやっていくということでご答弁いただきましたので、とりあえず何とか今のところなっていくのかなというふうには思うんですけども、ただ、やはり支援費制度も広く行き渡っていきますと、新たな申し込みの方だとか、そういう方につきまして、大変やっぱりどこでサービス受けたらいいか、選択の余地がまずないわけです。選択の余地があるということが支援費制度の第一番の宣伝、うたい文句なんですけれども、選択する余地が本当になんか1つと、それから採算がとれませんので、業者の方で、それで業者の方が切り捨てていく傾向も大変心配されるわけです。ですから、その点についても業者をふやしていくための基盤整備は、広陵町としてヘルパーの派遣だけではなく一層の充実が求められるわけなんですけれども、その点についてどのようにお考えいただいているのかということも再度質問いたします。

それから、負担が予想以上に軽くなって、またとりわけ扶養者の問題については二十歳以上の独身の方であれば扶養者がいないということになりますので、大変この点は負担軽減に

つながるということで評価したいと思いますけれども、ただ移動介護、日常生活支援が新たにサービス類型として位置づけられた中で、これが週一、二回だとかの利用者の方にとりましたら大変な費用負担増になるわけです。1万300円という上限があるものの、それに達するまでの回数の少ない利用者にとっては大変な負担増になるわけですが、この点の負担軽減についてはどのようにお考えいただいているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、説明会の方がまだされていないわけですが、やはりパンフレットを見せていただきましたが、大変簡単に書いてあるだけであって、やっぱりよくわからない、読んでもわからないというのは実態だと思います。ですから、いろんな形での要望のある中、あるいはまた町の方で積極的に設定していただいて、説明会を開いていただくのは当然必要でございます。また、目の見えない方とか知的障害者の方もおられますので、出向いての説明も必要になってくると思うんですけれども、住民への周知徹底についてどのように取り組んでいただくのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 今のご質問でございます。

まず、説明会の件でございます。これにつきましては、松野議員さんの説明会を開催と、これも一つの方法であろうと、私も思います。しかし、本町の場合は、町長が答弁しましたように、パンフレット等を送付して個人的にご相談を受けるというふうな考え方で行ったわけでございます。他の市町村の状況もどうなっているかということで調べましたら、やはり利用者が介護保険に比べまして非常に少ないというふうな状況で、広報紙で周知しているとか、また民生委員さんに説明をしたとか、障害者の団体の会議で説明した。これも障害者の団体から依頼があってやったというふうな状況でございます。本町のようなやり方をしているところは若干ほかの町にもあるわけでございます。本町にいたしましても、やはり1月には民生委員さんにご説明をさしていただきますとともに、制度が4月から開始するわけでございますが、やはり開始しても定期的には広報等で周知して、障害者の方に制度が十分に認知されるまでやっていきたいというふうには思っております。

それから、移動の介護のことでおっしゃっておりました。非常に内容の難しいことですが、町といたしましては、やはり国の基準に基づいて実施したいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくご理解をお願いしたいと思います。

それから、もう一点……。 (5番議員「今……。」)

議 長 ちょっと待つて。人が答弁してんのに、何を考えてんのん、あんた。（5番議員「済みません。」）要らんのか、要らんかったらもう質問しいな。もうええのか。

健康福祉部次長 それだけでしたかな。（5番議員「それでよかったです。落とすてるかもしれない。」）

議 長 5番議員！

5番議員 今の住民負担のところについてなんですけど、パンフレットの中で、現在より住民負担はふやさないということをはっきりと明記されてるんです。ですから、そのパンフレットを守っていただくことになったら、町の持ち出しになってしまいます、今の基準で言えば、国の基準で言えば。だけれども、約束は守っていただかなきゃいけないと思います。

どこやったかな、ここに最初のこの知的障害の方のこれ持ってるんですけども、2ページ目のところに、「支払うお金の額は今と比べてふえることのないように決めていきます」ということですので、守っていただきたいと思います。そういう形でしていきますと、今回は単価のアップの中で町の負担増が出てきてるわけです。それから、支援費のみで事業成り立たないということで、事業者をふやさそうと思えば町の財政負担でバックアップしていかなくちゃ、事業者に、なかなか事業者名乗り出てこないというようなこともございます。自己負担をそういう形で低く抑えていくと、町の負担増になってきます。そういうことで、今度来年度予算については、障害者福祉についてかなりの予算を増額していただかないと支援費制度を維持することはできないということを申し添えます。それで、ぜひ増額していただきたいというふうに思います。

それから、相談窓口についても設けていただいてきめ細かな対応をしていただきたい。この2点最後をお願いしたいと思います。簡単に1分で答弁をお願いします。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 説明会につきましては、また、ただいまの松野議員の内容につきまして、実施は考えていきたいと思っております。ただ、負担の料金の問題でございますけれども、これはやはり支援費につきましても、やはり施設の方の増減、減収になる施設もあれば増収になる施設もあると、半々であるというふうなことを聞いておりますし、利用者負担につきましても、いろいろ上がる部分もあれば下がる部分もあると、総合して変わらないというふうな判断であるというふうに思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

議 長 5番議員！

5番議員 引き続き、支援費についてはまた議論をしていきたいと思っております。

最後に、ブックスタートなんですけれども、前向きに検討していただいているということで大変喜ばしいところなんですけれども、ただ考え方としまして、やはり図書館中心ではこれは成立しないんです。ブックスタートの基本理念に反する、反するとまでは言いませんけど、沿っていない、理解していただいていると言わざるを得ないわけです。といいますのは、ゼロ歳から一、二歳の小さい時期に絵本を手渡していくということが趣旨ですから、それと全部の方が対象にしていくということからいいますと、やはり大変負担がふえるかもしれませんけれども、保健センターの協力なしには実現できないということです。それと、大変な仕事量ふえますし、また、この広陵町でもお話会のボランティアグループが幾つかありますので、ボランティアとの連携を具体的に詰めていっていただいて、それで運動が、奈良県の中でも今、奈良奈子連というところで3回のブックトークの講座開かれています。橿原の方でもそういう運動、住民運動の中で取り組まれております。ですから、これは今奈良県で4町やってるそうですが、爆発的に広まっていくということが予想されますので、ぜひ十分に研究いただいて、実効のあるブックスタート制度を進めていっていただきますように、お願いをしておきたいと思っております。

以上です。

議 長 答弁、もう要らんか。

以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

では、午前中はこれにおきまして、お昼からといたします。

(A. M. 11 : 55 休憩)

(P. M. 1 : 32 再開)

議 長 再開いたします。

次に、寺前君の発言を許します。

4番議員 それでは、一般通告書に従って質問させていただきます。

まず第1番目に、ごみ処理施設建設についてであります。

私たちは先般、このごみ処理方法について、ガス化溶融炉またRDF炭化施設等を視察、勉強させていただきました。その中で、それを採用した背景というのは、明確に各地域の事情があったということが具体的に学んできたところであります。例えば、ガス化溶融炉をとった一部事務組合については、まず最初に、この日本ガイシが実証炉をつくるということで話があり、その実証炉ということで、その負担を安く買える、これが大きな動機であったようであります。そしてまた、溶融炉については、この岐阜県内のそれぞれの地域では、し尿

処理施設あるいは産業廃棄物処理場も各自治体が持っているということでありました。そういう実情からいうと、まず溶融炉についてはし尿処理汚泥の処分ができるという利点もあったと、こういうことが挙げられました。また、ごみのいわゆる焼却灰を捨てるという問題についても、最終処分場をみずから持っているために、その負担が常に頭にある、このことも共通して述べられていたところでもあります。

また、RDF炭化自治体は、周辺の合併に取り残され、その当時100トン、この広陵町でも盛んに説明していた100トン以上、24時間焼却という制約の時期にぶつかり、そのためのやむを得ない選択であったということでもあります。住民の燃やすことへの抵抗もあったと聞いています。視察時にも、その建設地の近くの山の上からもくもくと煙を出した煙突が異様に映ったものであります。

そしてまた、この勉強する中であって、担当の熱心な職員の方は、何といても一番安くて技術が確立しているのは焼却式だと認識している。そして、RDF炭化も出口が最大の問題だと認識をしている。これについては、栗本鐵工が一、二年は引き取る、炭化の処理は自前でやるように研究しているところだと、このように言うておりました。ここでも汚泥処理を行っており、補助燃料としてこのRDF炭化を使用するという前提があったわけでありませう。また、し尿処理の汚泥については、現在に至っては委託する方が安くついているという実情も述べていたところでもあります。

そういう点からいって、この焼却については、広陵町において独自に考えることが必要だ。また、この勉強会でも機種選定委員会を設けて機種決定に至ったということがありました。広陵町においては、いわゆるRDF炭化を進める姿勢が見られるわけですけれども、出口の最大の解決ができていない。この恵那市においても、この問題については解決していないまま採用している。こういうことが説明があったわけでありませう。広陵町においてはまずこの出口、RDFと同様の問題を抱える炭化方式について、処分をどのように考えておられるのか、このことについてお答えを願いたいと思います。

また、機種選定委員会等を設けて客観的に機種を確立していくことも重要だと思ひますが、その点についてもお伺ひいたします。

2番目に、財政計画についてであります。

政府の地方自治体に対する攻撃は、憲法の保証する地方自治を否定しかねないものであります。町村会などの猛反発は当然起こって当たり前であります。このような状況の中、広陵町民の生活と権利を守るためにも、町の将来像を町民と共有し、まちづくりを進める必要が

あります。そのための情報公開の重要な一つに、財政計画の共有が必要であります。清掃センター建設問題、福祉の増進、地場産業や商工業、農業の活性化、教育など、住民要望も当然高まり、また自治体の責務として考えなければなりません。このような中であって、中期財政計画は以前提示されたことがあったわけですが、この内容も現時点においては不十分であります。このような財政計画についてどのように取り組み、また町民にその情報を公開していく、議会はもちろんですが、その手だて、段取りをお聞きしたいと思います。

3番目に、適正な競争が保証される入札制度について。

その前に、座間市での勉強をさせていただいた資料を議員さんの手元あるいは理事者の一部の方に配付していますので、また見ていただきたいと思います。

平成10年2月に談合事件があったことをきっかけに、座間市でも積極的な入札制度の改善に取り組み始めたということでありました。またその結果、平成8年、9年度では、予定価格からの落札率は98.96%でしかなかったと。これが制度改善をやり、市外業者を1社指名することによって、落札率は83.85%に下がったと言われました。資料にあるとおりであります。見積もり内訳書の改善、抽選方式の取り入れ、また低入札価格調査制度など、試行錯誤の中で改善を果たしてきたというものであります。

広陵町では、落札率が予定価格に張りついて、談合疑惑が払拭されない状態であります。一方では、安い予定価格の工事には時々50%前後の落札があらわれ、この競争入札と談合の疑いという二重の入札が同時進行している状態です。業者との対等な契約関係は望ましいし当たり前のことですが、町が主導的に入札制度を改善していこうとすれば、予定価格に張りつく落札が今後も続くという異常な状態が長引く状況の中では、決意を持って町主導の予定価格あるいはまたその公示落札価格を引き下げることが必要であります。そのためには、予定価格の引き上げを柔軟に町自体が考える枠を持って設定すべきことも当然視野に入るわけであり、また、制限つき一般競争入札、見積書内訳の厳格な点検、落札意欲の把握をする必要があろうと思います。また、登録業者の形式的な把握じゃなく、町の責任による実態把握などによって、いわゆる指名登録願いが虚偽の中身になっているかどうか、点検する必要があると思います。これは、議会でもたびたび取り上げてきた、いわゆるペーパー建設業者の排除なども含まれてるものであり、町の入札制度に対する改善の意欲の問題として考えなければならないと思います。

そのような視点から、入札制度の改善に対する取り組みと、予定価格に張りついている落

札状況改善に対して、どのような考えを持っているのかお答えを願いたいと思います。

4番目に、農業振興の計画的な取り組みについてであります。

これは、宮代町への視察研修の成果を生かすためにということで、質問を上げていました。委員長報告にあるような中身を前提に、具体的に指摘してほしいということであったので、県単一農協になってからの協議の場、またその決定はスムーズに進んでいるのかどうか。農業委員会の役割は発揮できているのかどうか。観光農業だけでなく、消費者との交流を通じた農産物の販売手段のあり方。自主的な産直の取り組みを応援しながら、農業振興の施策を明確にするという問題。また、域内消費の考え方をもち、学校給食への供給のあり方を真剣に検討するということも必要であります。価格保障制度の充実と町内農業の実情から来る困難性の解決策、つまり休耕田の活用や農機具負担の軽減、また販路の多様化への援助などが挙げられると思いますが、どうでしょうか。

5番目に、再度水道料金値上げの問題について質問いたします。

本町の水道経営に対しての職員の努力には敬意を表してきたところであり、事実懸命の努力をされていると思います。今回、全員協議会に提出された資料でもその一端があらわれていたと思います。しかし問題は、広陵町単独での解決は自己水の確保を行う以外に道がありません。問題は、県営水道の経営問題を抜きにして考えられないわけであります。町民から見た料金問題は、この県営水道の経営問題をどのように理解し、そして、町がどのような態度で臨むのか、このことが問われているわけであります。また、自己水の開発においても、施設の能力いっぱい自己水開発は当然進んで行くべきであります。また、その費用負担は知恵を出して水道料金に反映させないようなやり方をとるべきだと思います。そのようなあり方についても真剣に研究すべきところに来ているのではないのでしょうか。

6番目に、靴下産業振興補助金の使われ方についてであります。

積極的な町の姿勢のあらわれであり、この14年度では500万円の予算が計上されました。そのためには、十分な効果を絶えず検証しながら進めることが必要です。そのように、500万円の使途に対する町自体のいわゆる判断、そしてその見通しなどを、商工会あるいは関係者と絶えず協議した中で執行されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

また、商工会が上海視察を行いました。その際、職員が随行していったわけですが、費用負担は8万5,000円になったと報告がありましたが、5万円の渡し切りという答弁がありました。これでは、一体その残り3万5,000円はどこが負担していたのでしょうか。商工会負担になっているとすれば、この理由はどのような理由として説明されるのでし

ようか。その点について、明確にお答えを願います。

最後に、学校給食の地元利用と域内消費の問題であります。

賄いの予算は年間1億円を超えています。この1億円の賄いの費用を広陵町の町内業者に還元していく、このような積極的な対応が必要ではないかと思えます。また、農産物の域内消費を考えていく場合、現在の納入業者にとってはプラスにならないという面も当然出てきています。そういう点については、業者についても、先般3人の方に、そのいわゆる安全で、安心できる農産物の供給、そしてそれを広陵町内の農業の農産物を活用していく、理解を示してほしいということも訴えさせていただきました。町が本当に農業生産の充実と教育における安全で安心できる農産物、また給食を教育の一環として考える立場に立った行政を進める上においても、この域内消費についての積極的な対応が強く求められているのではないのでしょうか。再度聞きたいと思えます。以上です。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま、寺前議員から7項目にわたるご質問をいただきました。順を追ってお答えをいたします。

まず1番目のごみ処理施設建設についてでございます。

新清掃センターの処理方式については、さきの9月議会で青木議員、坂口議員のご質問にお答えをいたしましたとおり、処理技術の進歩に的確な対応をできるよう努力しているところでございます。現在、古寺区を初め周辺大字の皆さんに種々説明をさせていただいているところですが、処理方式については、RDF方式を基調に説明させていただいております。

施設建設に当たりましては、国に対しごみ処理施設建設に係る基本計画を示す必要がありますので、基本計画策定段階において、処理方式選定委員会を設置し、広陵町のごみ質の状況を基本に、地域の環境や設置にかかる経費、管理運営に要する経費、さらには資源の有効活用や分別リサイクルなど、循環型社会構造の立場など、あらゆる角度から検討を行い、議会の皆さんにもお諮りをしながら処理方式を決定いたしたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

次、2番目でございますが、財政計画でございます。

国、地方を通じた大変厳しい財政状況により、国におきましては地方交付税制度の見直し、税源移譲及び国庫補助負担金の縮減等、税源配分のあり方について検討されているところであります。一方、本町におきましては、地方財政制度そのものが不透明なところもあり、財政計画策定には苦慮しているところであります。

そのような中で、新清掃センターの建設を間近に控えており、事業には多額の費用負担が生じることから、現行制度のもと中期財政計画を策定し、後年度の財政負担を考慮しながら、効率的な財政運営を図っていく所存であります。

行政と住民が情報を共有することを目指し、住民参加による公正で開かれた行政の推進のために、必要な情報については常に公開の姿勢をとっており、昨年4月1日から施行した情報公開条例の対象となっている各種情報については公開の道が開かれておりますので、よろしくをお願いします。

3番目でございます。

適正な競争が保証される入札制度についてで質問でございます。

議員もご存じのとおり、入札制度の改善に向けては、適正化法の趣旨にのっとり、逐次改善を図っているところであります。

今、議員の指摘にあります予定価格の引き下げや、抽選による指名制限付一般競争などについては、長短があることから、導入はいたしておりません。今年度の入札制度の改善としては、検査項目の公表、最低制限価格の設定、郵便入札の実施のための取扱要領も決めました。また、談合等に関する措置要領なども検討していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、議員のご指摘にあるように、一層の改善に努力しているところでございます。

次に4番目、農業振興の計画的な取り組みについてでございます。

まず、そのうちの1番でございますが、県単一農協になってからの協議の場は、またその決定はスムーズに進んでいるかとのご質問でございますが、広陵町単一農協当時のように、何ら支障なく進んでいます。農協情報はその都度報告を受けております。また、ライスセンターや選果場の利用状況も、近隣市町の協力を得、大幅に増加していると報告を受けております。

2番目でございます。

農業委員会の役割は発揮できているかとのご質問でございますが、農業委員会等に関する法律にのっとりた運営がなされ、法に基づく効力を十分に発揮されています。また、本町の農業振興にもさらなる大きな期待を寄せているところです。

3番でございますが、観光農業だけでなく、消費者との交流を通じた農産物の販売手段のあり方と、自主的な産直の取り組みを応援しながら農業振興の施策を明確にせよとのご質問ですが、農業委員会を初め関係各機関、団体等と連携を深め、よりよい営農の実現に向けて

取り組んでいるところでございます。

4番目、域内消費の考え方をもち、学校給食への供給のあり方をとのご質問ですが、学校給食において、地域内で生産された多くの種類の農畜産品を毎回一定量確保することについて、過去に生産者と話し合いましたが、困難な状況でございます。

5番でございますが、価格保障制度の充実と町内農業の実情から来る困難性の解決策を休耕田の活用、農機具負担の軽減、販路の多様化への援助などのご質問でございました。広陵町の農家で専業農家は非常に少数ですが、資金負担等の支援施策は、認定農業者となって制度利用ができる農業者の育成を目指しております。また、今後も農業経営が成り立つように、農地の流動化等の施策を推進してまいります。また、休耕田の活用ですが、小麦作付の増進をもって、徐々にではありますが、遊休地は減少しております。

再度、水道料金値上げ問題、5番目でございます。

水道事業管理者に求められております、県営水道の経営問題についてでございますが、町は関知せずという姿勢だとの指摘でございますが、県営水道を利用している立場から、受水協議会や水道事業管理者の会議等を通じ、県営水道の経営については話し合っているところです。特に、県下の受水市町村におきましては、機会あるごとに強く単価の引き下げを要望しているところです。

自己水の開発についてでございますが、自己水の開発に消極的なのかとの質問でございます。

現在ある施設、設備につきましては十二分に活用していきたいと考えておりますが、将来は、住民ニーズにより適した県水に切りかえたいと考えております。

6番目の靴下産業振興補助金の使われ方についてでございます。

広陵町靴下産業振興事業は、商工会が近年の安価な大量の輸入製品に対抗したコストダウンの要請と、オリジナル製品の開発、またその製品の流通経路の開拓などの推進研究を主な目的として、平成11年度から取り組まれており、その事業に対して、国と町が補助をさせていただいているもので、今年度が事業の最終年度となっております。

町では、商工会から毎年度この事業の報告書の提出を願い、特に平成13年度には靴下振興事業の一つとして、販路の開拓、常設店舗の設置を掲げ、みささぎ台プラザに6カ月間直販店舗「ソックス」を開設、運営され、一定の成果が確かめられたことにより、新たにSPA、これは製造販売小売業のことでございます、SPAの拠点となる新店舗として、本年4月に広陵町靴下振興事業協同組合が設立され、当組合による常設販売所が近日の12月14

日にオープンされます。

また、靴下製造過程で出る裁断くずのリサイクル事業についても、靴下を通じての全国的な地域間交流ができ、これを利用したビジネスチャンスの確保がされつつあります。

今後もお一層、商工会との交流を密にし、十分な成果の検証は言うに及ばず、地場産業のかなめとしての靴下産業の活性化の後押しをするものでございます。

上海視察研修の費用負担につきましては、前回の9月定例会の一般質問でお答えしたとおりですが、研修には商工会から同行していただきたい旨の要請があり、その費用も商工会が負担するということでした。しかしながら、町としても現地の状況も勉強し、また参加者からいろんな声を聞かせていただく絶好のチャンスとしてとらえ、勉強させていただいたものです。商工会員は3万円の自己負担金ですが、町としては招待に甘えることなく、負担金として5万円を納めさせていただきました。

学校給食の地元業者の利用と域内消費については、教育長が答弁します。以上です。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 教育長！

教 育 長 寺前議員さんの質問事項7、学校給食の地元業者の利用と域内消費についてというご質問にお答えいたします。

学校給食用の賄材料の購入先につきましては、町内17業者、町外7業者及び財団法人奈良県学校給食会から購入を行っております。このうち、冷凍食品、米、パン用小麦粉、パン加工、サラダ油を除いたすべての食材、例えば肉類、青果、めん類、乾物、調味料、炊飯加工等につきましては、町内の業者さんから積極的に調達しているのが実態であります。

次に、お尋ねの域内消費についてであります。学校給食における地場産品の活用ということで、過去数回にわたりご質問をいただき、答弁申し上げているところであります。地元食材を地元で消費することは理想であります。このためには生産者との間における地元生産が可能な品種と収穫時期及び需要量の年間計画を調整するシステム、さらに小売業者との流通経路の確立など、なお多くの課題を解決していく必要があるものと感じております。

以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 1番目の問題ですけれども、まず最初に、RDF方式で地元の説明に当たっているということでありました。この問題については、当然議会を含め、先ほどの言葉で言うと出口、いわゆる引取先、RDFの引取先の困難性から、これはもう無理だろうという認識に達しているように思うんです。その後、炭化方式に切りかえているように思うわけですけれど

も、その炭化方式においても、この視察先においては、業者にいわゆる一、二年引き取ってもらおうと。その間に独自にその利用の促進を図っていく。これは真剣に取り組んでいるんだと、こういう説明でした。そして、その点についての内容は、結局は研究課題、熱心に取り組む研究課題だということにとどまっているわけなんです。これは、この地域ではいわゆる汚泥処理なども念頭に当初あったわけですからそういう問題や、あるいはいわゆる土壌改良、これが有力だというようにおっしゃっていたわけですが、こういう内容で考えていると。こういうようなことが言われていたわけですが、それでもこの出口については確信を持てる状況ではないわけなんです。ここのところは最終処分場があり、炭化することによって4分の1、いわゆるRDFよりも4分の1に縮小できるというメリットがあり、今までに7億円の最終処分場への費用を使っている。これがもうだめになってくるといふことからいって、そういうトータルの考えを持ってやれば、この自治体についてはRDF炭化で、将来その処分地がわからない場合でもみずからのところでの解決策が見出せる、一部見出せる。こういうメリットがあるわけなんです。広陵町においては、そういうようなものが全くないまま、結局は炭化処理したものをどうするのかということに対しての考え方が、全然確信を持った内容になっていないのではないのでしょうか。私は、こういうところにこの炭化方式の問題があると思います。

それからもう一つ、たびたび私たちはこの今度新しいところに受けていただく点については、当然公害のない安全な立派な施設はつくる必要があろうと思います。しかし、それはこの高度な技術的な問題から考えて、町が責任を持ってやるべき問題であります。古寺では、古寺区が受け入れる場合の条件として、現時点ではRDF炭化方式が最有力として検討中、来春視察予定、全区民対象、処理ごみは町内の一般廃棄物に限定する、こういう形でいわゆる区民の方に配っておられるわけです。これはいわゆることしの7月に配られた内容です。これは、古寺の方々が要望されるのはそれは全く自由であり、それが安全だと思っておられるということは十分承知しております。しかし、どのような施設をとるのかというのは、先ほど述べたように、その機種選定に当たってはあらゆる方法をもってやるべきだということに思っています。この中で、いわゆる視察地では、この選定委員のメンバーをごみ焼却化施設機種選定委員5名を選んでおられて、大学工学部の応用科学科の工学博士、環境計画センター、社団法人全国都市清掃会議、財団法人日本環境衛生センター、財団法人地球環境村岐阜、こういう5名を選定して、機種選定に当たられたと。もちろんこれはRDF炭化が決定された後の内容であったわけなんですけれども、私は広陵町の場合には、こういう問題を含め、

町民からいろんな意見を聞きながら、この機種選定については町独自で最も安全で公害のない、安心できる機種を選んでいく。そのためには、当然専門家の方々の知恵をかりなけりやならないのは当たり前であります。最も専門的な考えをあるいはまた知恵を持っている方でも、職員の中におられないと思います。そういう点からいうと、やはり広陵町でRDF炭化という形でいろいろなアドバイスを受けながらやっておられるわけですが、結局はそれは一定の方向を示すだけであります。私はやはり、15年間という限定があります。そしてまた、そのための処理方式が定まらないという欠陥があります。こういう点からいうと、機種については町民のあらゆる方々の知恵を拝借しながら、専門の方々の力をかりる。議会も当然そのために積極的に勉強会を開いて勉強していく。当たり前のことだと思うんです。そういう視点に立つことが私は必要だと思います。そして、そのときには、私は大井町のこの考え方が非常に参考になるわけなんです。

大井町では、このプロポーザルに基づく建設コンサルタントの選定についてという、この様式で、いわゆる何かプロポーザルというのは技術提案書ということらしいんです。これはもう古くから建設省では取り組んでいた内容だというようにおっしゃっていました。これに基づいてコンサルタントを契約し、そしてそのコンサルタントの知恵を最大限生かして炉をつくったと。これは質疑応答のときに述べた内容であります。こういうような方式へもって専門家の知恵、そしてひもつきのないコンサルタントを要請する。そして広陵町に、地形やその他に最も合った内容での機種を選ぶ。それは予断をもって当たるのではなく、焼却方式や熔融炉、あるいはまた炭化などあるでしょう。あらゆる予算、そして維持費、広陵町の財政規模、将来にわたる問題などを勘案してつくるべきだと思うんですけれども、そういう点での決意を持っておられるのか。あるいは、現在のRDF炭化ということのみに固守し、その方向で突き進むという態度をとられるのか、再度お聞きしておきたいと思います。

議 長 新清掃センター建設室長！

新清掃センター建設室長 寺前議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

ただいま、いろいろとご意見をいただきました内容については、第1回目に町長が答弁申し上げました中に凝縮されているというふうにご理解を願いたいと思います。

RDF方式は、以前からも申し上げておりますように、処理先が確立しなければ取り入れることのできない方式であるということは、我々も常々認識をいたしております。さらに、炭化方式につきましても、炭化物の用途が確定しない限りはその方式も取り入れられないということでございます。

炭化物の利用先につきましては、今現在選考しておりますメーカーにお尋ねをして、溶鉱炉の保温剤、あるいは土壌改良剤、それからいろいろな用途に利用が可能であるという説明を受けております。あくまでもメーカー側の説明でございますので、すべてうのみにするわけにまいりませんので、我々が専門家のご意見をお聞きしながら、最終的に処理方式を決定しなければならないというふうに理解はいたしておりますので、今後、機種選定委員会に専門家のご意見を伺うメンバーをそろえて検討をしていきたいというふうに思っております。

なお、RDF方式につきましては、以前も古寺地域に一番最初に見ていただきました南砺リサイクルセンター、富山県でございます。ここは、当初の計画どおり、地域内でRDFを100%利用しているというところでございます、この前も富山県のその施設をすべて見せていただきました。温水プール、病院、小学校、中学校、それから老人福祉センター、すべてでRDFの専焼炉を持っておりまして、それで冷暖房に使っております。100%地域内利用を達成したということでおっしゃってございましたけれども、最終的には、その地域以外のごみも引き受けてRDFを製造されておりますので、余ったRDFは民間企業に処理を委託されているという状況もご報告を受けております。

今後は、機種選定の委員会を編成するに当たりましては、コンサルタントの力をおかりしなければならないと思いますので、コンサルタントの決定方法につきましては、プロポーザルという方法も我々も研究をいたしておりますので、その方式も含めて決めていきたいというふうに思います。もちろん、方式によって維持管理費、建設費が相当異なっておりますので、その点も含めて、財政計画と整合性を図りながら、機種決定に持っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 最初の説明で言うと、明確になってない部分がたくさんあるんです。いわゆる、基本計画を示す必要があり、そのために選定委員会を設定して、そこで選んでいくということであったわけでありまして。その説明も今ありました。ただ、ここの言っておられる機種選定というのは、RDF炭化ということではなく、あらゆる処理方式に基づく機種選定という意味なのか、RDFという形を固定した、あるいは炭化ということを固定した機種選定なのかをひとつ明確にしていきたいと思います。

それから、そういうような立場に立っていると言いながら、地元にはRDF方式で説明しているというようにおっしゃっているんです。私はこのところについては、当然地元の要望についてのその調査研究については当然であります。誠意を持ってその内容については当た

っていくことは当たり前であります。しかし、今おっしゃったように、RDF炭化に至っても、いわゆるその炭化物の処理方法についてのめどが立たない限り受け入れることができないというふうにおっしゃっています。そうすれば、今、業者がいわゆる補助燃料として使う、あるいは土壌改良だということを言っているけれども、広陵町でそういうことが可能なかどうか。業者任せにするという結果に終われば、その問題については解決しない。あるいは、富山県の視察についておっしゃるのであれば、広陵町ではそのための施設をつくるということで、いわゆる町内の消費を貫徹するののかという考え方も明確にならなければならない。そのためには、財政的な負担も当然出てくるわけですから、こういうような内容を分けて、私は1つは、いわゆる機種選定委員会というのはRDF炭化というものではなく、あらゆる処理方式を考える選定委員会だということなのかどうか、再度念を入れて聞いておきたいと。

それから、地元ではRDF炭化方式について要望を受けておられる、その点についての今問題となっている不安な問題については当然解されていると思うんですけども、解決していない問題については解決していない。そして、私は、先ほどからの答弁であれば、機種選定委員会ちゅうのはあらゆる方式で機種を選定するというように受け取ったわけなんですけれども、そういう形について地元には丁寧にやはり説明をする、これがまず誠意ある対応だというふうに思うんです。そういうような中であって、先ほどのコンサルタントの採用ですけども、大井町の最もよい経験は、企業に結びついていないコンサルタントを選定する、ここなんです。ここがなければ、結局は企業メーカーのいわゆるひもつきのコンサルタントを選んでしまうことになる。こういう点について、きちんと明確に認識を持って取り組むかどうか聞いておきたいと思います。以上です。

議 長 新清掃センター建設室長！

新清掃センター建設室長 地元でRDFを提案申し上げておりますのは、今、急にRDFと申し上げたわけではございませんで、長い経過の中でRDFからスタートして、RDFを町として提案をしてきたという経緯がございます。今、急にRDFにこだわって提案をしているということはないということをご認識いただいていると思います。（4番議員「それは認識しています。」）我々も、ふらふらふらふら方式を決めないで地元で説明はできませんので、RDFを当初から提案をさせていただいている、あるいはそのRDFの処理先の不安問題について解決策がどうなのかというところで炭化という方式が出てきたということも事実でございますので、その方式と比較をして説明をさせていただいているところでございます。

処理方式選定委員会におきましては、いろいろな方式を根本から洗い直さないと比較がで

きないということは事実でございますので、すべての方式について検証をするという委員会になると私は解釈をいたしております。

コンサルタントの問題につきましては、ご意見として受けとめさせていただきたいというふうに思います。

議 長 4番議員！

4番議員 かなり積極的な答弁だと思います。ぜひ、直ちに取り組んでいただきたいというふうに思います。

2番目に、財政問題であります。

中期財政計画を策定して効率的な財政運営を図っていく、こういう点を述べられました。ということは、以前つくられた中期財政計画については、現時点において根本的に改めて策定していくということで、まだつくっていないのか、現在できているということなのかをただしたいと思います。

そして、もう一つ重要なことは、私は今広陵町においては財政的にも、今年の財政の決算カードなどでも経常経費がやっぱり89%近くに達している、こういう状況は非常に厳しいものだということは私たちも認識しているわけですが、そういうような状況に立って、現在、焼却場は広陵町の最優先課題だということで、地元要望を環境づくりというのにはやはり相当な費用がかかる。これは地元の方々が納得していただくという前提に立つ場合には、できる限りの要望当然であります。その前提に立って、機種選定については、公害のない安全な施設という点で最も信頼できる、そして15年間しか使わない焼却炉ということであれば、それに耐え得る財政的な裏づけを持って取り組むことが必要だというふうに思うんですが、そういうような中身について、やはり町民全体にこの広陵町の財政についての現時点の状況を共有する必要があると思うんです。私は、情報公開の問題というのは、一方ではそれを活用する方の意識の問題だというふうに思います。町が住民参加を町主導のもとに行っていくという点においても、もちろん公募した場合に公募があるかどうかわからない、これは仕方ないことだと思うんですけれども、やはり町の持っている情報、それについての重要な情報については、町が積極的に住民に還元する。50人委員会の中では、非常にこの点が効果を発揮して、委員のメンバーも町職員の優秀な対応ぶりに、先ほども一般質問であったように評価与えてるわけなんです。こういう信頼関係をつくっていくためにも、この焼却場を最も最大の将来の広陵町の行政の課題としながら、介護保険の問題もあります。あるいはまた、お年寄りがふえていくという中での施策の問題もあります。教育の問題もあります。教

育については、少人数学級については、これは広陵町の子供の将来をどうするのかという重要な選択です。こういうふうな問題もあるわけですから、ぜひ財政問題についての内容はできるだけわかりやすく町民に公開していく、こういうような立場に立つのかどうかを再度聞いておきたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 ご指摘の中期財政計画につきましては、以前に要望もございまして、ほんで今議会にも資料請求がございまして、もう9月時点でございまして作成しておりますので、ほかの資料とともに本議会中にお手元へ提起をしたいと、かように思います。なお、その資料の内容につきましては、総括的な内容になっておりますので、事業別の細部にわたる内容につきましては、担当課の方へお聞き願えたらと、かように思いますので、よろしくお願ひします。

それから、情報の提供という点で、いろんな情報を提供することに積極的な姿勢には変わりはありません。ご指摘あります財政についても、やはり町の財政状況というものは町民に知っていただく必要もありますので、この辺については、広報等を通じて情報公開をしていきたいと、かように考えてます。

議 長 4番議員！

4番議員 3番に移りたいと思います。

1点だけ、聞いておきたいと思うんです。いわゆる、いろんな方式について努力されている、これはこの経過を含めて、奈良県下でも非常に進んだ計画持っておられる。ただ1点、1点だけお聞きしますけれども、実際に98、99%という予定価格から見た落札率は、正常であるというふうに認識されているのかどうか。私は、これは不正常的な状況だというように思います。そういうように認識を一致させるところがあるとするれば、その改善にあらゆる手だてをとっていくことは当然求められていると思うんですけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

議 長 助役！

助 役 この先ほどおっしゃった98、99の落札では正常か云々ということですが、正常に行われていると判断をいたしますが、そのように98、99とおっしゃられれば、首をかしげるところもございまして。今後、いろんな問題を通じて、誤解のないよう適正に処理を行っていききたい、このように思います。

議 長 4番議員！

4 番議員 そういうことを共有しながら、私は努力されているというところを一層進めて努力していただきたいというふうに思います。

4 番目に、農業の振興の問題であります。

1 つは、農業委員会というのが本来農業の政策づくりの場でもあります。こういうところで、最近この 3 つの、いわゆる農業委員会での部会は 1 つになってしまっていると。そういう中で、農業施策についての議論を最近されたかという、私はしていないというように聞いてるんです。こういうような内容についてやはり、例えば、今現在いわゆる遊休地の農地の活用あるいはまた地場産品の給食への活用、そしてまたそういう諸々について、現在全国的にも非常にその取り組みが進んでるわけなんです。これは、別に農業委員会だけの問題ではないですけども、そういう点について、農業委員会に諮問するというような考え方はあるのかなのか。また、教育委員会について、こういう全国的に進んでる問題について、先ほどはいわゆる利用量の把握やその他いろいろおっしゃいました。しかし、それについて先進的な例がたくさんあるんです。私たちが行ったいわゆる宮代町でも、域内消費について積極的に行ってるんです。給食にも使ってます。こういう例が全国どこでも今生まれてます。そういうことについてきちんと調査してやろうという気になっているのかどうか。私、これは農業の食の安全という問題が日増しに高まっているわけですが、そういう点について、子供たちが安全な野菜あるいは安全な食材を使っていくという視点からいうと、教育委員会については率先してこの問題を考えてしかるべきではないのかというように思うんですけども、その点について、一言ずつで結構ですから、町長部局と教育委員会とお答え願いたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 農業委員の内容でご質問でございますが、諮問することはどうかというような内容でございますが、農業委員会にかかわります問題点あるいはそのような場面に出会ったときには、農業委員会の委員さん方とご相談もし、諮問しなければならないことがあった場合にはする必要があろうと思っております。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 給食に地場産品、いわゆる生産者からの野菜を取り入れろというふうな、域内消費の考え方というふうな現時点の思いでございます。十分域内消費の考え方としてもこれまでも考えは持っておるところでございます。しかし、教育長答弁いたしましたように、現在に広陵町が学校給食に食材として利用しておる野菜の種類、そしてその種類ごとに学校

が必要とする時期、その時期に対しての生産者側の調達の連携が取れるかどうかというふうなこと。そしてまた、今は小売業者から仕入れておる食材でございますけれども、生産者が直接購入をさせていただくということになりますと、小売業者との連携というものが必要になってまいりますので、直接生産者から私どもの方へ仕入れるシステム、あるいはまた小売業者を通じての、いわゆる地場産業育成の観点からのそうした小売業者からの連携、そういったところを今後やはり課題というふうな形で詰めていかなければならないところが多々あるというふうに認識しております。

したがって、直ちにそうした考え方をまとめるというふうな時点には少し時間をいただきたい、このように考えるものでございます。

そして、安全で安心した野菜を調達することはもっともなことでございます。さりとて、今小売業者から安全で安心した野菜というものはすべて国内生産品でございます、外国のソ連輸入ハウレンソウ野菜、そういったものにつきましては、現在は取り入れてございませんので、小売業者さんからの仕入れにつきましても、安全で安心な食材が調達されておると、こういう認識をとっております。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 私は、農業の問題について、町が行う施策というのは以前よりも狭まってきている状況があります。その中において何をするのか。広陵町は北葛の中で言えば当麻町と同様に、まだまだ農業の活発な地域であります。こういうような地域での農業施策というのは、従来でしたら、農協と一体となって作物の広陵町に適した内容をどうするのかという研究やその他いろいろ行われました。現在においてはナスが広く商品として育っているわけですが、こういう状況の中で、実際に農業の振興ということになってくると、結局は今まではいわゆるハードなものばかりであったわけでありまして。ソフトなものという、結局は今一般の方々あるいはシルバーで農産物を販売されている、あるいは道路のあちこちで農産物の販売が行われている、こういう新たな動きは出ているわけなんです、農業の振興の観点から、こういう内容を取りまとめながら、やはり町がどういう振興策をとるのかというのは欠かせない問題だと思うんです。こういう内容について、何回も何回も話をしても一向に真剣な問題にならない。いまだ県や国の農業施策の域から出ていない。こういう内容になっているわけなんです、こういう内容を改善させていくというためにも、ぜひ広陵町の農業振興についての現実的な対応、先ほどはいわゆる1,000万円以上所得農家の育成を図るんだと言いますが、その認定を受けているのは広陵町で1軒だけなんです。変わってま

す。2軒になった。わかりました。2軒になったということで、2軒になっとなるわけですが、それ以上についてはめども立たない話なんですから、いわゆる兼業農家中心になっている部分をどうやって農業振興するのかという視点はぜひ必要だと思いますので、その点について、再度、農業委員会の役割を發揮するという力があるのか、それとも職員の間の中でこの農業施策、いわゆる広陵町の実情に合った農業施策、それもソフトの面における施策について検討いただけるのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

それから、これと関連していますので、教育委員会についてお伺いしますがけれども、先ほどから言っている、いわゆるシステムをつくっていくというのは時間があるべきだと思うんです。しかし、一部の方ですけれども、納品されている業者の方々は、自分たちの責任において広陵町の野菜を仕入れるところを明確にした上であれば、それは可能だと。しかし、現在広陵町の中で、いろんな商品が町外のところで買っているものがあると。そういう点についてはどういうふうにするのかというような意味の質問もあったんです。そういう中であって、全小学校は、牛乳は日本酪農共同株式会社で買っておられると。そして、飲料については奈良ヤクルト販売株式会社で買っておられると。冷凍食品については、4社の会社から買っておられると。パン加工については、東洋ベーカリー、これはいわゆるメーカーですから、これは仕方ないとして、米、パン用小麦、サラダ油については奈良県の学校給食会から買っておられると。こういう点について、再度、値段も含めた内容になるわけですがけれども、町内業者から買えるというものはないのかどうか。その点についての検討はしていただけるのかどうかお聞きしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたします。

非常に幅の広い問題だと私は思っております。何分にも町の職員がこのような場所へ取り組んでいくというのは非常に難しい問題でございます。そういう意味からも、現在では専門、いわゆる中部農林等あるいは各種団体での、そういう団体を通じまして、またそういう内容の営農指導を行っていただいております。そういうことで、職員も農協とも密に関係を持ちまして、営農指導に当たらなければならないというのが、私は感じているところでございますので、何分にも農業というものにつきましては、非常に幅の広い問題だと私は実感しております。議員おっしゃっておりますように、価格の保障では一例を挙げますと、ナスの価格の保障制度を設けております。（4番議員「わかっております。」）

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 仕入先の問題でございます。

現在は、ほとんどは町内から仕入れさせていただいております。ただ、飲料そして牛乳につきましても、やはり直販というふうな観点から、やはり単価的にも安価であるというふうなことで、給食委員会等でもご判断いただきまして決定をしておるものでございます。冷凍食品につきましても、一部町内業者で扱いのできる商品もございますので、検討をさせていただきたいというふうに思います。

議 長 4番議員！

4番議員 農業の問題については、私は例えば営農指導とか云々については国、県からのいわゆる減反割当や小麦やその他もろもろの、県、国からの内容に従った内容で、支部長やその他の方々と話をするという場だけになっているんです。ソフト面でのどうするのかという積極的な提案ちゅうのはできていないわけですから、私は先ほども述べたように、遊休農地については、もちろん広陵町独自でアンケートやその他されたこともあります。これは県の補助を使ってやったわけですから、そういう内容、ソフト面におけることをぜひやってほしい。その中にはやはり域内消費、農産物の域内消費という問題は欠かすことのできない、いわゆる課題になっているわけなんです。これは全国各地がそれぞれのところでやっている。米についてはいろいろやっているわけですので、先ほど教育委員会で米について、給食会は米は高いわけなんです。地元で買う方が安いんです。こういうものははっきりあるわけでありますから。こういう点についてぜひお願いをしておきたいと思います。

それから、水道については、先ほど積極的に値下げを要望してるという点が上げられました。この県営水道の値下げ要望について、これは私たちは議会もそしてまた町民も含めて、あるいはこれを利用、活用している県下の自治体の方々、あるいは住民の方も含めて取り組む必要があるというふうに思います。以上です。

議 長 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さまでした。

(P.M. 2 : 35 散会)

平成14年12月20日広陵町議会

第4回定例会会議録（最終日）

平成14年12月20日広陵町議会第4回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山恵俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
健康福祉部次長	池田誠夫	住民生活部長	野村完治
新清掃センター建設室長	山村吉由	都市整備部長	吉村正勝
水道局長	森田久雄	教育委員会事務局長	笹井由明

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長	西辻眞治
書記	野村克也 上田勝代

議 長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付 議 事 件 |
|------|---|
| 1 | 議案第70号 平成14年度広陵町一般会計補正予算(第3号) |
| | 議案第71号 平成14年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第72号 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約(広陵真美ヶ丘南郵便局)について |
| | 議案第73号 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約(香芝真美ヶ丘郵便局)について |
| | 議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて |
| | 議案第75号 平成14年度広陵町一般会計補正予算(第4号) |
| 2 | 議案第67号 町道の路線認定について |
| | 議案第68号 町道の路線廃止について |
| | 議案第69号 町道の路線変更について |
| | 議案第76号 平成14年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 3 | 議員提出議案第12号 強制合併はやめ、地方自治の自立を求める意見書について |
| 4 | 議員提出議案第13号 奈良交通バスの利用促進を求める決議について |

議 長 まず日程1番、議案第70号、71号、72号、73号、74号及び75号を議題とします。

本案について、総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにいたします。総務文教委員長、小原君!

総務文教委員長 それでは、総務文教委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、去る12月11日の本会議において付託されました6議案につきまして、12月16日に委員会を開き、慎重審査をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第70号、平成14年度広陵町一般会計補正予算(第3号)であります。教育費の備品購入費の内容では、身体不自由児の入学に対応するためのものであること、

その児童の障害の程度と学校側の受け入れの態勢、障害児を受け持つ先生の処遇など、詳細に伺ったわけでございます。

また、セキュリティーポリシー策定委託料、総合文書管理システムコンサルティングの委託料の補正理由については、来年10月に接続予定のL GWANでは今回のセキュリティーポリシーの策定が条件となっており、この作業に3カ月から6カ月かかるため、新年度予算では間に合わないことなど伺ったわけでございます。

公民館・集会所整備補助金の補正に関連しては、従来在来の地域の公民館建設の補助単価、補助基準の変遷について詳細にわたり伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決したわけでございます。

次に、議案第71号、平成14年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1号）に関連しては、学校給食の食材に地場産品を使用することについての進捗状況と今後の方針などを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決したわけです。

次に、議案第72号の地方公共団体特定事務の郵政官署における取扱いに関する規約（真美ヶ丘南郵便局）についてであります。9月から実施している広陵真美ヶ丘北郵便局での利用が11月までの3カ月間で478件あったことなども伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

また、議案第73号、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約（香芝真美ヶ丘郵便局）については、議案第72号と同様、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについては、人事院勧告に従っての改定であり、民間給与と公務員給与の格差を是正するものであること、今回の給与改正は人事院勧告を参考にして本町として総合的に判断した結果であることを伺ったわけでございます。今回の改正は、大きな引き下げで、職員の生活に深刻な影響を与えるものであり、特に4月からの給与引き下げは実質的な給与の均等を図るため適当な処置であるとの説明に対し、違法な方法との反対意見もありましたが、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第75号、平成14年度広陵町一般会計補正予算（第4号）につきましては、今回の補正が給与等の改正に伴うものであることから、議案第74号と同じ理由で反対がりましたが、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本委員会は、真美ヶ丘第二小学校の増築工事竣工に伴い、委員全員で現場確認をし

ていることを申し添えまして、以上簡単であります、総務文教委員会の審査結果の報告とさせていただきます。ありがとうございます。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第70号、平成14年度広陵町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 賛成ですが、意見をつけさせていただきたいと思います。

まず1点がですけれども、今回の補正の方で公民館・集会所整備補助金が875万7,000円計上されているわけですが、この公民館・集会所整備補助金につきまして、わずか2年で今度は切り下げをしていくと、2年前に引き上げた部分をわずか2年でまた改定していくというようなこともお聞きをいたしました。このような短期でまたもとに戻さなければいけないような施策の仕方というのは、大きな問題があるというふうに思いますので、このようなやり方については今後慎重にしていっていただきたい。それと、今回まだ引き下げされていないわけですが、この補助金についてはせっかく引き上げられました補助金ですから、すべて今後の集会所建設、公民館建設に適應できるように引き下げについてしないように要望としてお願いをしておきたいと思います。

それからもう一点は、電算の委託料、セキュリティーポリシー策定委託事業ということ、またあるいは総合文書管理システムコンサルティング委託事業が繰越明許ということですが、法的な形でこれは早急に急がなきゃならないということについては理解するところなんですけれども、このような新しい分野につきまして通産省の方から業者を紹介といいますか指定といいますか、そういう形でされているということについてはやはり天下りの会社に委託していいのかどうか、このような疑問が残るわけです。大変大きな金額でございます。全部で1,000万円近いわけですし、また今後は一層このような電算関係の委託料がふえていくだろうということは容易に予想できるわけですし、このような委託業者の選定に当たっては慎重に慎重を期すべきであるというふうに指摘をしておきたいと思います。

それと、またこれの対応策といたしましては、職員さんに専門的な技術、能力を持った方を採用するなど、経費節減に一層努力していただきたいということを加えまして、賛

成といたします。

議 長 議案第70号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

次に、議案第71号、平成14年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員!

5番議員 一言だけ意見を加えさせていただきます。

委員会のときにも発言させていただいたわけですが、給食に地場産品を使うということについては長年の懸案事項、そして前向きに努力しているということが続いているわけですが、なかなか実現に至っていない。この点については、いろいろな角度から熱意を持って早期実現をしていただくように強くお願いいたしまして賛成いたします。

議 長 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第71号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第71号は原案どおり可決されました。

次に、議案第72号、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約(広陵真美ヶ丘南郵便局)についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第72号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第72号は原案どおり可決されました。

次に、議案第73号、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約

(香芝真美ヶ丘郵便局) についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第73号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第73号は原案どおり可決されました。

次に、議案第74号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 反対の立場で討論をいたします。

まず、今回人勧の方から今までになく本給のカットもされまして、それを人勧言いなりに切り下げて給与カットしていくということについては、大いに反対をするところです。

まず、この問題につきましては、本会議あるいは委員会の方でも質問をしたり、意見を述べさしていただいていたわけなんですけれども、まずこの給与カットにつきましてはこの広陵町の財政としてどうしても切り下げをしなければいけないのかどうか、こういう独自の物差しが必要であります。また、職員の皆さんの生活実態等に即した要望、意見をいかに集約できたのか、反映できたのか、この点も大きな問題であります。

そして、この公務員という大きな人口、日本全国でいいましたらたくさんの方、公務員おられるわけですが、広陵町では二百何人でしたかですけれども、社会経済情勢に大きな影響を与えるのは必至です。現在、他の一般の民間企業は賃下げ等で皆さん本当にお困り、また大変そのせいで一層の不景気になっているわけなんですけれども、一層この公務員の給与引き下げによりまして、民間企業の給与引き下げが加速されるというふうに思います。ですから、経済社会に与える公務員の給与カットについては、重大な影響を及ぼすことは必至であります。このような点も考慮して、広陵町独自で判断すべきだったというふうに思いますの

で、この点について大きな問題点として反対をしたいと思います。

それから、今回勤勉手当の率を上げるということで、期末手当の方を下げられてるわけなんですけれども、この勤勉手当の率を上げるということについても大きな問題を残しております。これは、町長の方は能力によってそういう差をつけるのは当然だというふうにおっしゃったわけなんですけれども、この能力をはかる物差しをつくることは大変に難しいことです。公正な目でどのように評価ができるかということは本当に至難のわざなんです。広陵町では、過去において、トップの町長がかかわったことにおいて納得できないようなそんな人事が行われたりとか、そんな話も出たりしたこともあるわけなんですけれども、やはり能力につきましては主観的な部分、また人事異動で本当に適切に能力が生かせるような部署で頑張ってもらえるかどうか、そういういろいろな問題をはらんでおりますので、勤勉手当につきましては全額の比率で公平にすべきだというふうに思います。この点についても反対をしたいと思います。

それから、今回の人勧の引き下げ、今回の条例改正の中で一番重大な問題は、遡及するという事です、4月1日にさかのぼって遡及して引き下げるということですね。今回の人勧のこの骨子の中の説明書の方では遡及することなくと書いてます。遡及することなく、4月からの年間給与について実質的な均衡が図られるように、本町においては3月期の期末手当で調整措置をしろということなんですけれども、これは言葉だけで遡及しないんだということと言いましても、実質は遡及であることはゆるがせない事実なんです。そういう中で、公務員の給与といいますのは、そのまま払った分は何主義やったかな、ちょっと待って。払わなきゃいけないわけですし、何主義といったですか、ちょっと今資料の中で捜します。何主義やったかな。現給主義やったかな。いや、調べてきたんですが、ちょっと書いてるところがわかんなくなっちゃった。現給主義でしたか、なんですけれども、そして遡及部分については、期末手当の額の4分の1を超える額である場合は相殺が禁止というのは、これは民法510条なんです。それから、地方公務員法の25条の2項におきましては、4月ないし9月分の不遡及部分の相殺は、給与の……。ああ、わかりました。全額払いの原則、これについて大きく違反をし、許されないということになっています。二重の法律違反なんです。

今回、期末手当の4分の1を超える額を減額することはすべての職員さんに当てはまると思います。3月期の期末手当の4分の1以上に大部分の職員の皆さんがなるわけで、これにつきましては民法510条に違反すると言わざるを得ないわけです。このような法律違反の条例改正につきましては、反対をいたします。

それから、意見として加えさしてもらいますが、委員会の討論の中で臨時職員さんやパー

ト職員さんについても見直しをするということでございました。しかし、公務員、今広陵町では本当に正職の職員さんは人数ふやさないで抑えて、臨時職員さんあるいはパート職員さんに置きかえていってることが実態で、これは職務の形態をかえた賃下げです。ですから、このような安い給料で働いておられる方、さらに一層引き下げていくということについては本当に過酷な問題を残すと思いますので、これについてもそのような引き下げの方向での見直しをしないようにしていただきたいということで、意見をつけさせていただきます。以上です。

議 長 討論ありませんか。 15番議員！

15番議員 反対者がありますので、議案第74号につきまして賛成の立場で討論いたします。

今回の給与勧告では、民間の極めて厳しい給与実態を反映して、勧告以来初めての月例給与引き下げとなりました。本町では、以前からこの勧告を参考にして職員の給与水準を訂正してきた経緯から、引き下げの際にも十分尊重された結果は正当な判断であり、やむを得ない処置だと認識しております。

なお、4月からの年間給与について実質的な均衡が図られるよう、所要の調整処置をすることについてさまざまな解釈があるようですが、何ら問題のない処置だと認識しております。

以上の理由で、議案第74号につきましては賛成といたします。

議 長 3番議員！

3番議員 第74号につきまして反対の立場で討論させていただきます。

先ほど、人勧の方から出された事柄なんで町としてはどうしようもないというふうな賛成の、人勧のことは正しいんだと、政府の言うていることは正しいんだというふうなことで賛成をされたというふうに思いますけれども、この人勧の引き下げというのは別に広陵町の町の職員さんにいろいろ問題があるということではなくって、国の経済政策そのものの問題だというふうに思います。小泉内閣の小泉、竹中路線という今出しております経済政策そのものが非常な不況、また経済の落ち込みをつくってきてるわけです。このような中で、政府の言いなりの行政ていうのか、それを進めていくことはますます日本の経済を落ち込ませる形になってくる。そのような中で、広陵町としてどのような判断をしていくのかということが考えられる、一般に求められてきてることだというふうに思います。

公務員さんというのは、本当に公務員になられたときは主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することなどというふうな、きちっと公務員として本当に住民の皆さんに奉仕していくんだという決意のもとに公務員になってくださってるわけです。

そのために日夜奮闘してくださってるというふうにあります。その公務員さんに対して、本当に公務員さんの仕事に可否があるわけではないのに一方的に切り下げられる、このようなことは本当にあってはならないことだというふうに思っています。

それに対して、やはり管理監督する職にあります特別職の給与というのがやはり見直されるべき事柄だというふうに思うわけですが、それも今回のところに入ってきてないということも一つ大きな問題点ではあると思いますが、政府の言いなりにこういう人勧の事柄をそのまま口調に持ってきて、職員さんに負担を押しかぶせるというふうなやり方については反対をさせていただきます。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第74号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第74号は原案どおり可決されました。

次に、議案第75号、平成14年度広陵町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員!

5番議員 反対の立場で討論をいたします。

先ほどの条例改正の中で反対しました内容と同じでございますが、加えさせていただきたいと思えます。

今回の補正額を見ますと5,668万8,000円と本当に大きな金額なんですね。これで職員の皆さんが大変に今までの生活の見直しをしていかなきゃいけない、大変厳しい状態に置かれるのは本当に目に見えているところです。それも先ほど言いましたように地方公務員法、そして民法に違反するこのようなカット、それを踏まえたこの大変な多額な補正予算については断固反対するところです。

そして、つけ加えますが、議会の対応なんですけれども、議会の方でも宮城県の大和町につきましては臨時議会を開きまして、今回の人勧については異状だということで反対をして否決してるんですね。ですから、広陵町の議員の皆さんも、やはり今回の人勧の引き下げがどんな影響を社会に及ぼし、またどんな異状な違法なことなのかということをご理解して

いただいて、正しい判断をしていただくようお願いしまして反対いたします。

議長 討論ありませんか。 15番議員！

15番議員 反対者がいますので、議案第75号につきましても、先ほどの議案第74号と同じ理由で賛成をいたします。

議長 討論を打ち切り、採決いたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第75号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第75号は原案どおり可決されました。

議長 次に、日程2番、議案第67号、68号、69号及び76号を議題とします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

産業建設委員長、山本悦雄君！

産業建設委員長 産業建設委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、去る12月11日の本会議において付託されました4議案について、12月17日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず、議案第67号、町道の路線認定については、認定箇所の現地に出向き、道路の幅員、道路面の状態、水路等の構造物などが適当であるかを確認いたしました。

また、今回施工後かなりの年数を経過したものも含まれておりましたが、この区域については施工業者に強い態度で不良箇所の改善を指示した結果、解決することができたとの説明があり、今後も入居者の利益に配慮しつつ、悪質な業者には厳しい態度で挑んでいくとの考えを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号、町道の路線廃止について及び議案第69号、町道の路線変更については、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第76号、平成14年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、例年どおり人事院勧告に従っての給与改定に伴う補正であることを伺いましたが、総務文教委員会での反対理由と同じ理由で反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本会議において一般会計補正予算の道路橋梁維持費1,500万円の内訳に答弁誤りがあり、訂正の申し出があったことを申し添えます。

以上、甚だ簡単であります、産業建設委員会の審査の結果報告といたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第67号、町道の路線認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り……。(4番議員「議長。」)何や。反対違うで。何や。(4番議員「賛成やけども、意見をつけて賛成したいと思います。」)

4番議員!

4番議員 1つは、この町道認定についての絶えず問題になってくる点は開発業者に制度を悪用させないこと、これが大きな基準だと思います。また、開発申請の協議には、それぞれの開発地域の実態を把握し、防犯灯や通学路など、いわゆる入居後問題になるおそれのある点については協議段階で明確にするということが大事だと思います。そして、そのためには開発業者を指導する権限を、いわゆる要綱の細部を定めてその協議の根拠を持つべきであります。こういう点については、一層明確にすることが必要だということも指摘したいと思います。

また、在来地域については、特殊な要因が出てくる場合が多々あるわけですので、開発のおそれがないあるいは開発とつながらないという判断ができる場合については、柔軟な対応も求められる部分があると思います。また、今回寺戸の町道認定は開発途上の認定であります。この説明は、生活道路ということで認定を急いだということですが、これについても現状の地形を見ると、そういう点が見受けられるのでやむを得ないところがあったと判断するわけですが、基本的にはさらに開発に至る経緯あるいはその基準を明確にすべきであります。そして、その時々あいまいな形で町道認定がされている現状を改めることが強く求められています。例えば、公団の団地内においては、放置されたところあるいは急いだところ、これが多々あるわけですから、公団の、いわゆる供用開始後3年以内という点についても5年に改められているわけですから、貸し担保責任が3年だという点については、実情に合わせたところでの明確な基準づくりも欠かせない内容であります。町の負担を軽くし、そしてまた明確な不利益をこうむらないという点を明確にする責任はあろうと思います。また、いわゆる貸し担保責任の例示規定については、法律に基づく判断ですから最終的には裁判所が決め

るという問題があると思いますが、貸し担保に当たる例示規定については、やはり事務段階で明確にしておくことは特に必要です。そしてこれも開発申請での協議事項の中に入れるということが求められる内容です。

とりもなおさず、やはり広陵町の開発行為に対しての具体的な責任を各課が一層煮詰めて、後に問題の残らない形をつくるべきです。公団内においては1年で認定をしたり、何年も放置されたりしてるところがあります。こういうような認定の基準についても、町自身が明確に持つことが求められている内容です。自治会が申請する以前の問題として、町が指導する部分が多いわけですから、そういう基準についても論議し、そしてまた議会に提出していただきたいということを要望しておきたいと思います。以上です。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

議案第67号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第67号は原案どおり可決されました。

次に、議案第68号、町道の路線廃止についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

ないならない言うてください。

(なしの声あり)

議 長 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第68号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第68号は原案どおり可決されました。

次に、議案第69号、町道の路線変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第69号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第69号は原案どおり可決されました。

次に、議案第76号、平成14年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員!

4番議員 いわゆる人事院勧告についての内容ですので、先ほどの総務委員会における反対討論と同様の趣旨で反対いたします。

なお、税金の使い道に対する考え方、そしてもう一つは働く公務員にしる民間の労働者にしろ、働く方々の賃下げに対する考え方についてはやはりその責任の所在を明確にすることが求められるわけであります。いわゆる労働者、働く方々を犠牲にした解決策というのは最後の最後の問題であります。そういう実情を踏まえて国あるいは県、そして町、地方公共団体それぞれが判断すべき内容が多々あるにかかわらず、人事院勧告一本に絞った形でその慣例に従っただけだという点は無責任になろうと思っておりますので、その点も指摘したいと思っております。

なお、私たちは、この問題は公務員に限っていうと税金の使い道の問題です。結局は現在の不況や、また税金の内容、財政難の至る経緯は明らかに歴代の政府、自民党与党の責任であります。そういう内容を明確にしてこそ、賃下げにかかわる者の働く意欲を失わせないものにつながるわけですが、そのことが全く述べられない、こういうところに大きな問題があると思っております。

一例を挙げると、天下りを初めとする高級官僚の特権的な問題に対していまだメスを入れない内容があり、またそれは逆に一般公務員の現場で働く者にしわ寄せがかかっている現状についても改めない、こういうような内容があるにかかわらずの人勧の押しつけであります。こういう内容については、改めて働く者の立場を守る、そして生活を守る、この点について指摘しておかなきゃならないと思っております。

ちなみに、共産党が与党になっている地方自治体においても、職員との徹底的な議論の中でその地域、その地方公共団体の財政的な側面から賃下げを行わざるを得なかったというところもあることを指摘しておきたいと思っております。それを改めて具体的に職員と住民が公務員

の責務を認識する立場からする問題であり、その点については労働基本権を奪っておきながらの人事院勧告に対しては当然その前提が崩れている問題でありますので、同等にできないということも並列して指摘しておきますが、こういう共産党の具体的に地方公共団体あるいは地方公務員の立場についての総合的な考え方をもち、今回における人事院勧告の内容は総務委員会で述べたような法律違反になる、そういう強権的な内容を伴っているものであり、なおさら反対を強調しておきたいと思えます。

議 長 討論ありませんか。 8 番議員！

8 番議員 賛成の討論です。

議案第 7 6 号につきましては、先ほど総務文教委員会で賛成討論がありました議案第 7 4 号と同じ理由により賛成いたします。以上です。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第 7 6 号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第 7 6 号は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。

(A. M. 1 0 : 4 3 休憩)

(A. M. 1 1 : 2 5 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

次に、日程 3 番、議員提出議案第 1 2 号、強制合併はやめ、地方自治の自立を求める意見書については、小原君より提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いいたします。 2 番議員！

2 番議員 それでは、朗読させていただきます。

強制合併はやめ、地方自治の自立を求める意見書。

全国の町村は、食料の供給・地球温暖化防止に対応した森林の保全など、大きな役割を担っています。また、それぞれ歴史的な経緯・文化・風土の自然的・地理的条件等が異なっており、市町村合併は将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を及ぼし、地方自治の根幹にかかわることから、あくまで関係市町村と住民の自主的な発意と合意を基本とすべ

きです。

とりわけ、地方分権における市町村合併は、対等・協力を基本とする新たな国と地方の関係を踏まえ、自己決定・自己責任の原則を最大限尊重すべきであり、いかなる形であれ国や都道府県が強制的に推進すべきではありません。

また、関係各方面で、一定の人口規模に満たない市町村の権限を制限・縮小したり、他の自治体への自動編入するなど町村の存立さえ否定する議論がなされています。このことは、地方自治法で定められた地方自治の本旨に大きく反するものであり、絶対容認することはできません。

未曾有の不況の中での税収の落ち込み、たび重なる経済対策の実施等によって、町村の財政は一段と厳しさを増しています。中でも、地方交付税は、一定水準の行政サービスの確保を図るために必要不可欠です。地方交付税は、従来どおり財源を確保するとともに、地方分権の推進とあわせて、地方への財源移譲を進めていただくよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成14年12月20日、総務委員長小原昇でございます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。ただいまの質疑に対し質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第12号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第12号は原案どおり可決されました。

議 長 次に、日程4番、議員提出議案第13号、奈良交通バスの利用促進を求める決議については、吉田君より提出され、所定の賛成者がおりますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いいたします。 7番議員！

7番議員 それでは説明をいたします。

奈良交通バスの利用促進を求める決議についてであります。

奈良交通の法隆寺行きなどの町内バス路線が廃止の危機にさらされています。9月議会に

において、奈良交通に路線廃止の中止を求める決議を行い、県や理事者に対し廃止を中止するよう働きを求めました。この議論の中で、王寺行きを除くすべての町内バス路線が赤字であり、国や県の奈良交通への補助でようやく維持されている実態が明らかになりました。公共交通機関の責任の一層の自覚と、利用促進のための路線の変更を含めた町内対策が必要になっています。根本的には、町の責任で広陵町の地形的な困難性を解消するため、福祉バスや巡回バスといった町民の利便性の確保が研究課題となります。

しかし、現状のバス路線を活用し、有効に利用するためにも対策が求められており、お年寄りの健康維持等積極的な外出支援をあわせて考えることができます。県下でも奈良市、王寺町、斑鳩町などでお年寄りへのバス利用の支援が行われています。

広陵町でも、公共交通機関の路線の改善などで一層の活用を図り、買い物や病院へ積極的に外出していただけるよう次のことを要望します。

1、五位堂駅発のバスを在来地域にも導入するように求めること。例えば、五位堂発、中和幹線を東下し県道大和高田斑鳩線を経由、そして上田部奥鳥井線、そして広谷秋廻り線という形をあらわすものです。

2つ目、70歳からのシルバーパス制度を創設すること。

以上、決議する。

議 長 これより本案について質疑に入ります。ただいまの質疑に対し質問ありませんか。

13番議員！

13番議員 二、三、質問させていただきます。

バスの利用促進を求める決議ということでございますが、県下でも奈良市、王寺町、斑鳩町などでお年寄りへのバスの利用への支援が行われておりますということですが、各奈良市、王寺町、斑鳩町ではそれぞれどのような支援が行われているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと2点目は、70歳からのシルバーパス制度を創設することということですが、このシルバーパスというのは具体的にはどのようなこととお考えなのか。もしこれがただの券であるということになりましたら、どのぐらいの費用を想定されておられるのか、70歳以上の方がどのぐらい広陵町におられるのか。それから、その辺、それがもしたの券ということでありましたら、なぜ70歳からの人にそれが必要なのか。70歳以上でもたくさんのお金を持ち、十分な年金をもらって生活されておられる方もおれば、若い人でも非常に生活の苦しい人もおられるわけでございます。それを一律、なぜ年が70歳からになったらこういうことをやる

のかという点について、ちょっとお答えをお願いいたします。

議 長 提案者より説明をお願いします。 7 番議員！

7 番議員 ただいまのご質問ですが、ただいま資料等を手持ちにございませんので、資料が正しい次第説明いたします。以上です。

議 長 13 番議員！

13 番議員 採決終わってからの資料では意味がございませんのでね、それでないということならそれで私は、賛同者、提案者を含めて8人もあるんですから当然可決されるもんだとは思いますがけれども、非常に残念な提案だと思います。

議 長 ほかに、賛成者の中にこれに対して。 5 番議員！（13 番議員「質問やで、今。」）（5 番議員「そうよ。」）

質問を……。ちょっと5番、今吉田さんからの提案者がああいう説明あったけど、その補足説明をあんたが賛成者に対してするわけか。（5 番議員「いやいや、違うんねん、質問や。」）吉田君に質問か。 5 番議員！

5 番議員 私の方では調査しまして、平群町では3,000円以上の交通、近鉄と、それから奈良交通のバスの乗車券ということの交付ということで、65歳ということを私は確認してるんです。

それから、斑鳩町では70歳以上で奈良交通のバスで5,000円、実際は5,700円まで使えるんですけれども。それから、王寺町の方は70歳以上の方が乗り放題といたしますか、町内は乗り放題と、それと三室病院までは無料ということを確認してるんですが、それで相違ありませんか。

議 長 7 番議員！

7 番議員 今の松野議員の質問……。

議 長 いや、質問に答えとるわけよ。（7 番議員「質問や。」） 7 番議員！

7 番議員 今ご質問をあった件に関しましてですが、記憶は定かではございませんけども、今手元に資料もございませんが、はっきりは申しませんが、多分そうであったかなあというふうに記憶しております。以上です。

議 長 ほかに。 14 番議員！

質問ですよ、松本さん。

14 番議員 提案の説明や。わしがやな……。 （13 番議員「説明は提案者がするんやけどな。」）いや、しとるけどやな、その詳しい説明や、おい。（13 番議員「そなんあき

まへんがな、そんなんあかんで。」)

議長 いや……。 (13番議員「討論でやらんなんのや。」) 松本さんが山本さんの質問に答えるんやったら許しますよ。いや、許しますけど、答えられますか。(14番議員「言うわ、言うわ。」) 山本さんのなぜ70歳以上に渡す……。 (14番議員「賛成してる理由を言います。」) はい。(13番議員「討論やがな。」) 討論やな。(13番議員「討論でやってもらわんと、そんなもん質問で……。」) (14番議員「何で、いやこれは……。」) じゃ。(14番議員「賛成してますのは、やはり……。」) わかりました。(14番議員「こんなもん……。」) もう結構です。(14番議員「もうええかい。」) はい、結構です。わかりました。

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。 13番議員!

賛成が先したかてしゃあないやないか。(14番議員「賛成やいうて……。」) 反対が先やねん。

13番議員 反対の立場から討論いたします。

せっかく、私も奈良交通バス利用促進を求める決議ということには反対ではないんです。どういう利用を求めるか、ここにはただ乗りの券を発行せえということなんで、70歳以上には。そうじゃなしに、本当に広陵町の町民がこのバスを必要だというんなら、みんなその気になってお金を出してバスに乗ろうじゃないかと、こういう運動を展開しようというんだったら私は大賛成なんです。

皆さんご承知のとおり、もうしばらくしますと15年度の国の予算も提示されると思います、内示されると思います。大体八十二、三兆円ですか、歳出が。そのうちの税収が42兆円、国債発行が40兆円、延べでなるというような話を聞いております。かなりの大型な負債というか、国債の発行になると。要するに、今の時代でもどンドンどンドンと金の先使いが始まってるわけなんです。もうそういう向うへ負担を延ばしていく時代は終わった。やはり我々、それぞれ現在の人間が現在の負担をよりしていかななくてはならない時代に僕が入ってきたと思うんです。その中で、単に70歳になったからただの券をやるんだというようなことは、私はとても賛成できない。70歳でも老齢福祉年金ですか、老齢の健康保険ですか、あれも収入によって自己負担率が変わってきたというような時代なんです。そのときにただ単なる70歳の年が来たから全部ただの券をやって利用促進、こんなもん利用促進でも何でもありません。単にただの券で乗るだけに過ぎない。よって、反対します。(14番議員「議長、議長。」)

議 長 4番議員！（14番議員「言うたらあかんちゅうねや。」）

4番議員 今の反対の理由は、お年寄りの施策全般に対する反対の趣旨だと思います。それはすべてに共通する内容になっています。1つは、改悪になったとはいえ70歳以上のお年寄りへの医療費の助成、あるいは広陵町でいえば障害者の方への助成、また老人福祉に対するその他の助成、こういうような補助金に対する敵対した発言であります。

また、これについてなぜそういうように断言するかといえば、促進は反対ではない、ただ乗りの券を発行させるだけではないかというようにおっしゃいますけれども、実際に交通公共機関と、そしてめいめいが、いわゆる自動車の発達によってそれぞれが自由に移動できる、そういう手段が広く広がったという問題をごっちゃに考えている、全くのお年寄りに対する施策を全面否定する攻撃だと思います。なぜかといえば、本当に必要な問題については、長年苦勞されてきたお年寄りが今現実問題として買い物に行きにくい。例えば、足相にやまかつがあったときには、近所の方々は非常にその買い物に楽をされた。なくなった途端にこの近辺でどういう声が上がったかという、本当に不便になったと、こういうことは広陵デパートがあったにかかわらず、お年寄りの率直な発言であります。また、箸尾の地域でいえば、現実問題としてなかなか買い物に行きにくい、こういうようなお年寄りもおられます。また、高田へ行く分についても不便になったと、これが現実の発言であります。こういうお年寄りに対して、今公共交通機関が衰退していつてる、あるいはまた不便になっている。こういうところの部分、国、県は補助金でもってその交通公共機関の活用、あるいはまた存続を求めているわけであり、これは山本議員が今どきの時代に反すると言っていますけれども、県や国が交通公共機関のために……。補助金を出している制度であります。こういうようなところへの攻撃と同じことであり、みずからが発言している問題は、国や県の補助金に対してつばを吐いたまま自分に返ってきてる状態ではないでしょうか。

現実に、例えば奈良県は、この12月18日に意見書が採択されています。地方バス生活道路の確保を求める意見書、地域住民の生活の維持発展に重要な役割を果たしている最低限の公共交通手段である地方バス生活路線は過疎化の進行、マイカーの大幅な普及等によって大変厳しい状況にあるというような形の認識を県の県会でも持っておられる。そして、そういう対応の中で、生活交通維持確保対策研修会が発足しました。第1回の準備会で行い、正式には来年度から立ち上げたいと予算要望している状況です。市町村、県、バス事業者、タクシー業界、労組など構成して、県の役割として広域的路線基本バス過疎対策、不採算路線、これらを考えた上で路線維持の利用促進、空白地帯対策、福祉バス、行政バス、スクールバ

ス等の活用というような形で今取り組みを進めようとしているところであります。このような県や市町村がやろうとしていることに対して、山本議員はただ乗りの券だけを発行するということに対して、これは時代に逆行するというようにおっしゃっていますが、現実問題として県や、そしてまた今県議会が議決した趣旨に対しても反してる問題であります。そういう点で、そのような認識を深めるという点で、具体的な問題の不足が露呈している内容だと思えます。

また、70歳以上に限って行うというのは、現実問題として広陵町でも赤ちゃんを持っておられる方で車のない方、これは健診に行くときにタクシーを利用するとか、非常に不便をなされることもあります。こういう問題については別の視点で考えなければ、現在の路線を活用するということではできません。今現実には、広陵町の路線の中心は残念ながら馬見路線、そして箸尾路線、この2つが最大活用されてる問題であり、これすらを失うということになれば大変なことです。そういう点において、後ろ向きな取り組みかもしれませんが、現状の路線の活用を図っていく……。お年寄りに対して積極的な活用を図っていく、こういう点の視点を奈良交通に対しても示していく、こういう議会の発言というのは積極的に受け取る必要があろうと思えますのに、あえてそんな積極的な側面を70歳以上になぜする必要があるのかというような攻撃的な発言というのは納得できないということであります。

議 長 はい、はい。

4番議員 私たちは、65歳以上が高齢者ですけれども、そういう点については意見の相違もある、あるいは70歳にした方がいいという意見もある中で、私たちは70歳という意見を取り入れて今これを提案させていただいたところであります。以上です。

議 長 反対決議の人に受けます。反対決議ですよ。もう反対決議がなかったら討論を打ち切ります。

(なしの声あり)

議 長 採決いたします。

本案について反対者がありますので起立により採決いたします。

議員提出議案第13号について原案どおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 1、2、3、4、5、6、7、8人やな。

起立多数であり、よって議員提出議案第13号は原案どおり決議されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしましたの

で、会議を閉じます。

平成14年度第4回定例会をこれにて閉会いたします。

(A.M. 11 : 47 閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成14年12月20日

広陵町議会議長 山 田 光 春

署 名 議 員 吉 岡 章 男

署 名 議 員 出 張 光 男